



# 栃木県公報

令和3(2021)年  
3月31日(水)  
号外  
第28号

## 目次

### 監査委員

○包括外部監査の結果に関する報告の公表..... 1

## 監査委員

### 栃木県監査委員告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第5項の規定に基づき、町田昌久包括外部監査人から監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第252条の38第3項の規定により次のとおり公表する。

令和3（2021）年3月31日

栃木県監査委員	小	林	幹	夫
同	関	谷	暢	之
同	金	井	弘	行
同	平	野	博	章



令和 2（2020）年度

## 包括外部監査報告書

自然災害対策に係る事務の執行及び事業の管理について

栃木県包括外部監査人

町田 昌久



## 目次

I 監査の概要 .....	7
第1章 外部監査の種類 .....	7
第2章 選定した特定の事件（テーマ） .....	7
第3章 外部監査対象期間 .....	7
第4章 特定の事件（テーマ）を選定した理由 .....	7
第5章 外部監査の対象 .....	8
第6章 実施した監査の方法 .....	9
1 監査の要点 .....	9
2 実施した監査手続 .....	9
第7章 外部監査人及び補助者 .....	10
第8章 外部監査の実施時期 .....	10
第9章 外部監査の結果 .....	10
第10章 利害関係 .....	10
II 外部監査対象の概要 .....	11
III 監査の結果 .....	13
第1章 行政機能／警察・消防等 .....	13
事業 No1 災害対策費－災害応急対策体制の整備事業 .....	13
事業 No2-1 地域防災力強化事業－自主防災リーダー養成事業 .....	14
事業 No2-2 地域防災力強化事業－自主防災組織活性化事業 .....	17
事業 No2-3 地域防災力強化推進事業－栃木県消防団サポート事業 .....	18
事業 No2-4 地域防災力強化事業－消防団活性化事業 .....	20
事業 No2-5 地域防災力強化推進事業－地域防災実践力向上事業 .....	21
事業 No2-6 地域防災力強化推進事業－地域防災力強化推進事業補助金 .....	22
事業 No3 災害対策費－災害時広域応援関係経費（災害対策費） .....	24
事業 No4 災害救助費－災害時広域応援関係経費 .....	25
事業 No5 耐震改修促進事業費－耐震改修促進事業費 .....	26
事業 No6 災害対応中長期応援職員受入事業－災害対応中長期応援職員受入事業 .....	30
事業 No7-1 県南技術支援センター施設改修費－県南技術支援センター災害復旧事務費 .....	32
事業 No7-2 県南技術支援センター施設改修費－県南技術支援センター施設修繕費 .....	33
事業 No8 県立学校施設等改修費 .....	34

<b>第 2 章 住宅・都市・土地利用</b> .....	<b>36</b>
事業 No9 街路づくり事業費（補助）－街路づくり事業費（補助） 経済対策分 .....	36
事業 No10 県営住宅管理費（11 月補正）－県営住宅管理費（管理代行） .....	38
事業 No 11 被災住宅再建等支援事業費.....	41
事業 No 12-1 災害救助費（応急仮設住宅の供与）－東日本大震災関係経費（2）、東日本 大震災関係経費（3）、災害救助費（会計年度任用職員費） .....	43
事業 No 12-2 災害救助費（応急仮設住宅の供与）－豪雨関係経費（R1）、その他 R2）、 災害救助費（会計年度任用職員費）（R2） .....	44
<b>第 3 章 保健医療・福祉</b> .....	<b>46</b>
事業 No13,59 災害救助積立金.....	46
事業 No14 北那須水道用水供給事業・鬼怒水道用水供給事業－災害備蓄用水製造業務委 託 .....	48
事業 No15-1 芳賀赤十字病院整備助成費－地域災害拠点病院施設整備事業費 .....	50
事業 No15-2 救急医療対策費－DMAT 連絡協議会.....	51
事業 No15-3 救急医療対策費－災害医療体制検討部会等.....	52
事業 No15-4 救急医療対策費－DMAT 保険料.....	54
事業 No15-5 救急医療対策費－DMAT 訓練参加経費 .....	55
事業 No15-6 救急医療対策費－災害医療本部運営経費 .....	56
事業 No15-7 救急医療対策費－災害医療研修・訓練経費.....	57
事業 No15-8 救急医療対策費－医療施設耐震化促進事業費 .....	58
事業 No16 地域保健福祉推進費－災害時健康危機管理支援チーム体制整備事業.....	60
事業 No17 社会福祉施設等災害復旧費事業 .....	62
事業 No18 介護基盤整備等事業（開設準備経費助成事業） .....	64
事業 No19 災害感染症予防対策事業 .....	66
<b>第 4 章 産業・エネルギー</b> .....	<b>67</b>
事業 No20 産業活性化金融対策費（経営安定資金（新規分）） .....	67
事業 No21 令和元年台風第 19 号緊急対策資金保証料補給事業.....	69
事業 No22 中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業 .....	70
<b>第 5 章 情報通信・交通・物流</b> .....	<b>72</b>
事業 No23 土木行政情報化推進費（政策）－GIS システム運営費（H28・H29・H30）電 算積算管理費（政策）（R01・R02） .....	72
事業 No24 災害対策費（広域物資拠点整備事業費） .....	74
事業 No25-1 防災行政ネットワーク費－機器の保守修繕.....	75
事業 No25-2 防災行政ネットワーク費－通信に係る経費.....	78
事業 No25-3 防災行政ネットワーク費－電波法に基づく経費.....	79
事業 No25-4 防災行政ネットワーク費－その他 .....	80
事業 N25-5 防災行政ネットワーク費－交換部品購入経費 .....	81

事業 No25-6 防災行政ネットワーク維持費－管理運営経費 .....	82
事業 No25-7 危機管理センター運営費－管理運営経費 .....	84
事業 No25-8 防災情報システム整備費－防災端末等リース費 .....	85
事業 No26 県ホームページ閲覧遅延対策 .....	87
<b>第6章 農林水産 .....</b>	<b>88</b>
事業 No27 元年発生林道災害復旧事業 .....	88
事業 No28 元年発生県単林道災害復旧事業 .....	90
事業 No 29 元年発生農業用施設災害復旧事業費 .....	91
事業 No 30 災害復旧事業費（R1当初分）－30年発生農地・農業用施設災害復旧事業費、元年発生農地・農業用施設災害復旧事業費、災害復旧事務費 .....	93
事業 No31・32-1 農漁業災害対策特別措置費（農漁業災害特別措置費）－病虫害防除用農薬購入費等補助金 .....	95
事業 No31・32-2 農漁業災害対策特別措置費（災害経営資金等利子補給費補助金） .....	96
事業 No 31・32-3 農漁業災害対策特別措置費（がんばろう“とちぎの農業”緊急支援資金利子補給補助金） .....	97
事業 No 33 水田農業構造改革推進事業－被災農家等営農再開緊急対策事業 .....	99
事業 No34 農業近代化資金融通促進費 11月補正（農業近代化資金利子補給金） .....	101
<b>第7章 国土保全・環境 .....</b>	<b>103</b>
事業 No35 森林整備事業費（造林事業費） .....	103
事業 No36 治山事業費 .....	105
事業 No37 県単治山事業－県単治山事業 .....	108
事業 No38 農村集落基盤再編・整備事業－県営中山間地域総合整備事業 .....	111
事業 No38-1 農村地域防災減災事業－県営農業用河川工作物応急対策事業 .....	112
事業 No38-2 農村地域防災減災事業－震災対策農業水利施設整備事業 .....	114
事業 No38-3 農村地域防災減災事業－用排水施設整備事業 .....	117
事業 No38-4 農村地域防災減災事業－土地改良施設突発事故復旧事業 .....	118
事業 No38-5 農村地域防災減災事業－農業用ため池防災減災対策推進事業 .....	119
事業 No38-6 農村地域防災減災事業－ため池整備事業（国臨時特別措置分） .....	121
事業 No39 国営土地改良事業負担金（直轄事業負担金）－国営土地改良事業負担金（直入分）（国臨時特別措置分） .....	122
事業 No40-1 河川調査費（河川改修調査費）－河川調査費（河川改修調査費） .....	123
事業 No40-2 河川調査費（河川改修調査費）－河川調査費（公共事業関連調査費） .....	125
事業 No40-3・4 河川調査費（河川改修調査費）－河川調査費（水防災意識社会再構築事業費） .....	127
事業 No41 河川砂防施設づくり事業費（県単）－河川砂防施設づくり事業費 .....	129
事業 No42-1 ダム施設保全事業費（補助）－ダム施設保全事業費（補助）（経済対策分） .....	131

事業 No42-2	ダム施設保全事業費（補助）－ダム施設保全事業費（補助）	137
事業 No43	ダム施設保全事業費（県単）－ダム施設保全事業費（県単）	138
事業 No44	砂防調査費－砂防調査費	142
事業 No45-1	砂防施設づくり事業費（補助）－砂防施設づくり事業費（補助）（経済対策分）	145
事業 No45-2	砂防施設づくり事業費（補助）－砂防施設づくり事業費（補助）	148
事業 No46	宅地耐震化促進事業費（補助）－宅地耐震化促進事業費（補助）	149
事業 No47	総合交通政策事業費（補助）－総合交通政策事業費（補助）	151
事業 No48	道路保全事業（県単）11月補正－道路保全事業（県単）11月補正	155
事業 No49	元年災害復旧事業費（工事費）－元年災害復旧事業費（工事費）	158
事業 No50	元年県費単独災害復旧事業費（工事費）－元年県費単独災害復旧事業費（工事費）	162
事業 No51	自然公園等施設整備事業費（災害）	163
事業 No52	治山事業－治山事業	165
事業 No53	県単治山事業－県単治山事業	166
事業 No54	災害関連緊急治山事業－災害関連緊急治山事業	169
<b>第8章</b>	<b>リスクコミュニケーション</b>	<b>171</b>
事業 No55	危機管理費－避難対策等強化事業費	171
事業 No56	危機管理費	172
事業 No57	女性活躍応援事業－女性活躍応援連携事業(1)	174
事業 No58	国際化推進事業費－外国人材活用強化・多文化共生事業費（多言語避難カード作成・配布業務）	176
事業 No59	災害救助積立金	178
事業 No60	県民運動推進費－災害時のボランティア活動支援体制強化に要する経費	178
事業 No61	被災高齢者・障害者把握事業－被災高齢者・障害者把握事業	181
事業 No62	賦課徴収費（県税徴収費）－その他	182
事業 No63	令和元年台風第19号栃木県災害義援金	185
事業 No64,69	被災者生活再建支援基金拠出金	187
事業 No65	事業名 私立学校被災児童生徒授業料等減免事業－私立学校被災児童生徒授業料等減免事業	189
事業 No66	小・中・高校運営費補助金－小・中・高校運営費補助金	191
事業 No67	栃木県被災児童生徒就学支援等事業（東日本大震災対応分）－被災児童生徒就学支援等事業	192
事業 No68	栃木県被災児童生徒就学支援等事業（大規模災害対応分）－被災児童生徒就学支援等事業	195
事業 No70	納税証明（地方税法に基づく制度への対応）	196
事業 No71	災害救助費－豪雨被害関係経費	197



事業 No72	申告等期限の延長（地方税法及び県税条例に基づく制度への対応）	198
事業 No73	徴収猶予（地方税法に基づく制度への対応）	199
事業 No74	減免（県税条例に基づく制度への対応）	200
事業 No75	被災高齢者・障害者把握事業	202
<b>第9章</b>	<b>老朽化対策</b>	<b>204</b>
事業 No76	森林路網整備事業費－林道施設長寿命化事業費	204
事業 No77-1	医療施設耐震化臨時特例基金事業費－医療施設耐震化臨時特例基金積立金	205
事業 No77-2	医療施設耐震化臨時特例基金事業費－医療施設耐震化臨時特例基金事業費	206
事業 No78	障害者福祉施設整備助成費－耐震化等整備	208
事業 No79	幼稚園耐震化事業	209
事業 No80-1	農業用ハウス強靱化緊急対策事業－被害防止技術講習会等の開催	211
事業 No80-2	農業用ハウス強靱化緊急対策事業－既存横行用ハウスの被害防止対策	212
事業 No81	快適で安全な道づくり事業費（補助）（経済対策）	214
事業 No82	道路保全事業（補助）	216
事業 No83	県有建築物耐震化推進事業費－県有建築物耐震化推進事業費	217
事業 No84	足尾発電所水圧鉄管等耐震性能照査業務委託	220
事業 No85	鬼怒水道用水供給事業－（鬼水）管路施設耐震（簡易）診断業務委託	222
事業 No86-1	警察施設整備費－警察署庁舎建設費（継続費）	223
事業 No86-2	警察施設整備費－警察署庁舎建設費	224
事業 No87	被災警察施設等緊急補修費－政策経費 B・投資	226
事業 No88	被災警察施設等緊急補修費－政策経費 B・投資	228
<b>IV</b>	<b>その他所見</b>	<b>229</b>
1	各種防災情報を踏まえた事前対応	229
2	利水施設の治水利用について	230

(本報告書における記載内容の注意事項)

- ・ 端数処理について

報告書の数値は、原則として単位未満の端数を切り捨てて表示しております。そのため、表中の総額と内訳の合計とが一致していない場合があります。公表されている統計資料等を使用している場合には、原則としてその数値をそのまま使用しております。そのため、端数処理が不明確な場合もあります。

## I 監査の概要

### 第1章 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項及び第 2 項に基づく包括外部監査

### 第2章 選定した特定の事件（テーマ）

自然災害対策に係る事務の執行及び事業の管理について

### 第3章 外部監査対象期間

令和元年度（自平成 31 年 4 月 1 日 至令和 2 年 3 月 31 日）

ただし、必要に応じて他の年度についても監査対象とした。

### 第4章 特定の事件（テーマ）を選定した理由

近年、地球温暖化に起因すると考えられる異常気象が多発している。また、日本列島を取り巻く地殻の変動による東日本大震災を始めとする大規模な地震が列島各地で頻発している。

これまで、県民の多くは、栃木県は比較的自然災害が少ない住みやすい土地であると漠然と思っていたのではないだろうか。

しかし、ここ数年、異常気象による風水害が多発しており、平成 27 年 9 月関東・東北豪雨に続き、令和元年東日本台風（台風第 19 号）による災害では、過去に経験したことがないほどの大雨による河川氾濫が起きた。甚大な被害が身近に起こる度に、自然災害に対する危機感が県民に広く共有されているものと思われる。

また、東日本大震災を境に原子力発電に対する安全神話は崩壊し、放射能に対する不安が現実化した。それと共にエネルギーの安定供給に対する県民の関心が高まった。電気に大きく依存した社会生活や経済活動がもつ脆弱性が明らかになり、それを回避する上でのエネルギー供給の分散化の課題が浮き彫りになった。

災害予測は、現代の科学をもってしても難しい問題である。そのため、常日頃から災害に備えた予防対策を講じておく必要がある。また、災害が発生した場合、できる限り被害を最少に抑えるために適切な初動活動が必要となる。さらに中長期的には、防災・減災のための社会資本の整備が求められる。近年ではインターネットやソーシャルメディア等の情報インフラが発達し、災害情報の収集や伝達に格段の利便性をもたらしているが、反面、様々なデマや誤報が拡散し、情報パニックが生じる事態やその危険性が指摘されている。公的機関としての行政には、発災時における災害情報の迅速性と正確性を確保するという情報管理体制の高度化が要求される。

県政の基本指針である「とちぎ元気発信プラン」（2016 年度-2020 年度）では、「とちぎ地域づくりビジョン」の基本的な考え方のひとつに、「災害やインフラの老朽化に対応した

強くしてしなやかなとちぎづくり」を掲げており、快適実感安心戦略のもと「災害に強いとちぎの基盤づくりプロジェクト」や「持続可能なエネルギー社会実現プロジェクト」を推進している。

自然災害が頻発する昨今の状況からすると、災害に強い強靱な社会資本の整備は、可能な限り速やかな実行が求められる。一方、高まる行政需要に対して予算は限られていることから、自然災害から県民の生命財産を守るための施策が急がれる中、いかに効果的・効率的に事業を実施するかが問われている。

以上により、令和2年度の監査テーマとして、県民の関心が高く、かつ事業の効果が県民の生命財産に直結する事業であるという重要性に鑑み、自然災害対策に係る事務の執行及び事業の管理を選定した。

## 第5章 外部監査の対象

### 外部監査対象機関（部局）

監査対象とした自然災害対策に関連する「栃木県国土強靱化地域計画」におけるリスクシナリオを回避するために必要な施策分野に関する主管部局は、次のとおりである。

区分	施策分野	主管部局
個別（1）	行政機能／警察・消防等	経営管理部 人事課 県民生活部 危機管理課、消防防災課 産業労働観光部 工業振興課 県土整備部 建築課 教育委員会 施設課
個別（2）	住宅・都市・土地利用	県民生活部 危機管理課 県土整備部 都市整備課、住宅課
個別（3）	保健医療・福祉	県民生活部 危機管理課 保健福祉部 保健福祉課、医療政策課 高齡対策課、健康増進課 企業局 水道課
個別（4）	産業・エネルギー	産業労働観光部 経営支援課
個別（5）	情報通信・交通・物流	経営管理部 行政改革 I C T 推進課 県民生活部 危機管理課 県土整備部 技術管理課
個別（6）	農林水産	環境森林部 森林整備課 農政部 農政課、経済流通課 生産振興課、農地整備課
個別（7）	国土保全・環境	環境森林部 自然環境課、林業木材産業課、 森林整備課

		農政部 農村振興課、農地整備課 県土整備部 交通政策課、道路保全課、 河川課、砂防水資源課、住宅課
横断的 (1)	リスクコミュニケーション	経営管理部 税務課、文書学事課 県民生活部 県民文化課、危機管理課、 消防防災課、 人権・青少年男女参画課 保健福祉部 高齢対策課、障害福祉課 産業労働観光部 国際課 教育委員会 義務教育課
横断的 (2)	老朽化対策	環境森林部 森林整備課 保健福祉部 医療政策課、障害福祉課、 こども政策課 農政部 生産振興課 県土整備部 道路整備課、道路保全課、 建築課 企業局 電気課、水道課 警察本部 会計課

## 第6章 実施した監査の方法

### 1 監査の要点

包括外部監査の根拠規定である地方自治法第 252 条の 37 第 2 項によると、包括外部監査人は、監査に当たって監査対象団体の「財務に関する事務の執行」及び「経営に係る事業の管理」が、第 2 条第 14 項（住民の福祉の増進、最少の経費で最大の効果）及び第 15 項（組織及び運営の合理化、規模の適正化）にのっとりなされているかどうかを意を用いなければならないとされる。この規定を受けて包括外部監査における監査要点は、次の 2 つにまとめることができる。

- ① 財務事務執行の合规性
- ② 行政の管理の視点（住民福祉の増進等の観点から上記地方自治法第 2 条第 14 項及び第 15 項、具体的には施策の有効性、効率性、経済性、公平性、公正性、優先性、説明責任等）に基づいて、予算統制制度が整備運用されているか否か

### 2 実施した監査手続

- ① 関係法令、条例、規則等の根拠規定を確認し、関係書類・帳票類の閲覧、突合、関係者への質問等を実施した。
- ② その他包括外部監査人が準拠性監査を実施するために及び監査の要点を検証する上

で必要と認めた監査手続を実施した。

## 第7章 外部監査人及び補助者

包括外部監査人

公認会計士 町田昌久

補助者

公認会計士 鈴木公泉 公認会計士 牧野安浩

弁護士 松本直樹 公認会計士 針谷和弘

## 第8章 外部監査の実施時期

令和2年7月17日から令和3年1月8日まで監査を実施し、令和3年3月16日に最終的な意見をまとめたものである。

## 第9章 外部監査の結果

この監査報告書では、地方自治法第252条の37第2項に基づき、監査の結果を以下のとおり2つに区分した。なお、監査の結果、特に問題となる事項がなかった場合は、その旨を記載している。

区分	説明
指摘事項	<ul style="list-style-type: none"><li>● 予算執行に関する合规性違反の事実</li><li>● 事業の「有効性」、「効率性」等の観点から予算統制が不適切であること の事実</li></ul>
意見	<ul style="list-style-type: none"><li>● 指摘事項に対する改善提案</li><li>● 事業の管理に対する改善提案</li><li>● 事業の「有効性」や「効率性」等に対する判断</li></ul>

## 第10章 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、私は、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

## II 外部監査対象の概要

### 1 災害対策に関する法律

平成の時代を振り返ると阪神・淡路大震災や東日本大震災といった巨大地震が発生するなど、各地で地震が頻発した。平成の終わりから令和に入っては異常気象による豪雨災害が頻繁に生じており、様々な大規模自然災害に日本列島は襲われている。

過去の被災を受け、国の災害対策の根幹をなす法整備が行われてきたところであるが、平時の備えに対する法律と発災時及びその後の対応に関する法律が柱となっている。前者では、平時からの備えを強化する防災・減災の推進を図ることを基本理念として国土強靱化基本法が定められており、後者の発災時に対する応急対策や復旧・復興対策等の対応に関する法律としては災害対策基本法が定められている。

災害対策基本法は、甚大な被害をもたらした伊勢湾台風後の昭和 36 年に公布・施行され、大規模な自然災害が発生するたびに改正が行われてきた。法の目的は、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災行政の責任の明確化と総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することであると定められている。国は、この法律に基づき防災基本計画を定め、各自治体（県・市町村）はそれに基づき地域防災計画を策定している。栃木県では、「栃木県地域防災計画」を昭和 38 年に策定し、直近では令和元年東日本台風（台風第 19 号）災害を受けて令和 2 年 5 月に改定している。

また、平成 23 年の東日本大震災による未曾有の被害を受け、過去の大災害を教訓として最悪の事態を念頭に平時から備えを行うことの必要性が強く意識された。国は、平成 25 年に議員立法により「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」を制定し、国土強靱化基本計画を策定した。地方公共団体には、国土強靱化に関し、国との適切な役割分担を踏まえて地域の状況に応じた施策を総合的かつ計画的に策定し実施する責務が明記された。栃木県は、これを受けて平成 28 年 2 月に栃木県国土強靱化地域計画を策定し「強さ」と「しなやかさ」を兼ね備えた安全・安心なとちぎづくりを推進することを目指している。

### 2 時系列による災害対策

行政の役割を時系列からみると、発災前の社会経済システムの強靱化政策があり、発災時の応急対策、発災後の復旧・復興対策へと移って行く。外部監査の対象期間である令和元年度は、10 月に令和元年東日本台風（台風第 19 号）が関東、東北を中心に猛威を振るい、大規模な自然災害が発生した。県内においても中小河川の氾濫が相次ぎ、家屋の床下・床上浸水や公共施設の被害が出た上に、起きてはならない最悪の事態である人命に係わる被害が生じている。なぜこれほどの大災害が発生してしまったのかという点を検証する必要があることはもちろんであるが、復旧・復興に追われるさなかに冷静な検証を行うことは人的・

時間的に難しいところである。そのため、監査においては平時の準備が十分に出来ていたのかという点に焦点を置いて、現実に発生してしまった大規模水害の事象に照らして問題点を浮き上げることとした。

### 3 リスクシナリオを回避するために必要な施策分野

栃木県国土強靱化地域計画は、発災前の「平時」から強くしなやかな社会経済システムの構築を目指すことなどを基本理念とし、脆弱性評価という手法を導入して最悪の事態（リスクシナリオ）を回避するための強靱化施策を各施策分野で推進している。監査の対象としては、栃木県国土強靱化地域計画に掲げられた「リスクシナリオを回避するために必要な施策分野」の中から主な事業を次のとおり抽出した。

区分	施策分野	抽出事業数	事業No	Ⅲ 監査の結果
個別 (1)	行政機能／警察・消防等	8	1～8	第1章
個別 (2)	住宅・都市・土地利用	4	9～12	第2章
個別 (3)	保健医療・福祉	7	13～19	第3章
個別 (4)	産業・エネルギー	3	20～22	第4章
個別 (5)	情報通信・交通・物流	4	23～26	第5章
個別 (6)	農林水産	8	27～34	第6章
個別 (7)	国土保全・環境	20	35～54	第7章
横断的 (1)	リスクコミュニケーション	21	55～75	第8章
横断的 (2)	老朽化対策	13	76～88	第9章

報告書では、各事業の概要に想定されるリスクに対する最悪の事態としてのリスクシナリオを記載し、リスクシナリオを回避するための現状分析・評価を示している。また、報告書の「Ⅲ 監査の結果」の章立ては、施策分野の順番に原則倣っている。

### 4 脆弱性評価の手順

脆弱性評価の手順を簡略化して示すと、次のとおりである。

#### 【脆弱性評価の手順】

- ① 想定するリスクの設定
- ② 予防目標及び最悪事態（リスクシナリオ）の設定
- ③ 必要な施策分野の設定
- ④ 最悪事態回避のための現状分析・評価



### III 監査の結果

#### 第1章 行政機能／警察・消防等

##### 事業 No1 災害対策費－災害応急対策体制の整備事業

所属名 県民生活部危機管理課 総務企画担当

#### 1 事業の概要

(1) 事業の想定する栃木県国土強靱化地域計画におけるリスクシナリオ

該当なし

(2) リスクシナリオを回避するための現状分析・評価（事業の趣旨・目的）

地域防災計画は、地震や風水害といった災害の種類ごとに発災時における応急対策や発災後における復旧・復興対策等の対応を取りまとめたもの。

(3) 事業の内容

・栃木県防災会議の開催費用にかかる防災委員への報償費・費用弁償など。

・栃木県地域防災計画のスリム化に伴う委託費用（R2年度）。

(4) 予算額と事業費実績

(単位：千円)

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
予算額	536	522	842	483	5,113
事業費実績	169	0	182	0	

(5) 財源

(単位：千円)

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
一般財源	169	0	182	0	

(6) 令和元年度の実施状況

・令和元年東日本台風（台風第 19 号）の災害対応により栃木県防災会議は開催しなかった。

(7) 栃木県国土強靱化地域計画における重要業績指標又は各事業の目標値

該当なし

(8) 取組の課題

・栃木県地域防災計画のスリム化は全国的にもない事業なので、その進め方に課題がある。

(9) 課題に対する対策

・改定案作成を専門業者に委託し、来年度の完成を目指す。

## 2 監査の結果

### (1) 栃木県防災計画の実効性の確保について（意見）

#### ア 結論

栃木県防災計画が実効性のあるものとなるように、市町との連携を強化して対応を進めることが望まれる。

#### イ 内容

栃木県防災会議は災害対策基本法に則り、栃木県地域防災計画を作成し、その実施を推進することなどを目的としている。国の防災計画の修正や、関連する法令などの改正があった場合、県においてもこれらの趣旨を踏まえて、防災会議により県の防災計画を改定していく。令和元年度は令和 2 年 2 月開催の予定であったが、令和元年東日本台風（台風第 19 号）災害発生への対応及び、災害をうけて把握された課題などをとりまとめて計画に盛り込むため、令和 2 年度での開催・改定に変更されている。なお栃木県地域防災計画の本編は総論以下、水害・風害、竜巻等風害・雪害対策編をはじめとした災害の種類ごとに定められているが、文章量が長大であるため、令和 2 年度においてスリム化を計画している。

令和元年度は防災会議が開催されなかったため、平成 30 年度が直近の開催年度となる。平成 30 年度の防災会議では、国の防災基本計画の修正や水防法、土砂災害防止法の改正のほか、近年の大規模災害の課題等を踏まえた県の地域防災計画の改定が行われている。これにより、県が管理する河川の水位等、避難勧告等の発令に資する市町に対する情報提供・助言や避難所管理・運営体制の整備、中小河川における避難勧告等の発令基準策定等の項目で内容の追加や修正がなされた。また平成 30 年の西日本豪雨災害においては住民の避難が遅れたことで多くの犠牲者を出したことを受けて、避難誘導の在り方についても会議で協議されている。

しかし、令和元年東日本台風（台風第 19 号）に係る災害対応では、住民の避難の在り方や情報発信、市町との情報連携など多くの課題が浮き彫りとなった。危機管理課がとりまとめた災害対応に係る資料を見ると、夜間や大雨特別警報発令中に多数の住民が避難し、市町でも避難勧告等の発令タイミングに苦慮したことや、洪水浸水想定区域内にある施設を避難所としている事案が報告されている。

避難などの特に住民の安全に関わる部分については、策定された防災計画の進捗管理にあたっては、住民まで行きとどいた実効性があるものになっているかを確認しながら、市町と連携を強化してスピード感を持って対応を進めることが望まれる。

事業 No2-1 地域防災力強化事業－自主防災リーダー養成事業

所属名 県民生活部消防防災課地域防災担当

## 1 事業の概要

### (1) 事業の想定する栃木県国土強靱化地域計画におけるリスクシナリオ

- ・ 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
- ・ 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

### (2) リスクシナリオを回避するための現状分析・評価（事業の趣旨・目的）

- ・ 災害発生時に被害の拡大の防止や迅速な復旧に向け、地域における多様な主体が連携・協力して対応できる体制を整えるため、地域防災力の向上を図る。

（自主防災組織のリーダー養成のため、自主防災組織の運営や避難等に関する研修会を実施する。また、自主防災組織の設立促進のために市町が主催する講演会等の開催を支援する。）

### (3) 事業の内容

- ・ 地域の自主防災組織で指導的立場にある者を対象に自主防災組織リーダー育成研修会を実施する。
- ・ 防災意識の高揚、自主防災組織への理解促進のために、市町が主催する自主防災組織設立講演会等の開催を支援する。

### (4) 予算額と事業費実績

（単位：千円）

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
予算額	108	543	677	907	907
事業費実績	157	559	615	665	

### (5) 財源

（単位：千円）

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
一般財源		59	115	165	
特定財源	157	500	500	500	

### (6) 令和元年度の取組と実施状況

- ・ 県内 3 か所で自主防災組織リーダー育成研修会を実施し、86 名が参加した。
- ・ 県内 3 市において自主防災組織設立促進講演会等を計画したが、令和元年東日本台風（台風第 19 号）のため 2 市が中止となり、1 市において実施した。

### (7) 栃木県国土強靱化地域計画における重要業績指標又は各事業の目標値

- ・ 自主防災組織世帯カバー率 【現状値】(H27) 87.5% 【目標値】(R2) 91.0%

### (8) 取組の課題

- ・ 安全安心な生活基盤を整えるためには、地域住民の防災意識の高揚、自主防災組織の設立、組織としての防災活動の活性化により、地域防災力の向上を図る必要がある。

## (9) 課題に対する対策

- ・自主防災組織活性化のために活躍できる人材の育成、自主防災組織の設立促進を引き続き実施していく。

## 2 監査の結果

### (1) 研修参加者の所属地域について（意見）

#### ア 結論

自主防災組織リーダーの育成研修会の対象者が県内全域からまんべんなく参加できていない。

#### イ 内容

本事業における施策のひとつとして、自主防災組織リーダーの育成研修会がある。この研修会は、自主防災組織等の指導的立場にある者を対象として、講義や演習などを通して組織活性化のための人材を養成すること目的としている。令和元年度は2日間の日程の研修会が3回開催され、合計86名が研修会に参加している。アンケートなどを見ると研修内容についてはおおむね好評を得ているようではあるが、参加者が所属する自主防災組織の市町をみると、県内25市町のうち14市町からの参加となっていて、県内全域からまんべんなく、対象者が参加しているわけではない。参加対象者は市町を經由で推薦を募っており、各市町の事情や開催場所に左右される可能性があるが、原因の分析等はなされていないため定かではない。

参加者がいない市町については、各市町とも連携して原因や対策について協議し、県内の地域にまんべんなく研修がいきとどいているかを評価することが望まれる。

### (2) 重要業績指標について（指摘事項）

#### ア 結論

自主防災組織世帯カバー率の実態を把握するとともに、重要業績指標のありかたを検討する必要がある。

#### イ 内容

本事業では自主防災組織世帯カバー率を重要業績指標として掲げている。自主防災組織とは「住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織」（災害対策基本法2の2Ⅱ）であり、自主防災組織世帯カバー率（組織率）とは、各市町の世帯数に対する、自主防災組織の活動地域内の世帯数の割合である。県による当指標の年度推移資料を見ると、県全体の令和元年度の実績は88.6%と平成27年度の87.5%から増加している。

同資料ではさくら市の平成28年度の自主防災組織数及び組織率が著しく減少している（平成27年度 組織数75 組織率100% →平成28年度 組織数8 組織率10.3%）。原因を把握しているか県に質問したところ、さくら市で平成28年度に実効性のある組織という観点から集計基準を見直したためであった。

組織数等の調査は各市町に委ねられているため、市町によって具体的な基準が異なる可能性があるが、県では市町での具体的なカウントの基準までは把握していない。そのためこのような事例を踏まえると、指標の実績が災害時に有効に機能する組織の整備状況を適切に表しているかについては疑義が生じる。自主防災組織世帯カバー率の実態を把握するとともに、自主防災組織に関連する事業の重要業績指標のありかたを検討する必要がある。

## 事業 No2-2 地域防災力強化事業－自主防災組織活性化事業

所属名 県民生活部消防防災課地域防災担当

### 1 事業の概要

(1) 事業の想定する栃木県国土強靱化地域計画におけるリスクシナリオ

- ・情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
- ・地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(2) リスクシナリオを回避するための現状分析・評価（事業の趣旨・目的）

- ・災害発生時に被害の拡大の防止や迅速な復旧に向け、地域における多様な主体が連携・協力して対応できる体制を整えるため、地域防災力の向上を図る。

（災害時に自主防災組織が有機的に機能するよう、地区防災計画の策定を推進するとともに、自主防災組織の活動の活性化に向けて、地域で自主防災組織に参画しリーダー的な役割を果たす防災士を養成する。）

(3) 事業の内容

- ・各市町が選定したモデル地区に対して専門家（防災士）を派遣することにより、地区防災計画の策定を支援し、対象となった市町の職員とノウハウを共有する。
- ・各市町が推薦する者をとちぎ地域防災アドバイザーとして養成・登録し、市町における防災対策事業等に資する。

(4) 予算額と事業費実績

(単位：千円)

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
予算額	-	-	-	3,517	6,044
事業費実績	-	-	-	2,734	

(5) 財源

(単位：千円)

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
一般財源	-	-	-	2,734	

(6) 令和元年度の取組と実施状況

- ・県内 8 市町（8 地区）に対して専門家（防災士）を派遣して地区防災計画策定支援を行った。
- ・とちぎ地域防災アドバイザー防災士養成講座を開催し、55 名を登録した。

(7) 栃木県国土強靱化地域計画における重要業績指標又は各事業の目標値

自主防災組織世帯カバー率 【現状値】(H27)87.5% 【目標値】(R2) 91.0%

(8) 取組の課題

県内全ての市町において地区防災計画をモデル的に策定し、その取組をその他の地区に広く波及させていく必要がある。

(9) 課題に対する対策

令和 2 年度において残りの 17 市町における地区防災計画策定支援を行い、取組を県内全域に広げるとともに、地区防災計画策定促進検討会を開催し、モデル地区における取組を横展開する手法等について検討を行っていく。

## 2 監査の結果

### ア 結論

事業に関する質問及び資料の閲覧を実施した結果、特に指摘すべき事項は発見されなかった。

### イ 内容

特に補足すべき事項はない。

## 事業 No2-3 地域防災力強化推進事業－栃木県消防団サポート事業

所属名 県民生活部消防防災課地域防災担当

### 1 事業の概要

(1) 事業の想定する栃木県国土強靱化地域計画におけるリスクシナリオ

- ・建物等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生
- ・情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
- ・地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(2) リスクシナリオを回避するための現状分析・評価（事業の趣旨・目的）

大規模な震災発生時に、迅速かつ的確に消火・救急・救助活動が行えるよう、消防団員の確保を促進する必要がある。

（少子化、団員の被雇用者化等により、消防団員が年々減少していることから、消防団への加入促進を図るため、団員とその家族等が料金割引等のサービスを受けられるなど、消防団員を地域ぐるみで応援し、栃木県消防団応援の店制度を実施している。）

(3) 事業の内容

栃木県消防団応援の店制度の普及を図るため、消防団員等を対象とした研修会での周知や応援の店表示シール、利用証等を作成し、登録店及び県内消防団員に配布した。

(4) 予算額と事業費実績

(単位：千円)

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
予算額			943	462	741
事業費実績			942	460	

(5) 財源

(単位：千円)

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
一般財源			942	460	

(6) 令和元年度の取組と実施状況

周知：消防団長等研修会、消防大会・消防職・団員幹部研修会にて栃木県消防団応援の店制度の周知を行った。

商工会議所等に対して、消防団応援の店制度の周知、協力を依頼した。

利用証等作成：応援の店シール 700 枚、応援の店募集パンフレット 10,000 枚、  
応援の店利用証 1,100 枚

(7) 栃木県国土強靱化地域計画における重要業績指標又は各事業の目標値

消防団の定員充足率 【現状値】(H27) 93.3% 【目標値】(R2) 98.0%

(8) 取組の課題

「栃木県消防団応援の店制度」の周知及び登録店舗の増加を図り、消防団に対する地域の理解を高めるとともに制度を充実させていく必要がある。

(9) 課題に対する対策

・県内各市町に対して個別に、消防団応援の店登録店舗の増加に向けた協力を依頼した。

・栃木県の経済団体等に対して、消防団応援の店制度の周知、協力を依頼した。

## 2 監査の結果

### ア 結論

事業に関する質問及び資料の閲覧を実施した結果、特に指摘すべき事項は発見されなかった。

### イ 内容

特に補足すべき事項はない。

## 事業 No2-4 地域防災力強化事業－消防団活性化事業

所属名 県民生活部消防防災課地域防災担当

### 1 事業の概要

(1) 事業の想定する栃木県国土強靱化地域計画におけるリスクシナリオ

- ・情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
- ・地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(2) リスクシナリオを回避するための現状分析・評価（事業の趣旨・目的）

- ・災害発生時に被害の拡大の防止や迅速な復旧に向け、地域における多様な主体が連携・協力して対応できる体制を整えるため、地域防災力の向上を図る。

（地域防災に関心を持つ県内の学生の自発的な活動を支援することにより、地域防災の要である消防団員への加入に向け、学業につきながら消防団活動のできる環境づくりを図る。）

(3) 事業の内容

消防・防災に関する学生サークルの活動が充実したものとなるよう、関係機関との連絡調整や資機材の提供などの支援を実施する。

(4) 予算額と事業費実績

（単位：千円）

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
予算額	-	-	-	967	1,090
事業費実績	-	-	-	884	

(5) 財源

（単位：千円）

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
一般財源				884	

(6) 令和元年度の取組と実施状況

県内大学の消防防災に関するサークル 3 団体に対して、サークル活動の活性化に向けた関係機関との調整や資機材の提供などの支援を実施したほか、共通の取組について検討する連絡協議会の開催や、各サークルの令和元年度の取組について報告を行う活動報告会の開催、パンフレットの作成を行った。

(7) 栃木県国土強靱化地域計画における重要業績指標又は各事業の目標値

消防団の定員充足率 【現状値】(H27) 93.3% 【目標値】(R2) 98.0%



(8) 取組の課題

消防団員の確保に向けて、学生が地域防災への関心を高めていくよう、各大学のサークル員の増員とサークル員以外の学生への波及を図る必要がある。

(9) 課題に対する対策

令和 2 年度においては、とちぎ学生防災サークル連絡協議会が主催するイベントを実施し、サークル員の増員に向けた魅力向上とサークル員以外の学生への波及を図ることとしている。

## 2 監査の結果

### ア 結論

事業に関する質問及び資料の閲覧を実施した結果、特に指摘すべき事項は発見されなかった。

### イ 内容

特に補足すべき事項はない。

## 事業 No2-5 地域防災力強化推進事業－地域防災実践力向上事業

所属名 県民生活部消防防災課地域防災担当

### 1 事業の概要

(1) 事業の想定する栃木県国土強靱化地域計画におけるリスクシナリオ

- ・建物等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生
- ・情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
- ・地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(2) リスクシナリオを回避するための現状分析・評価（事業の趣旨・目的）

大規模な震災発生時に、迅速かつ的確に消火・救急・救助活動が行えるよう、消防団員の資質の向上を促進する必要がある。

（消防団が地域の様々な主体に対し、防災教育・訓練等の指導的な役割を担う。）

(3) 事業の内容

平成 25 年度に制定された「消防団充実強化法」の趣旨を踏まえ、消防団が自主防災組織等地域の様々な主体への防災教育・訓練において、指導的な役割を担うために必要となる人材育成を行う。

(4) 予算額と事業費実績

（単位：千円）

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
予算額	291	291	291	291	
事業費実績	290	290	290	289	

(5) 財源

(単位：千円)

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
一般財源	290	290	290	289	

(6) 令和元年度の取組と実施状況

分団長又は部長の職にある者を対象に、消防団が自主防災組織等を指導するために必要な研修等を実施し、自主防災組織等を指導する人材を養成した。

(7) 栃木県国土強靱化地域計画における重要業績指標又は各事業の目標値

消防団の定員充足率 【現状値】(H27)93.3% 【目標値】(R2) 98.0%

(8) 取組の課題

引き続き消防団と自主防災組織の連携について、消防団幹部の理解を高める必要がある。

(9) 課題に対する対策

令和 2 年度から、消防団幹部を対象とした自主防災組織連携研修を実施する。  
(消防団サポート事業に組み替え)

## 2 監査の結果

(1) 事業実施状況の把握について（意見）

ア 結論

研修をより充実させるために実績報告の内容を検討することが望まれる。

イ 内容

本事業における人材養成のための研修は、テーマの策定や講師の選任なども含め委託先である栃木県消防協会に実施を一任している。しかし、実績報告として委託先から研修内容や参加人数などは報告されているが、各消防団中の研修受講対象者の参加率などは県として把握していない。また研修についてのアンケートも特に実施していない。

例えば各消防団対象者の参加率などの詳細な参加状況や研修のアンケート結果などを実績報告で求めるなど、より多くの対象者が充実した研修を受けるために参考となる情報の収集と検討が望まれる。

### 事業 No2-6 地域防災力強化推進事業－地域防災力強化推進事業補助金

所属名 県民生活部消防防災課地域防災担当

## 1 事業の概要

### (1) 事業の想定する栃木県国土強靱化地域計画におけるリスクシナリオ

- ・建物等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生
- ・情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
- ・地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

### (2) リスクシナリオを回避するための現状分析・評価（事業の趣旨・目的）

災害発生時に被害の拡大の防止や迅速な復旧に向け、地域における多様な主体が連携・協力して対応できる体制を整えるため、地域防災力の向上を図る。

（自主防災組織の育成、強化や消防団の活性化及び加入促進）

### (3) 事業の内容

自主防災組織の育成、強化や消防団の活性化及び加入促進等を目的とした市町の事業に対して、補助金を交付する。

### (4) 予算額と事業費実績

（単位：千円）

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
予算額	13,222	11,525	9,379	12,379	12,379
事業費実績	11,829	10,933	9,154	11,344	

### (5) 財源

（単位：千円）

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
一般財源	11,829	10,933	9,154	11,344	

### (6) 令和元年度の取組と実施状況

消防団員確保対策の補助対象を見直し、「安全運転講習受講」、「ドライブレコーダー、バックモニターに係る経費」を対象に加えた。

### (7) 栃木県国土強靱化地域計画における重要業績指標又は各事業の目標値

消防団の定員充足率 【現状値】(H27)93.3% 【目標値】(R2) 98.0%

自主防災組織世帯カバー率 【現状値】(H27)87.5% 【目標値】(R2) 91.0%

### (8) 取組の課題

- ・災害発生時に自主防災組織が有効に機能するよう、活動の充実を働きかける必要がある。
- ・消防団員確保の支援に努める必要がある。

### (9) 課題に対する対策

消防団や自主防災組織に対する市町の課題を適確に把握し、必要な支援を継続して

いく。

## 2 監査の結果

### ア 結論

事業に関する質問及び資料の閲覧を実施した結果、特に指摘すべき事項は発見されなかった。

### イ 内容

特に補足すべき事項はない。

## 事業 No3 災害対策費－災害時広域応援関係経費（災害対策費）

所属名 県民生活部危機管理課総務企画担当

## 3 事業の概要

### (1) 事業の想定する栃木県国土強靱化地域計画におけるリスクシナリオ

該当なし

### (2) リスクシナリオを回避するための現状分析・評価（事業の趣旨・目的）

他都道府県で大規模な災害が発生した場合に、災害対策基本法や全国知事会の広域応援協定等に基づき本県から応援職員等を派遣する。

### (3) 事業の内容

他都道府県で災害が発生し、本県から応援職員を派遣した場合に必要な経費

### (4) 予算額と事業費実績

(単位：千円)

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
予算額		13,000	13,000	5,000	5,000
事業費実績		0	2,820	805	

### (5) 財源

(単位：千円)

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
災害時広域 応援負担金		0	2,820	805	

### (6) 令和元年度の実施状況

令和元年房総半島台風時に総括支援チーム（危機管理課・消防防災課職員）及び罹災証明書発行のための対口支援チーム（県税事務所職員）を派遣した。

(7) 栃木県国土強靱化地域計画における重要業績指標又は各事業の目標値

該当なし

(8) 取組の課題

該当なし

(9) 課題に対する対策

該当なし

#### 4 監査の結果

##### ア 結論

事業に関する質問及び資料の閲覧を実施した結果、特に指摘すべき事項は発見されなかった。

##### イ 内容

特に補足すべき事項はない。

#### 事業 No4 災害救助費－災害時広域応援関係経費

所属名 県民生活部危機管理課災害対策担当（予算主管課）

保健福祉部医療政策課医療体制整備担当（予算執行課）

#### 1 事業の概要

(1) 事業の想定する栃木県国土強靱化地域計画におけるリスクシナリオ

該当なし

(2) リスクシナリオを回避するための現状分析・評価（事業の趣旨・目的）

他県において大規模災害が発生した際に、災害救助法に基づき広域応援を行う。

(3) 事業の内容

避難所運営支援業務、DMAT、DWAT、DPATの派遣業務等を行う。

(4) 予算額と事業費実績

(単位：千円)

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
予算額		7,000	7,000	15,000	15,000
事業費実績		0	436	2,723	

(5) 財源

(単位：千円)

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
災害救助費			436	2,723	

負担金					
-----	--	--	--	--	--

(6) 令和元年度の取組と実施状況

令和元年房総半島台風において、千葉県にDMATを派遣した。

(7) 栃木県国土強靱化地域計画における重要業績指標又は各事業の目標値

該当なし

(8) 取組の課題

該当なし

(9) 課題に対する対策

該当なし

## 2 監査の結果

(1) 派遣元へ支弁する経費の確認について（意見）

ア 結論

支弁する経費に係る証憑の取扱いについて、関係各所で認識の共有が必要である。

イ 内容

本事業では他県へ医師等を派遣した病院等への経費の支弁を行うものである。支出した派遣にかかる費用は派遣先に求償する。

令和元年度は房総半島台風に際し千葉県にDMATが派遣され、派遣業務のために支出した経費については、医療政策課で派遣元の病院に支弁しているが、一部、千葉県に求償できなかった経費がある。これは派遣元から提出された領収書等で品目が不明なものがあり、医療政策課が内容を派遣元に問い合わせ、対象経費であることを確認し、支弁をしたものである。しかし、危機管理課が派遣先に求償する際には品名不明で対象外のものとしてこれを差し引いている。該当する経費の金額は軽微なものであるが、必要経費と求償金額に差異がでないよう、支弁及び求償の際に確認する証憑の取扱いについては、関係各所で認識を共有するべきである。

### 事業 No5 耐震改修促進事業費－耐震改修促進事業費

所属名 県土整備部建築課耐震推進担当

#### 1 事業の概要

(1) 事業の想定する栃木県国土強靱化地域計画におけるリスクシナリオ

建物等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生。

(2) リスクシナリオを回避するための現状分析・評価

・住宅の耐震化については、民間住宅の耐震化が課題となっていることから、引き続

き、効果的な普及啓発を行うとともに、国の支援制度等を有効活用し、耐震化の促進を図る必要がある。

- ・学校、病院、旅館・ホテル等、多数の者が利用する建築物等について、国の支援制度等を有効活用するとともに、市町と連携し、耐震化の促進を図る必要がある。

(3) 事業の内容

栃木県建築物耐震改修促進計画(二期計画：H28～R2 年度)に基づき、民間住宅の耐震診断・耐震改修等及び要緊急安全確認大規模建築物の耐震改修等を促進するために、市町が実施する補助事業費の一部を助成する。

(4) 予算額と事業費実績

(単位：千円)

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
予算額	64,619	99,016	81,136	102,595	215,782
前年からの繰越額	0	0	48,934	20,883	36,010
事業費実績	62,900	45,048	104,611	82,950	
次年度への繰越額	0	48,934	20,883	36,010	

(5) 財源

(単位：千円)

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
一般財源	62,900	45,048	104,611	82,950	

(6) 令和元年度の取組と実施状況

栃木県民間住宅耐震診断等・耐震改修等助成事業、及び栃木県要緊急安全確認大規模建築物耐震改修等助成事業の実施状況は下表のとおり。

		件数		支出額（単位：千円）	
			内H30繰		内H30繰
民間住宅	耐震診断	157	0	785	0
	補強計画	12	0	221	0
	耐震改修	10	1	1,713	200
	耐震建替	124	50	24,600	9,911
	総合支援	84	9	22,744	2,250
	ブロック塀	62	0	1,606	0
要緊急	補強計画	2	2	2,712	2,712
	耐震改修	2	1	28,569	5,610
合計		453	63	82,950	20,683

(7) 栃木県国土強靱化地域計画における重要業績指標又は各事業の目標値

- ・民間住宅の耐震化率目標（R2年度末） 95.0%
- ・要緊急安全確認大規模建築物の耐震化率目標（R2年度末） 95.0%

(8) 取組の課題

- ・住宅の耐震化の必要性について、県民の理解が未だ不足している。
- ・要緊急安全確認大規模建築物については、耐震化に取り組む重要性は理解しているものの、施設運営上の都合等により実施できていない建築物がある。

(9) 課題に対する対策

- ・住宅所有者に直接的な働きかけをするため、DMによる広報、相対したヒアリング等を行う、耐震普及ローラー作戦を継続的に実施するとともに、より計画的かつ効果的な普及啓発を検討・実施していく。
- ・県内の関係所管行政庁と連携して、要緊急安全確認大規模建築物の所有者・管理者と定期的に意見交換を行い、適宜直接的な指導、助言を実施していく。

## 2 監査の結果

(1) 目標を達成するための施策について（意見）

ア 結論

民間住宅の耐震化促進にあたり目標に見合った施策となっていない。

イ 内容



本事業では、令和2年度末に民間住宅の耐震化率を95%にすることを目標としている。栃木県建築物耐震改修促進計画（二期計画）が策定された平成27年度において報告された民間住宅の耐震化率は82%である。（耐震化の対象となる戸数735,200戸のうち605,400戸が耐震性あり）。同計画によれば、耐震化率の増加の多くは、建替えや新築によるもので、令和2年度にはこれらにより耐震性を有する住宅は653,700戸と推計されるため、耐震化促進によりさらに45,000戸を5年間で増やすことで目標が達成される計算である（ $(653,700+45,000) \div 735,200 \approx 95\%$ ）。

しかし、耐震化促進のために分析や普及啓発といった取組はなされているものの、耐震化への入口となる耐震診断助成戸数の推移を見ると次のようになっており、目標を達成するにはあまりにも実績数が少ない状況である。

平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
149戸	231戸	189戸	157戸

また予算の前提となる戸数も、耐震化診断は2000件、改修・建替は前年実績ベースの件数（令和元年度は400件）で設定されていて、施策の規模やペースが目標を実際に達しうるような内容になっていない。現在の目標値達成を目指すのであれば、これまでの取組を見直し、新たな施策を検討する必要がある。

なお要緊急安全確認大規模建築物の耐震化率については、令和2年度末目標95%に対して令和元年度末時点の耐震化率は88%(対象建築物173棟に対して153棟耐震化済)であり、残り20棟のうち、3棟は令和2年度に完了する予定である。改修の見通しが立っていない施設については所有者や所管する市町との連絡を通じて個々の課題の把握を行っている。

## (2) ブロック塀等除去の助成について(意見)

### ア 結論

県内の危険なブロック塀等の除去にあたり、より市町との連携を深めていくことが望まれる。

### イ 内容

本事業は通学路等にある倒壊の危険性があるブロック塀の改修について助成をするもので、令和元年度からスタートしている。対応が必要なブロック塀の状況把握については、建築確認に係る申請手続の機会を生かし、市町と連携した取組がなされている。

しかし、除去にあたり市町の事業として補助したものが、県での補助対象となる仕組みであるところ、令和2年度までに補助事業を行っているのは25市町のうち12市町にとどまっている。危険なブロック塀の除去を推進するために、より市町との連携を深めていくことが望まれる。

事業 No6 災害対応中長期応援職員受入事業－災害対応中長期応援職員受入事業  
 所属名 経営管理部人事課人事担当

1 事業の概要

(1) 事業の想定する栃木県国土強靱化地域計画におけるリスクシナリオ

道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(2) リスクシナリオを回避するための現状分析・評価（事業の趣旨・目的）

令和元年東日本台風（台風第 19 号）により甚大な被害を受けたところだが、その復旧・復興に当たり、業務に精通した技術職等の職員が不足していたことから、全国知事会を通じて人的支援を要請し、協力を申し出た他自治体から、地方自治法に基づき、中長期にわたる応援職員を受け入れるもの。

(3) 事業の内容

他自治体からの応援職員に係る経費（居住公舎運営費、給与等）を負担金として支出

(4) 予算額と事業費実績

（単位：千円）

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
予算額				20,588	316,734
事業費実績				11,784	

(5) 財源

（単位：千円）

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
一般財源				11,784	

(6) 令和元年度の取組と実施状況

○受入れ状況

職種	派遣元	従事業務	受入人数	受入期間	配属所属
林業職	和歌山県	治山事業、復旧工事の発注・監理等	1 名	R2.1.1～R2.3.31	県西環境森林事務所
	徳島県	治山事業、復旧工事の発注・監理等	1 名	R2.1.1～R2.3.31	県南環境森林事務所
農業土木職	岡山県	災害査定、農地等復旧	1 名	R1.12.16～R2.2.29 (各月で職員交代)	安足農業振興事務所
	高知県	災害査定、農地等復旧	1 名	R2.1.1～R2.3.31	安足農業振興事務所

	和歌山県	災害査定、農地等 復旧	1名	R2.1.1～R2.3.31 (各月で職員交代)	塩谷南那須農 業振興事務所
土木職	徳島県	災害査定、復旧工 事の発注・監理等	1名	R2.1.1～R2.3.31	鹿沼土木事務 所

(7) 栃木県国土強靱化地域計画における重要業績指標又は各事業の目標値

該当なし

(8) 取組の課題

該当なし

(9) 課題に対する対策

該当なし

## 2 監査の結果

(1) 災害復旧に必要な人員の確保（意見）

ア 結論

災害復旧等に必要な人員を迅速に確保できるような体制の整備が望まれる。

イ 内容

令和元年東日本台風（台風第 19 号）は被害が広範囲に発生したため、災害復旧のために必要な調査測量、設計、監督といった業務を行える人員が不足した。本事業では災害復旧で不足する技術職等の職員を地方自治法第 252 条の 17（職員の派遣）に基づき他の自治体から受け入れるものである。なお事業 No3「災害対策費－災害時広域応援関係経費（災害対策費）」で使用されている総務省による被災市町村応援職員確保システムとは別の仕組みで運用されている。

令和元年東日本台風（台風第 19 号）による災害の発生後、所属課において各土木事務所等の災害復旧に必要な人員数の要望を取りまとめて、全国知事会を通して 22 人の人的支援を要請したところ、林業職、農業土木職、土木職を合わせて 6 名の応援があった。災害が広範囲にわたっており、関東全域が人員の確保が厳しい状況でありながらも、遠方の自治体からの協力を得ることができたが、要望した人員数の確保には至らなかった。

災害発生後の速やかな復旧・復興を行うためにも人員の確保は重要な課題である。全国知事会を通じた応援職員の要請も確保手段として有効なものといえるが、令和元年度のような大規模な災害においても、迅速に必要な人員を確保できるような体制を整備することが望まれる。

事業 No7-1 県南技術支援センター施設改修費－県南技術支援センター災害復旧事務費

所属名 産業労働観光部 工業振興課 ものづくり企業支援室 技術振興チーム

1 事業の概要

(1) 事業の想定する栃木県国土強靱化地域計画におけるリスクシナリオ

該当なし

(2) リスクシナリオを回避するための現状分析・評価（事業の趣旨・目的）

令和元年東日本台風（台風第 19 号）により浸水した県南技術支援センターの復旧に要する経費のうち、施設修繕（工事請負費以外）に要する経費。

(3) 事業の内容

水没した事務用消耗品等の更新、消毒清掃作業及び廃棄処分等を実施した。

(4) 予算額と事業費実績

（単位：千円）

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
予算額	－	－	－	10,566	－
事業費実績	－	－	－	8,855	

(5) 財源

（単位：千円）

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
一般財源	－	－	－	8,855	－

(6) 令和元年度の取組と実施状況

- ・プリンターや棚等の事務用消耗品や依頼試験及び機器開放に必要な消耗品の購入
- ・建屋等の消毒・清掃、文書廃棄
- ・備品、消耗品、灯油等の廃棄処分

(7) 栃木県国土強靱化地域計画における重要業績指標又は各事業の目標値

該当なし

(8) 取組の課題

被災した企業への支援を行うため、県南技術支援センターの通常業務の再開を早期に行う必要があった。

(9) 課題に対する対策

施設の復旧作業を早期に着手し、年度内の業務再開を図ることができた。

## 2 監査の結果

### ア 結論

事業に関する質問及び資料の閲覧を実施した結果、特に指摘すべき事項は発見されなかった。

### イ 内容

特に補足すべき事項はない。

事業 No7-2 県南技術支援センター施設改修費－県南技術支援センター施設修繕費  
所属名 産業労働観光部 工業振興課ものづくり企業支援室 技術振興チーム

## 1 事業の概要

(1) 事業の想定する栃木県国土強靱化地域計画におけるリスクシナリオ

該当なし

(2) リスクシナリオを回避するための現状分析・評価（事業の趣旨・目的）

令和元年東日本台風（台風第 19 号）により浸水した県南技術支援センターの復旧に要する経費のうち、施設修繕（工事請負費）に要する経費。

(3) 事業の内容

水没した空調設備等の更新工事等を実施した。

(4) 予算額と事業費実績

（単位：千円）

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
予算額	—	—	—	61,020	—
事業費実績	—	—	—	47,405	

(5) 財源

（単位：千円）

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
一般財源	—	—	—	47,405	—

(6) 令和元年度の取組と実施状況

- ・空調工事・建物電気工事
- ・電気工事（変電設備）
- ・建築工事
- ・電話・放送設備更新工事
- ・恒温恒湿設備更新工事
- ・駐車場路面標示修復工事

(7) 栃木県国土強靱化地域計画における重要業績指標又は各事業の目標値

該当なし

(8) 取組の課題

被災した企業への支援を行うため、県南技術支援センターの通常業務の再開を早期に行う必要があった。

(9) 課題に対する対策

施設の復旧作業を早期に着手し、年度内の業務再開を図ることができた。

## 2 監査の結果

### ア 結論

事業に関する質問及び資料の閲覧を実施した結果、特に指摘すべき事項は発見されなかった。

### イ 内容

特に補足すべき事項はない。

## 事業 No8 県立学校施設等改修費

所属名 教育委員会事務局施設課施設担当

### 1 事業の概要

(1) 事業の想定する栃木県国土強靱化地域計画におけるリスクシナリオ

該当なし

(2) リスクシナリオを回避するための現状分析・評価（事業の趣旨・目的）

令和元年東日本台風（台風第 19 号）により被害を受けた県立学校の施設・設備の改修及び備品の更新を行う。

(3) 事業の内容

被災した栃木工業高校ほか 7 校について、校舎等の改修、実習用機器の更新、流入土砂の除去などの災害復旧を実施する。

(4) 予算額と事業費実績

（単位：千円）

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
予算額				1,385,132	
前年からの繰越額					1,016,717
事業費実績				366,739	
次年度への繰越額				1,016,717	

(5) 財源

(単位：千円)

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
令和元年度 公立学校施設 災害復旧 費国庫負担 金				680	
一般財源				366,059	

(6) 令和元年度の取組と実施状況

○栃木工業高校

普通教室棟・体育館の改修、実習用機器一部の更新、校庭土砂撤去

○栃木商業高校

機械等設備改修、校庭土砂撤去

○栃木特別支援学校

職員室、教室一部の改修

○学悠館高校

食堂床等改修、エレベーター仮復旧

○矢板高校

実習農地畦畔補修

(7) 栃木県国土強靱化地域計画における重要業績指標又は各事業の目標値

該当なし

(8) 取組の課題

授業や部活動等があるため、工法の制約、調整も多く、復旧に時間を要す。

(9) 課題に対する対策

授業等に支障が生じないように配慮しながら、安全第一に、早期の復旧工事を着実に進める。

2 監査の結果

(1) 大規模災害時における復旧工事の執行体制について（意見）

ア 結論

災害復旧工事において、設計を含めた工事の執行を適切にできるような体制となっているか見直す必要がある。

イ 内容

令和元年東日本台風（台風第 19 号）では栃木工業高校ほか 7 校が浸水などの被害を受けた。特に栃木工業高校は被害が大きく、通常であれば工事の執行事務を学校で行う

ところ、教育委員会事務局施設課で行っている。

同課で執行している復旧工事のうち、予定価格が1億円弱の工事が、指名競争入札で発注され、工事着工後、現地調査等の結果をうけて、約1億5千万円に契約変更がなされている。工事の過程で設計変更が生じることはあり得るものだが、変更金額としては大きいものといえる（なお県土整備部の「建設工事設計変更事務処理要領」では、契約変更額が請負代金の30%を超える場合は、施工中の工事と分離することが困難なものを除き、原則として別途契約するものとされている）。また県では復旧工事の執行時、5,000万円以上1億円未満の災害復旧工事を指名競争入札により執行できる取扱いであったため、当初設計の確認状況により一般競争入札による発注となった可能性がある。

発注時の設計体制について県にヒアリングしたところ、通常は工事の設計を外部に委託しているが、災害復旧に迅速さが求められることから、施設課において設計せざるを得なかったとのことであり、事務負担が大きい状況であったと考えらえる。

災害復旧という性質から発注時に確認困難な点は生じるのはやむを得ないところはあるが、災害発生後に人員を確保し、適切な工事の設計ができる体制となっているかについては見直す必要がある。

## 第2章 住宅・都市・土地利用

事業 No9 街路づくり事業費（補助）－街路づくり事業費（補助） 経済対策分  
所属名 県土整備部都市整備課街路担当

### 1 事業の概要

(1) 事業の想定する栃木県国土強靱化地域計画におけるリスクシナリオ

被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

(2) リスクシナリオを回避するための現状分析・評価（事業の趣旨・目的）

事業の趣旨：緊急輸送道路等の整備

目的：緊急輸送道路に指定されている路線等について、計画的な整備、維持管理に努めるとともに、より円滑な輸送体制の確保を図る。

(3) 事業の内容

栃木市内の第二次緊急輸送道路に指定されている現道（宇都宮・亀和田・栃木線）が、平成27年9月関東・東北豪雨の際に冠水被害が発生していることから、同エリアのバイパスである3・3・3号小山栃木都賀線の整備を早急に行うことで、道路ネットワークの一層の強化を行い、都市防災機能の向上を図る。

箇所：3・3・3号小山栃木都賀線（栃木県栃木市今泉町1丁目～平柳町2丁目）



延長：L=1.2km

規格：W=38m（2/4車線）

(4) 予算額と事業費実績

(単位：千円)

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
予算額	—	—	100,000	360,000	380,000
前年からの 繰越額	—	—	0	100,000	246,281
事業費実績	—	—	0	213,719	
次年度への 繰越額	—	—	100,000	246,281	

(5) 財源

(単位：千円)

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
社会資本整 備総合交付 金			0	117,545	
一般財源			0	96,174	

(6) 令和元年度 of 取組と実施状況

【平成 30 年度繰越予算】

- ・道路改良工事（日向野建設（株））完成
- ・道路改良工事（有）山野井組 完成
- ・歩道橋詳細設計業務委託 小山栃木都賀線その 21（補助街路）（株）シー・アイ・エス 完了

【令和元年度予算】

- ・道路改良工事 3・3・3 小山栃木都賀線その 1（補助街路）（株）荒川建設 完成
- ・道路改良工事 3・3・3 小山栃木都賀線その 2（補助街路） 坂本産業(株) 完成
- ・用地及び補償（個人相手） 済

(7) 栃木県国土強靱化地域計画における重要業績指標又は各事業の目標値

該当なし

## (8) 取組の課題

頻発する大規模災害に備え、遅滞なく整備を行う必要がある。

## (9) 課題に対する対策

担当部署との連携を密接に行うことで、工事や用地取得等の進捗状況を共有し、全体計画を円滑に進めていく。

## 2 監査の結果

### ア 結論

事業の目標値設定などについてヒアリングしたが、特に問題はなかった。

### イ 内容

前提として、事業名「街路づくり事業」は県において 20 ほど実施している事業であり、監査対象はそのうちの 1 事業にとどまる。

本交付金は、地域住民の命と暮らしを守る総合的な老朽化対策や、事前防災・減災対策の取組み、地域における総合的な生活空間の安全確保の取組みを集中的に支援する国からの交付金である。したがって、栃木県国土強靱化地域計画に掲げられているリスクシナリオ「被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止」に関わるものである。

このリスクシナリオが掲げる観点から、上記(7)「栃木県国土強靱化地域計画における重要業績指標又は各事業の目標値」が「該当なし」とされている理由等を確認した。

上記(3)記載の事業は従前より他の交付金を受けながら実施していた事業であるところ、平成27年9月の豪雨被害が発生したと相俟って、3か年程度で最大の効果が発揮できる事業であるとして、本交付金を受けたものである。つまり、もともと実施していた事業が栃木県国土強靱化計画に合致することから、同計画に盛り込まれたとのことである。

また、本事業は、同計画のリスクシナリオにおける重要業績指標「緊急輸送道路上の耐震化が必要な橋梁の整備率」「上水道の基幹管路の耐震適合率」に合致する事業でないことから、重要業績指標等が設定されていないとのことであり、これらの点に特に問題はなかった。

## 事業 No10 県営住宅管理費（11月補正）－県営住宅管理費（管理代行）

所属名 県土整備部住宅課公営住宅担当

### 1 事業の概要

(1) 事業の想定する栃木県国土強靱化地域計画におけるリスクシナリオ

該当なし

(2) リスクシナリオを回避するための現状分析・評価（事業の趣旨・目的）

公営住宅の目的外使用を行うことで、被災者の住宅を緊急に確保する。

(3) 事業の内容

国通知（令和元年 10 月 15 日付け国土交通省住宅局住宅総合整備課長事務連絡）、地方自治法第 238 条の 4 第 7 項に基づく県営住宅の目的外使用による被災者に対して県営住宅を一時的に提供する。

(4) 予算額と事業費実績

（単位：千円）

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
予算額	—	—	—	41,849	—
前年からの繰越額	—	—	—	—	—
事業費実績	—	—	—	41,849	
次年度への繰越額	—	—	—	—	

(5) 財源

（単位：千円）

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
一般財源	—	—	—	41,849	

(6) 令和元年度の実績と実施状況

公募のために準備していた住戸を優先的に被災者に提供したが、栃木市においては被災者に提供できる住戸が不足したため、空住戸を修繕の上、被災者に提供した。（提供戸数 37 戸）

(7) 栃木県国土強靱化地域計画における重要業績指標又は各事業の目標値

該当なし

(8) 取組の課題

緊急対応に備えるため、一定数の提供可能な住戸のストックを確保する必要がある。

(9) 課題に対する対策

提供可能な住戸を一定数確保し、緊急時に当たっては、弾力的な提供を図る。

## 2 監査の結果

### ア 結論

事業費実績の内容、被災者への住戸提供までのスパン、公営住宅の提供期間などについてヒアリングしたが、特に問題はなかった。

### イ 内容

まず、事業費実績 4184 万 9000 円の内容を確認した。被害の大きかった栃木市において住戸が不足していたことから、空住戸を修繕の上、被災者に提供した際の修繕費であった。なお、修繕の要否については、県住宅供給公社において、短期間で提供可能な程度に修繕できる物件を選定しており、特に問題はなかった。

次に、被災者への住戸提供スパンについて確認したところ、次のとおりであった。

#### <被災>

R1.10.12

#### <即入居可能住宅>

R1.10.15 県営住宅無償提供住戸の公表（18 戸）

R1.10.16 無償提供住戸受付開始（即日入居可能）

R1.10.17 県営住宅無償提供住戸 69 戸追加の公表（計 87 戸）

R1.10.24 県営住宅無償提供住戸 2 戸追加の公表（計 89 戸）

#### <修繕住戸>

R1.11.8 11 月補正予算成立

R1.11.11 追加（37 戸，計 126 戸）の公表

R1.11.11 修繕開始

R1.11.19 受付開始

R1.12.5 修繕終了住戸から順次入居可能

被災者へ住戸提供するまでの間、被災者は避難先（避難所や親戚宅等）に居住していたところ、即入居可能住宅に関しては最短で被災 4 日後に入居可能となっており、修繕住戸に関しては被災 2 か月弱で入居可能に至っている。そもそも空住戸を被災前に修繕していなかった理由は、限られた予算の中で、入居中住戸の修繕を優先的に行っていた結果、修繕できていなかった住戸が発生していたとのことであるから、被災者への住戸提供まで一定程度の時間を要した点について大きな問題であったとまでは言えない。

最後に、公営住宅の提供は無償であることから、提供期間について、どのように判断しているのか確認した。地方自治法第 238 条の 4 第 7 項「行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。」との規定に関し、国通知（令和元年 10 月 15 日付け国土交通省住宅局住宅総合整備課長事務連絡）により「被災者の実情に照らし、適切な入居期限とすること」とされていることに基づき、県では、原則 6 か月とし、延長の要否ないし可否は、全件、被災者に対する意向調査（郵送）及び県営住宅管理者によるヒアリング（対面）で実施しており、特に問題はなかった。

なお、県営住宅を一時的に提供する本事業と、県が民間住宅を借り上げた上で被災者へ賃貸型で住宅を供与する事業 No12-2（応急仮設住宅の供与）との相違点は、次のとおりである。

支援制度	内容	種別				
		全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊（準半壊）	一部損壊（10%未満）
県営住宅等の提供（本事業）	6 か月以内の無償入居（住宅が被災し、住宅に困窮している方）	○	○	○	○	○
応急仮設住宅（事業 No12-2）	2 年間の無償入居（住宅が被災し、居住できない方）	○	△	△	—	—

## 事業 No 11 被災住宅再建等支援事業費

所属名 県土整備部住宅課企画支援担当

### 1 事業の概要

(1) 事業の想定する栃木県国土強靱化地域計画におけるリスクシナリオ

該当なし

(2) リスクシナリオを回避するための現状分析・評価（事業の趣旨・目的）

制度の周知等も含め、市町と連絡調整を図っていく。

(3) 事業の内容

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨及び令和元年東日本台風（台風第 19 号）により損壊した住宅について、融資を受けて再建等を行う個人に対し、市町が利子補給を行う場合、県がその費用の一部を市町に補助する。

(4) 予算額と事業費実績

（単位：千円）

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
予算額	5,754	1,549	176	6,887	33,648
前年からの繰越額	—	—	—	—	—
事業費実績	3,189	871	176	42	
次年度への繰越額	—	—	—	—	

## (5) 財源

(単位：千円)

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
特定財源	3,147	832	149	—	
一般財源	42	39	27	42	—

## (6) 令和元年度の取組と実施状況

- ・平成 27 年 9 月関東・東北豪雨分 2 件 23 (千円)
- ・令和元年東日本台風 (台風第 19 号) 分 9 件 19 (千円)

## (7) 栃木県国土強靱化地域計画における重要業績指標又は各事業の目標値

該当なし

## (8) 取組の課題

金融機関等から融資を受けて再建する被災者に対して利子補給を行うため、市町と連携し、本制度利用者への周知を継続的に行う必要がある。

## (9) 課題に対する対策

金融機関及び市町へ、制度の再周知を図っていく。

## 2 監査の結果

### (1) 制度の周知方法について (意見)

#### ア 結論

本制度の利用者に向けたより効果的な周知方法を検討すべきである。

#### イ 内容

実績が少ないことは事業費実績からみて明らかであるところ、県においても、適切な事業の実施のため本制度の周知を継続的に行う必要があるという点を課題としており、その対策として、金融機関及び市町へ制度の再周知を図っていく必要があるとしている。令和元年東日本台風 (台風第 19 号) により損壊した住宅を再建等している個人は多く存在するはずであり、本制度がほぼ利用されていない理由は、住宅を再建等する個人が本制度の存在を知らないか、金融機関が当該個人に本制度を案内していないかといった点にあると考えられる。県からの周知方法に関しては、金融機関に対し、利子補給制度一覧を記載した「被災住宅再建等支援事業への協力について (依頼)」と題する案内文書を郵送している (なお、被害の大きな地域に存する金融機関に対しては本支店に直接出向き、融資を受ける被災者へ向けた本制度の説明を依頼しているとのことである。)。市町からの周知方法に関しては、広報媒体や自治会回覧等により周知を図るとともに、市町窓口において本制度の案内等を実施しているとのことである。実績が少ないことに鑑み、本制度利用者に向けたより効果的な周知方法を検討すべきである。

## (2) 事業費実績について（意見）

### ア 結論

予算額と事業費実績との間に大きな乖離が見られる。

### イ 内容

令和元年度の予算額（補正予算）は 688 万 7000 円とされており、罹災証明書の交付状況に基づき、再建率等を算定した国のデータ等から想定した申請件数に対応する予算を計上していた。しかし、令和元年東日本台風（台風第 19 号）分に関する令和元年度実績はわずか 9 件、1 万 9000 円にとどまる。令和元年度実績が令和元年東日本台風（台風第 19 号）発生から令和 2 年 3 月末までの限定された期間であることや、令和 2 年度の利用件数が 28 件（令和 2 年 7 月 1 日時点）と増加傾向であることを踏まえたとしても、予算額と事業費実績との間には大きな乖離が見られる。

## 事業 No 12-1 災害救助費（応急仮設住宅の供与）－東日本大震災関係経費（2）、東日本大震災関係経費（3）、災害救助費（会計年度任用職員費）

所属名 県民生活部危機管理課災害対策担当

### 1 事業の概要

(1) 事業の想定する栃木県国土強靱化地域計画におけるリスクシナリオ

該当なし

(2) リスクシナリオを回避するための現状分析・評価（事業の趣旨・目的）

東日本大震災による避難者への賃貸型応急住宅の供与

(3) 事業の内容

・東日本大震災による福島県等からの避難者への賃貸型応急住宅の供与（家賃等）

(4) 予算額と事業費実績

（単位：千円）

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
予算額	257,382	111,955	82,491	55,118	15,068
事業費実績	223,837	85,335	60,099	38,985	

(5) 財源

（単位：千円）

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
災害救助費負担金	204,200	76,959	54,269	35,316	
社会保険料負担金	0	0	0	0	
一般財源	19,637	8,376	5,830	3,669	

(6) 令和元年度の取組と実施状況

福島県からの避難者 48 世帯へ賃貸型応急住宅を供与した。

(7) 栃木県国土強靱化地域計画における重要業績指標又は各事業の目標値

該当なし

(8) 取組の課題

該当なし

(9) 課題に対する対策

該当なし

## 2 監査の結果

### ア 結論

予算額及び事業費実績が毎年減少している理由等についてヒアリングしたが、特に問題はなかった。

### イ 内容

本事業は、東日本大震災による福島県等からの避難者に対し、県が住宅を借り上げ、賃貸型応急住宅を供与するものであるところ、予算額が毎年減少している。その理由を確認したところ、東日本大震災から一定年度の年数が経過し、供与している世帯数自体が減少していることが主な理由とのことであり、特に問題はない。なお、令和元年度における新規件数はない。

事業費実績の内訳は、供与している住宅の家賃等のほか、保険料、臨時職員の人件費等であり、特に問題はなかった。なお、平成 23 年の大震災から一定年度の年数が経過しているが、供与対象者は、双葉町出身者等帰還することが困難な者や生活再建を図ることが困難な者などであるとのことであった。

## 事業 No 12-2 災害救助費（応急仮設住宅の供与）－豪雨関係経費（R1）、その他経費（R2）、災害救助費（会計年度任用職員費）（R2）

所属名 県民生活部危機管理課災害対策担当（予算主管課） 県土整備部住宅宅地指導担当（予算執行課）

### 1 事業の概要

(1) 事業の想定する栃木県国土強靱化地域計画におけるリスクシナリオ

- 1-1 建物等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生
- 1-2 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
- 1-3 大規模な火山噴火・土砂災害等による多数の死傷者の発生



(2) リスクシナリオを回避するための現状分析・評価（事業の趣旨・目的）

災害救助法に基づく、住宅を失った被災者への応急仮設住宅の供与

(3) 事業の内容

- ・令和元年東日本台風（台風第 19 号）で災害救助法が適用された 21 市町において、住家の全壊等により住宅が確保できない者への賃貸型応急住宅の供与（家賃等）

(4) 予算額と事業費実績

（単位：千円）

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
予算額	—	—	—	29,780	82,286
事業費実績	—	—	—	25,611	

(5) 財源

（単位：千円）

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
国庫負担金	—	—	—	12,805	
災害救助基金	—	—	—	0	
社会保険料負担金	—	—	—	0	
一般財源	—	—	—	12,806	

(6) 令和元年度の実施状況

87 世帯へ賃貸型応急住宅を供与した。

(7) 栃木県国土強靱化地域計画における重要業績指標又は各事業の目標値

該当なし

(8) 取組の課題

該当なし

(9) 課題に対する対策

該当なし

## 2 監査の結果

(1) 取組の課題や対策について（意見）

ア 結論

「取組の課題」や「課題に対する対策」について「なし」とされているが、例えば 2 年間の定期建物賃貸借契約後における入居者への説明方法が十分に検討されていないなどの課題等があるはずであり、その他改善点の有無などを含め具体的に検討されるべきで

ある。

#### イ 内容

令和 2 年 8 月 28 日時点において、「取組の課題」や「課題に対する対策」が「なし」とされている。本事業は、住家の全壊等により住宅が確保できない者につき、県が関係団体（全日本不動産協会や宅地建物取引業協会）を通じて民間から住宅を借り上げ、被災者に住宅を提供するものである。不動産所有者等が賃貸人、県が賃借人となる。入居者に家賃等は発生しないが、2 年間の定期建物賃貸借契約とされ、賃貸借期間の更新や延長はない。事業実施から 1 年弱が経過しているが、PDCA サイクルに従い事業を振り返るなどの具体的な作業をするなどの課題やその対策に関する具体的検討が不十分である。

例えば、定期借家の 2 年が経過する際における入居者への具体的説明の徹底方法、2 年経過後にも無断で入居を継続する者があった場合における県からのアドバイス（2 年経過後にも居住を継続する者がある場合には、入居者と貸主との直接の賃貸借契約を要することになりトラブル発生も想定しうるが、県としての具体的な対応や助言等を考案しておくべきである。）、その他改善点の有無などが具体的に検討されて然るべきである。

なお、本事業の周知方法は、県ホームページ掲載のほか、避難所訪問や戸別訪問、チラシ配布、自治会の回覧板による周知などと一定程度徹底されており、評価に値する。

### 第3章 保健医療・福祉

#### 事業 No13,59 災害救助積立金

所属名 県民生活部危機管理課災害対策担当

##### 1 事業の概要

(1) 事業の想定する栃木県国土強靱化地域計画におけるリスクシナリオ

該当なし

(2) リスクシナリオを回避するための現状分析・評価（事業の趣旨・目的）

災害救助法に基づく災害救助基金の積立

(3) 事業の内容

災害救助法第 22 条の規定により、災害救助に要する費用の支弁の財源に充てるための「災害救助基金」への積立を行う。

#### (4) 予算額と事業費実績

(単位：千円)

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
予算額	2,213	118,833	45,181	1,149,904	260
事業費実績	2,075	118,833	45,172	1,149,851	

#### (5) 財源

(単位：千円)

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
一般財源	—	118,151	44,752	1,149,634	
特定財源	2,075	682	420	217	

#### (6) 令和元年度を取組と実施状況

令和元年東日本台風（台風第 19 号）対応により取り崩した基金及び令和元年度一括運用利息を、法定積立額まで積み立てた。

#### (7) 栃木県国土強靱化地域計画における重要業績指標又は各事業の目標値

該当なし

#### (8) 取組の課題

該当なし

#### (9) 課題に対する対策

該当なし

## 2 監査の結果

### ア 結論

令和元年度における事業内容につきヒアリングをし、必要に応じて関係資料を閲覧した。その結果、特に指摘すべき事項はなかった。

### イ 内容

当事業における災害救助基金は、災害救助法第 22 条により、各都道府県に設置が義務付けられた基金で、災害救助法が適用された場合に行われる応急救助に係る費用の財源として積み立てられている。同法 23 条により都道府県における法定最小積立額について規定されている。また、基金の運用方法は、同法 26 条により、①財政融資資金への預託又は確実な銀行への預金、②国債証券、地方債証券その他の確実な債券の応募又は買入れ、③同法第 4 条第 1 項（救助の種類等）に規定する給与品の事前購入によるものとされている。

県は、現金（預金）及び備蓄品として運用し、令和 2 年 5 月 31 日現在において法定最小積立額を若干上回る基金を確保している。なお、備蓄品については、購入時の価格

を現物の基金残高として計上している。備蓄品の内訳として、クラッカー、乾燥がゆ等の食料品、非常用飲料水、毛布、簡易トイレ等である。食料品は賞味期限切れとならないよう期限が近づいてきたものについては、防災イベント等で参加者に配布している。

事業 No14 北那須水道用水供給事業・鬼怒水道用水供給事業（企業局水道課）においても非常用飲料水を確保していることから、他事業との関係性について県に確認したところ、県内全域を対象として災害用備蓄を目的としている事業は庁内において当該事業のみであり、当該事業単独で購入数を決定していると回答があった。

## 事業 No14 北那須水道用水供給事業・鬼怒水道用水供給事業－災害備蓄用水製造業務委託

所属名 企業局水道課管理担当

### 1 事業の概要

(1) 事業の想定する栃木県国土強靱化地域計画におけるリスクシナリオ

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止

(2) リスクシナリオを回避するための現状分析・評価（事業の趣旨・目的）

災害発生時に飲料水としてボトルドウォーターを提供できるよう、各水道事務所に備蓄する。

(3) 事業の内容

浄水場の水道水を採水し、災害備蓄用ボトルドウォーターを製造する。

(4) 予算額と事業費実績

(単位：千円)

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
予算額	1,464 (北那須：732、 鬼怒：732)	2,086 (北那須：1,043、 鬼怒：1,043)	2,086 (北那須：1,043、 鬼怒：1,043)	1,838 (北那須：919、 鬼怒：919)	1,836 (北那須：918、 鬼怒：918)
事業費実績	1,356	1,885	2,036	1,648	

(5) 財源

(単位：千円)

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
水道事業会計	1,356	1,885	2,036	1,648	

(6) 令和元年度の取組と実施状況

令和元年東日本台風（台風第 19 号）により那須烏山市の浄水施設等が被災し断水したため、ボトルドウォーター4,800 本を提供した。災害備蓄用ボトルドウォーター（332 箱×24 本=7,968 本）を製造した。

(7) 栃木県国土強靱化地域計画における重要業績指標又は各事業の目標値

これまでの災害時の提供本数を鑑み、各水道事務所 6,000 本程度を備蓄する。

(8) 取組の課題

（公社）日本水道協会栃木県支部等からボトルドウォーターの提供依頼があった場合、提供先及び提供可能本数を決める必要がある。

(9) 課題に対する対策

（公社）日本水道協会栃木県支部等からの被災情報を基に決定する。

## 2 監査の結果

(1) 製造委託か購入の判断について（意見）

ア 結論

現在の事業の目的に基づき、製造委託ではなく購入に切り替える必要があると考える。

イ 内容

ボトルドウォーターの製造は県営水道の水道水を PR することを目的として平成 13 年度より開始した。しかし、近年は災害発生時に飲料水として提供することに目的を変更し、ペットボトル 500ml の 5 年保存水を製造委託している。受託会社は、鬼怒水道事務所又は北那須水道事務所の浄水場から水道水を採水、自社工場へ運送し、ボトルドウォーターを製造している。

担当者にコストの妥当性について質問したところ、同じ 5 年保存水の場合製造委託より購入する方が安価であるとの回答があった。県営水道の水道水のおいしさを PR する目的であるならば、コスト高であったとしても製造委託する意味がある。しかし、災害発生時に飲料水として提供する目的であるならば、県営水道の水道水を用いる必要はない。現在の目的からしてコストの低い購入に切り替えるべきであると考ええる。

なお、ヒアリング実施時点では令和 2 年度の製造は行われていないが、今後備蓄数が減り補充する場合には購入することも選択肢に入れているとの回答があった。

事業 No13 災害救助積立金においても非常用飲料水を備蓄していることから、他事業との関係性について県に確認したところ、企業局の災害用備蓄水の本数は水道事業単独で決定していると回答があった。企業局の災害用備蓄用水は、本水道事業や受水市町等において設備の故障等による断水事故や自然災害等により給配水が行えない場合を想定しており、受水市町等以外の自治体が被災した場合は、「栃木県企業局災害備蓄用ボトルドウォーター提供基準」に則り、提供する方針であるとのことである。

事業 No15-1 芳賀赤十字病院整備助成費－地域災害拠点病院施設整備事業費

所属名 保健福祉部医療政策課医療体制整備担当

1 事業の概要

(1) 事業の想定する栃木県国土強靱化地域計画におけるリスクシナリオ

救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶、医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルート途絶による医療機能の麻痺

(2) リスクシナリオを回避するための現状分析・評価（事業の趣旨・目的）

災害拠点病院である芳賀赤十字病院における備蓄倉庫、受水槽、ヘリポートの整備

(3) 事業の内容

災害拠点病院である芳賀赤十字病院における備蓄倉庫、受水槽、ヘリポートの整備に要する経費への補助

(4) 予算額と事業費実績

(単位：千円)

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
予算額	20,070	21,072	50,910	—	—
事業費実績	1,769	6,457	20,918	—	

(5) 財源

(単位：千円)

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
医療提供体制施設整備 交付金	1,769	6,457	20,918	—	

(6) 令和元年度の取組と実施状況

芳賀赤十字病院の移転整備は平成 30 年度に完了

(7) 栃木県国土強靱化地域計画における重要業績指標又は各事業の目標値

災害拠点病院（11 病院）の耐震化数：10 病院

ヘリポートの整備された災害拠点病院数：6 病院

(8) 取組の課題

事業終了

(9) 課題に対する対策

事業終了

## 2 監査の結果

### ア 結論

事業内容につきヒアリングをし、必要に応じて関係資料を閲覧した。その結果、特に指摘すべき事項はなかった。

### イ 内容

国土強靱化地域計画における KPI（重要業績指標）に、「ヘリポートの整備された災害拠点病院数」を掲げており、目標値である 6 病院を達成したのは平成 30 年度である。令和元年度ではヘリポート設置のための事業がないことから、KPI 達成の確認を行うため平成 30 年度を対象とし、上記ア結論に記載した手続を実施した。

## 事業 No15-2 救急医療対策費－DMAT 連絡協議会

所属名 保健福祉部医療政策課医療体制整備担当

### 1 事業の概要

#### (1) 事業の想定する栃木県国土強靱化地域計画におけるリスクシナリオ

救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶、医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルート途絶による医療機能の麻痺

#### (2) リスクシナリオを回避するための現状分析・評価（事業の趣旨・目的）

被災地での医療救護活動を円滑に行うことができるよう、栃木県 DMAT の運用及び研修等についての検討並びに活動の検証を行う。

#### (3) 事業の内容

栃木県 DMAT の運用等に関し必要な事項を協議する。

#### (4) 予算額と事業費実績

(単位：千円)

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
予算額	420	503	321	321	419
事業費実績	215	213	229	—	

#### (5) 財源

(単位：千円)

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
一般財源	215	213	229	—	

#### (6) 令和元年度の取組と実施状況

令和 2(2020)年 3 月に書面により開催し、以下の議事について報告した。

- ・令和元年度活動報告及び令和2年度の活動計画について
  - ・DMAT 指定病院（LDMAT 指定病院を含む）の指定状況について
- (7) 栃木県国土強靱化地域計画における重要業績指標又は各事業の目標値  
DMAT 指定病院数（令和2年4月1日）：16（LDMAT 指定病院含む）  
DMAT チーム数（令和2年4月1日）：37 チーム
- (8) 取組の課題  
効果的な被災者支援ができる体制の確立が必要である。
- (9) 課題に対する対策  
研修・訓練等を通じた連携の確認

## 2 監査の結果

### ア 結論

令和元年度における事業内容につきヒアリングを実施し、必要に応じて関係資料を閲覧した。その結果、特に指摘すべき事項はなかった。

### イ 内容

DMAT とは、災害派遣医療チーム（Disaster Medical Assistance Team）のことであり、医師、看護師、業務調整員（医師・看護師以外の医療職及び事務職員）で構成され、大規模災害や多傷病者が発生した事故などの現場に、急性期（おおむね48時間以内）から活動できる機動性を持った、専門的な訓練を受けたチームのことである。DMAT は災害対策基本法に則り県内のみならず、県外にも派遣されるチームである。これに対し、LDMAT（Local DMAT）とは、県内で発生した災害等に限定されたチームである。

ヒアリング時点において、DMAT 指定病院数は13病院、LDMAT 指定病院数は3病院である。

## 事業 No15-3 救急医療対策費－災害医療体制検討部会等

所属名 保健福祉部医療政策課医療体制整備担当

### 1 事業の概要

#### (1) 事業の想定する栃木県国土強靱化地域計画におけるリスクシナリオ

救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶、医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルート途絶による医療機能の麻痺

#### (2) リスクシナリオを回避するための現状分析・評価（事業の趣旨・目的）

災害医療体制の整備に関する事項を協議する。

#### (3) 事業の内容

新たな災害医療体制を検討するための部会等開催経費



#### (4) 予算額と事業費実績

(単位：千円)

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
予算額	1,960	1,985	1,727	1,727	1,727
事業費実績	1,606	1,514	924	452	

#### (5) 財源

(単位：千円)

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
一般財源	1,066	1,514	924	452	

#### (6) 令和元年度の取組と実施状況

令和 2(2020)年 3 月に書面により開催し、以下の議事について報告した。

- ① 令和元年度活動報告及び令和 2 年度活動計画について
- ② DMAT 指定病院（指定病院を含む）の LDMAT 指定状況について
- ③ 地域分科会及び医療関係団体における検討・取組状況

#### (7) 栃木県国土強靱化地域計画における重要業績指標又は各事業の目標値

DMAT 指定病院数（令和 2 年 4 月 1 日）：16（LDMAT 指定病院含む）

DMAT チーム数（令和 2 年 4 月 1 日）：37 チーム

#### (8) 取組の課題

効果的な被災者支援ができる体制の確立が必要である。

#### (9) 課題に対する対策

研修・訓練等を通じた連携の確認

## 2 監査の結果

### ア 結論

令和元年度における事業内容につきヒアリングをし、必要に応じて関係資料を閲覧した。その結果、特に指摘すべき事項はなかった。

### イ 内容

(3)事業の内容に、「新たな災害医療体制を検討するため」と記載があったことから、新たな災害医療体制が求められた理由を県に行ったところ、以下の回答があった。

東日本大震災の後、県医師会から、災害対策を行う県庁の組織に医師が参画する仕組みづくりについて要望があり、その具現化のために、平成 24 年度に本部会を設置して検討が行われ、帰結として県保健福祉部に、医療等が参画する災害医療本部（現在の保健医療調整本部）を設置する新たな災害医療体制が設置された。

## 事業 No15-4 救急医療対策費－DMAT 保険料

所属名 保健福祉部医療政策課医療体制整備担当

### 1 事業の概要

(1) 事業の想定する栃木県国土強靱化地域計画におけるリスクシナリオ

該当なし

(2) リスクシナリオを回避するための現状分析・評価（事業の趣旨・目的）

被災地での医療救護活動を円滑に行うことができるよう、活動中の事故に対応するための傷害保険への加入

(3) 事業の内容

DMAT 活動を支援するために県が負担する保険料

(4) 予算額と事業費実績

(単位：千円)

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
予算額	370	300	330	1,167	480
事業費実績	368	1	16	1,167	

(5) 財源

(単位：千円)

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
一般財源	368	1	16	1,167	

(6) 令和元年度の取組と実施状況

- ・令和元年房総半島台風により 6 病院から隊員を派遣した。
- ・令和元年東日本台風（台風第 19 号）により 12 病院から隊員を派遣した。

(7) 栃木県国土強靱化地域計画における重要業績指標又は各事業の目標値

DMAT 指定病院数（令和 2 年 4 月 1 日）：16（LDMAT 指定病院含む）

DMAT チーム数（令和 2 年 4 月 1 日）：37 チーム

(8) 取組の課題

効果的な被災者支援ができる体制の確立が必要である。

(9) 課題に対する対策

研修・訓練等を通じた連携の確認

### 2 監査の結果

ア 結論

令和元年度における事業内容につきヒアリングをし、必要に応じて関係資料を閲覧し

た。その結果、特に指摘すべき事項はなかった。

イ 内容

特に補足すべき事項はない。

事業 No15-5 救急医療対策費－DMAT 訓練参加経費

所属名 保健福祉部医療政策課医療体制整備担当

1 事業の概要

(1) 事業の想定する栃木県国土強靱化地域計画におけるリスクシナリオ

救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶、医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルート途絶による医療機能の麻痺

(2) リスクシナリオを回避するための現状分析・評価（事業の趣旨・目的）

被災地での医療救護活動を円滑に行うことができるよう、実動訓練を行う。

(3) 事業の内容

国が実施する総合防災訓練における大規模地震時医療活動訓練への参加経費

(4) 予算額と事業費実績

(単位：千円)

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
予算額	1,457	3,241	6,826	2,500	2,500
事業費実績	903	2,812	5,841	663	

(5) 財源

(単位：千円)

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
医療施設運営 費等補助金	903	2,812	5,841	663	

(6) 令和元年度の実施状況

首都直下型地震を想定した大規模地震時医療活動訓練で、県内の 9DMAT 指定病院が参加した。(令和元(2019)年 9 月 7 日(土))

(7) 栃木県国土強靱化地域計画における重要業績指標又は各事業の目標値

DMAT 指定病院数 (令和 2 年 4 月 1 日) : 16 (LDMAT 指定病院含む)

DMAT チーム数 (令和 2 年 4 月 1 日) : 37 チーム

(8) 取組の課題

効果的な被災者支援ができる体制の確立が必要である。

(9) 課題に対する対策

研修・訓練等を通じた連携の確認

2 監査の結果

ア 結論

令和元年度における事業内容につきヒアリングをし、必要に応じて関係資料を閲覧した。その結果、特に指摘すべき事項はなかった。

イ 内容

令和元年度 12DMAT 指定病院（LDMAT 指定病院含む）のうち、9 DMAT 指定病院が訓練に参加している。DMAT 指定病院は毎年実施される訓練に参加する義務はなく、日本 DMAT 隊員は 5 年間のうち 2 回技能維持研修に参加することが隊員資格の維持要件となっている。

事業 No15-6 救急医療対策費－災害医療本部運営経費

所属名 保健福祉部医療政策課医療体制整備担当

1 事業の概要

(1) 事業の想定する栃木県国土強靱化地域計画におけるリスクシナリオ

救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶、医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルート途絶による医療機能の麻痺

(2) リスクシナリオを回避するための現状分析・評価（事業の趣旨・目的）

災害に備え、通信手段を確保する。

(3) 事業の内容

災害発生時に DMAT 派遣要請等のために、保健医療調整本部、各医療圏保健医療調整本部で使用する携帯電話等の経費

(4) 予算額と事業費実績

(単位：千円)

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
予算額	852	723	718	783	832
事業費実績	602	723	683	687	

(5) 財源

(単位：千円)

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
一般財源	602	723	683	687	

(6) 令和元年度の取組と実施状況

令和元年房総半島台風及び令和元年東日本台風（台風第 19 号）の際に、関係機関への連絡手段として使用した。

(7) 栃木県国土強靱化地域計画における重要業績指標又は各事業の目標値

DMAT 指定病院数（令和 2 年 4 月 1 日）：16（LDMAT 指定病院含む）

DMAT チーム数（令和 2 年 4 月 1 日）：37 チーム

(8) 取組の課題

効果的な被災者支援ができる体制の確立が必要である。

(9) 課題に対する対策

研修・訓練等を通じた連携の確認

## 2 監査の結果

### ア 結論

令和元年度における事業内容につきヒアリングをし、必要に応じて関係資料を閲覧した。その結果、特に指摘すべき事項はなかった。

### イ 内容

通信手段として携帯電話の他、衛星携帯電話やモバイルルーターを各保健所にて保管しており、災害発生時のみならず、訓練時にも使用している。

## 事業 No15-7 救急医療対策費－災害医療研修・訓練経費

所属名 保健福祉部医療政策課医療体制整備担当

### 1 事業の概要

(1) 事業の想定する栃木県国土強靱化地域計画におけるリスクシナリオ

救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶、医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルート途絶による医療機能の麻痺

(2) リスクシナリオを回避するための現状分析・評価（事業の趣旨・目的）

災害時医療提供体制の充実・強化及び災害急性期における被災地での医療の確保を図る。

(3) 事業の内容

災害医療コーディネーター研修、栃木県 LDMAT 養成研修開催のための経費

(4) 予算額と事業費実績

（単位：千円）

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
予算額	2,227	2,682	2,062	1,297	2,062
事業費実績	2,200	1,890	1,384	1,270	

## (5) 財源

(単位：千円)

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
医療施設運営 費等補助金	—	625	—	—	
一般財源	2,200	1,265	1,384	1,270	

## (6) 令和元年度 of 取組と実施状況

令和元(2019)年 7 月 21 日 (日) 栃木県災害医療コーディネーター研修

8 月 17 日 (土) ～18 日 (日) 栃木県 DMAT (LDMAT) 養成研修

## (7) 栃木県国土強靱化地域計画における重要業績指標又は各事業の目標値

DMAT 指定病院数 (令和 2 年 4 月 1 日) : 16 (LDMAT 指定病院含む)

DMAT チーム数 (令和 2 年 4 月 1 日) : 37 チーム

## (8) 取組の課題

効果的な被災者支援ができる体制の確立が必要である。

## (9) 課題に対する対策

研修・訓練等を通じた連携の確認

## 2 監査の結果

### ア 結論

令和元年度における事業内容につきヒアリングをし、必要に応じて関係資料を閲覧した。  
その結果、特に指摘すべき事項はなかった。

### イ 内容

特に補足すべき事項はない。

## 事業 No15-8 救急医療対策費－医療施設耐震化促進事業費

所属名 保健福祉部医療政策課医療体制整備担当

### 1 事業の概要

#### (1) 事業の想定する栃木県国土強靱化地域計画におけるリスクシナリオ

救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶、医療施設及び関係者の絶対的  
不足・被災、支援ルート途絶による医療機能の麻痺

#### (2) リスクシナリオを回避するための現状分析・評価 (事業の趣旨・目的)

二次救急医療機関等が行う医療施設耐震化促進事業に要する経費を助成することにより、  
災害時における医療提供体制の確保を図る。

### (3) 事業の内容

耐震化整備が未整備な病院群輪番制病院等における耐震診断に要する経費への補助

### (4) 予算額と事業費実績

(単位：千円)

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
予算額	—	—	—	3,733	—
事業費実績	—	—	—	3,733	

### (5) 財源

(単位：千円)

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
医療施設運営 費等補助金	—	—	—	1,866	
一般財源	—	—	—	1,867	

### (6) 令和元年度の取組と実施状況

耐震化診断実施医療機関：今市病院

### (7) 栃木県国土強靱化地域計画における重要業績指標又は各事業の目標値

災害拠点病院（11 病院）の耐震化数：10 病院

### (8) 取組の課題

今後も大規模地震の発生に備えた耐震化対策の一層の推進が必要である。

### (9) 課題に対する対策

未耐震病院が国庫補助等を適切に活用できるよう、引き続き、補助制度や国補正予算等の情報を提供していく。

## 2 監査の結果

### ア 結論

令和元年度における事業内容につきヒアリングをし、必要に応じて関係資料を閲覧した。その結果、特に指摘すべき事項はなかった。

### イ 内容

二次救急医療機関とは、入院治療や手術を必要とする重症患者に対応する救急医療機関であり、病院群輪番制病院等が該当する。

災害拠点病院とは、災害に対する緊急対応ができ、被災地域内の疾病者の受入れ、搬出が可能な体制を整備しており、実際に重傷疾病者の受入れ、搬送をヘリコプター等を使用して行うことができる機能等を有する病院である。

事業 No16 地域保健福祉推進費－災害時健康危機管理支援チーム体制整備事業

所属名 保健福祉部保健福祉課地域保健担当

1 事業の概要

(1) 事業の想定する栃木県国土強靱化地域計画におけるリスクシナリオ

救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶、医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

県及び市町の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(2) リスクシナリオを回避するための現状分析・評価（事業の趣旨・目的）

大規模災害発生時の保健医療調整本部や保健所の指揮調整機能を支援する専門家チーム（DHEAT）の体制を整備し、健康危機管理対策の強化を図る。

(3) 事業の内容

災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT) 養成研修への参加及び DHEAT 構成員の養成研修等を企画実施並びに DHEAT 班体制を整備し、支援・受援体制など健康危機体制の強化を図る。

(4) 予算額と事業費実績

(単位：千円)

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
予算額	—	—	—	734	624
事業費実績	—	—	—	753	

(5) 財源

(単位：千円)

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
感染症予防事業費等国庫負担(補助)金	—	—	—	367	312
一般財源	—	—	—	386	312

(6) 令和元年度の取組と実施状況

- ・ 災害時健康危機管理支援チーム養成研修参加  
高度編 1 名、基礎編 5 名
- ・ 災害対応の基礎的研修及び圏域別訓練の実施  
健康危機管理研修 1 回 参加者 92 名



圏域別訓練 5圏域 15回 延べ 371人

(7) 栃木県国土強靱化地域計画における重要業績指標又は各事業の目標値

該当なし

(8) 取組の課題

令和元年東日本台風（台風第 19 号）における支援では、DMAT、DPAT、DWAT 等との役割分担の整理や、被災情報や支援ニーズの収集方法、支援のタイミング等に、一部で課題があった。

(9) 課題に対する対策

栃木県災害時保健医療福祉活動マニュアルの策定による役割分担の明確化及び災害時健康危機管理支援チーム養成研修会等の実施による支援体制の強化。

## 2 監査の結果

### ア 結論

令和元年度における事業内容につきヒアリングをし、必要に応じて関係資料を閲覧した。その結果、特に指摘すべき事項はなかった。

### イ 内容

(8)取組の課題において、令和元年東日本台風（台風第 19 号）における支援で一部課題があったと記載されているため、具体的な内容及び改善策を令和 2 年度の研修等に織り込んでいるのか県に質問を行ったところ、以下の回答があった。

DMAT、DPAT、DWAT 及び保健師チーム等（保健医療支援チーム）の活動や被災状況把握で一部重複があったことを課題としている。令和 2 年度の研修については、新型コロナウイルス感染症の影響により縮小開催としたことから課題に対する改善策を十分に反映できていないが、引き続き各支援チームが効果的な支援を行えるよう検討していく。

DHEAT とは、災害時健康危機管理支援チーム（Disaster Health Emergency Assistance Team）のことである。健康危機管理に必要な情報収集・分析や全体調整等の研修・訓練を受けている。本庁及び保健所に設置される健康危機管理組織の長による指揮調整機能等を補佐する役目を担っている。

DMAT とは、災害派遣医療チーム（Disaster Medical Assistance Team）のことである。医師、看護師、業務調整員（医師・看護師以外の医療職及び事務職員）で構成され、大規模災害や多傷病者が発生した事故などの現場に、急性期（おおむね 48 時間以内）から活動できる機動性を持ち、専門的な訓練を受けている。

DPAT とは、災害派遣精神医療チーム（Disaster Psychiatric Assistance Team）のことであり、災害時に被災地域で精神科医療及び精神保健活動支援を行うために専門的な訓練を受けたチームである。被災地での情報収集、精神科医療の提供、患者避難の支援、

支援者（医療従事者・自治体職員）への専門的支援を主な活動としている。

DWATとは、災害福祉支援チーム（Disaster Welfare Assistance Team）のことであり、災害時における間接的な被災（二次災害）を防ぐため、避難所等で活動にあたる福祉の専門職チームのことである。避難者等の福祉ニーズの把握やスクリーニング、各種相談対応、避難所の環境整備等を実施している。

## 事業 No17 社会福祉施設等災害復旧費事業

所属名 保健福祉部保健福祉課（予算主管課）  
 保健福祉部高齢対策課（予算執行課）  
 保健福祉部障害福祉課（予算執行課）  
 保健福祉部こども政策課（予算執行課）

### 1 事業の概要

(1) 事業の想定する栃木県国土強靱化地域計画におけるリスクシナリオ

該当なし

(2) リスクシナリオを回避するための現状分析・評価（事業の趣旨・目的）

令和元年10月に発生した令和元年東日本台風（台風第19号）により被災した社会福祉施設等の速やかな復旧を図ることを目的とする。

(3) 事業の内容

令和元年10月に発生した令和元年東日本台風（台風第19号）で被災した社会福祉施設等の、設備に対する復旧費の補助事業

(4) 予算額と事業費実績

（単位：千円）

年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
予算額	—	—	—	168,601	—
事業費実績	—	—	—	74,435	

(5) 財源

（単位：千円）

年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
国庫補助	—	—	—	74,435	

(6) 令和元年度の取組と実施状況

令和元年に発生した令和元年東日本台風（台風第19号）で被災した社会福祉施設等設備に対して、補助を実施。

高齢者福祉施設：16,988 千円（9 施設）

児童福祉施設等：16,782 千円（10 施設）

障害福祉施設：40,665 千円（13 施設）

(7) 栃木県国土強靱化地域計画における重要業績指標又は各事業の目標値

該当なし

(8) 取組の課題

該当なし

(9) 課題に対する対策

該当なし

## 2 監査の結果

(1) 県税の未納確認について（意見）

ア 結論

交付申請の要件である県税が未納でないことを関係書類で確認すべきである。

イ 内容

補助金交付要領において、県税を未納の者に対しては交付申請することができないと記載されている。担当者に県税の納付状況をどのように確認しているか質問したところ、申請者に口頭で確認していると回答があった。口頭ではなく納税証明書にて適切に納税状況を確認すべきである。

(2) 補助事業等により取得した財産等の管理、処分について（意見）

ア 結論

補助事業等により取得した財産等につき、知事の承認を受けずに譲渡等を行っていないかの確認を行う必要がある。

イ 内容

補助金交付要領において「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産（価格が 50 万円以上（社会福祉法人、その他知事が認めた者の場合は 30 万円以上）の機械、器具及びその他の財産）については、補助金等に係る予算の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、あらかじめ、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に提供してはならない。」とされている。県側で知事の承認を得ずに譲渡等が行われていないかの確認を事後的に行っているかどうか確認したところ、特段確認は行っていないとの回答があった。要領に記載することにより一定の予防効果はあると考えられるが、形骸化されることが懸念される。例えば、実地指導監査や書面監査において確認することが必要ではないかと考える。

事業 No18 介護基盤整備等事業（開設準備経費助成事業）

所属名 保健福祉部高齢対策課介護サービス班

1 事業の概要

(1) 事業の想定する栃木県国土強靱化地域計画におけるリスクシナリオ

該当なし

(2) リスクシナリオを回避するための現状分析・評価（事業の趣旨・目的）

令和元年 10 月に発生した令和元年東日本台風（台風第 19 号）により被災した社会福祉施設等の設備復旧に対する支援

(3) 事業の内容

令和元年 10 月に発生した令和元年東日本台風（台風第 19 号）により被災した社会福祉施設等の設備復旧に対する支援事業

(4) 予算額と事業費実績

（単位：千円）

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
予算額	—	—	—	166,428	—
事業費実績	—	—	—	15,525	

(5) 財源

（単位：千円）

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
地域医療介護 総合確保基金	—	—	—	15,525	

(6) 令和元年度の取組と実施状況

令和元年に発生した令和元年東日本台風（台風第 19 号）で被災した社会福祉施設等の設備に対して補助を実施。

- ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 1 箇所
- ・小規模多機能型居宅介護事業所 1 箇所
- ・認知症高齢者グループホーム 1 箇所

(7) 栃木県国土強靱化地域計画における重要業績指標又は各事業の目標値

該当なし

(8) 取組の課題

該当なし

(9) 課題に対する対策

該当なし

## 2 監査の結果

### (1) 市が実施した手続の検証について（意見）

#### ア 結論

市が実施した補助金交付の手続について、県側で重要な箇所を検証することが望まれる。

#### イ 内容

当該事業では、市が窓口となり申請者と直接やり取りを行い、交付金交付要領の要件に合致しているかの詳細な確認を行っている。県は申請にあたり市から、交付申請額一覧表、交付金申請額算出内訳、歳入歳出予算書又は見込書抄本、施設の休止及び再度の開設に係る申出書（写し）を受領し、形式的な確認を行っている。実支出額の確認や他の寄附金を受領していないか等の確認を県が直接又は市から資料を提供してもらい確認しているのか質問したところ、県では市から提出された一覧表等に基づき形式的な確認を行うのみで、個別具体的な内容の詳細な確認は市で行っているとの回答があった。県及び市の両者が同じ確認作業を全て実施することは業務の効率性の観点から非効率であることは理解できる。しかし、市側において認識誤り等によりミスが生じることも想定できる。補助金を負担する県側ではまとめの一覧表等のみの確認にとどめず重要な確認項目については資料を入手するなどして詳細な手続を実施することが望まれる。

### (2) 補助事業等により取得した財産等の管理、処分について（意見）

#### ア 結論

市町村実施事業により取得した財産等につき、知事の承認を受けずに譲渡等を行っていないかの確認を行う必要がある。

#### イ 内容

交付要領において「市町村実施事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに市町村実施事業により取得し、又は効用の増加した価格が 50 万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）で定めている期間を経過するまで、知事の承認を受けないで、この市町村実施事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。」とされている。県側で知事の承認を得ずに譲渡等が行われていないかの確認を事後的に行っているかどうか確認したところ、特段確認はおこなっていないとの回答があった。要領に記載することにより一定の予防効果はあると考えられるが、形骸化されることが懸念される。例えば、実地指導監査や書面監査において確認することが必要ではないかと考える。

## 事業 No19 災害感染症予防対策事業

所属名 保健福祉部健康増進課感染症対策室感染症対策チーム

### 1 事業の概要

(1) 事業の想定する栃木県国土強靱化地域計画におけるリスクシナリオ

被災地における感染症等の大規模発生

(2) リスクシナリオを回避するための現状分析・評価（事業の趣旨・目的）

避難場所、被災地区での感染症の発生予防、まん延防止のため、平常時から感染症予防対策を行う必要がある。

主な取組

○消毒、害虫駆除を行うための体制等の構築

○感染症発生動向調査事業による予防対策の普及啓発

○消毒用資材の確保

(3) 事業の内容

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 27 条第 2 項の規定による知事（保健所長）の指示に基づく消毒

(4) 予算額と事業費実績

（単位：千円）

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
予算額	—	—	—	207,580	—
事業費実績	—	—	—	182,240	

(5) 財源

（単位：千円）

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
感染症予防 事業費等国 庫負担（補 助）金	—	—	—	91,120	
一般財源	—	—	—	91,120	

(6) 令和元年度の取組と実施状況

原則として、床上・床下浸水の被害を受けた家屋（一般家屋を含む。）で、かつ当該家屋を管理する者に消毒の能力がない場合であって、市町において消毒の協力が必要と判断した家屋内での消毒作業。

(7) 栃木県国土強靱化地域計画における重要業績指標又は各事業の目標値

リスクシナリオNo.2-6に対応する重要業績目標値なし

(8) 取組の課題

市町によって消毒方法（委託、消毒薬の配布等）が異なり、作業の進捗に差が見られた。

また、災害発生時に迅速に消毒を実施できるよう、平時から市町において消毒の実施体制を検討しておく必要がある。

(9) 課題に対する対策

「水害時の感染対策における衛生・消毒マニュアル」を策定し、市町等へ周知した。  
また、ペストコントロール協会と県で協定を締結し、災害発生時の消毒実施体制を整備した。

## 2 監査の結果

(1) 消毒対象家屋の定義について（意見）

ア 結論

消毒の能力の有無の定義を明確にすべきである。

イ 内容

補助金交付要領 Q&A では消毒対象場所は、「原則として、床上・床下浸水の被害を受けた家屋（一般家屋を含む。）で、かつ当該家屋を管理する者に消毒の能力がない場合であって、市町において消毒の協力が必要と判断した家屋内」であると記載がある。県に「当該家屋を管理する者に消毒の能力がない場合」とは具体的にどのような場合なのか、また、令和元年東日本台風（台風第 19 号）の災害では、当該定義をどのように解釈し、支給対象を判断したのかを確認したところ明確な回答は得られなかった。補助金交付要領 Q&A に「当該家屋を管理する者に消毒の能力がない場合」と記載しているのだから、今後はより具体的な例示を示し、適正に運用していく必要がある。

## 第4章 産業・エネルギー

事業 No.20 産業活性化金融対策費（経営安定資金（新規分））

所属名 産業労働観光部経営支援課金融担当

### 1 事業の概要

(1) 事業の想定する栃木県国土強靱化地域計画におけるリスクシナリオ  
該当なし

(2) 事業の趣旨・目的

県内産業の活性化を目的とした中小・小規模企業の円滑な資金調達支援

(3) 事業の内容

県が資金ごとに融資条件を定め、民間金融機関との協調融資により、県内中小・小規模企業に融資を行う制度。

・経営安定資金

- ① 景気低迷等による経営不安を防止する「基盤強化融資」
- ② 罹災への対応や事業活動の継続を支援する「事業活動継続融資」(令和2年4月創設)
- ③ 令和元年東日本台風(台風第19号)による被害からの再建等を支援する「令和元年台風第19号緊急対策資金」
- ④ 新型コロナウイルス感染症の影響による経営不安を防止する「新型コロナウイルス感染症緊急対策資金」
- ⑤ 新型コロナウイルス感染症の影響による経営不安を防止する「新型コロナウイルス感染症対策パワーアップ資金」(令和2年5月創設)

(4) 予算額と事業費実績

(単位：千円)

年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
予算額	10,743,200	8,924,900	4,643,400	7,623,600	139,632,500
事業費実績	8,378,520	7,139,920	1,908,370	5,372,600	

(5) 財源

(単位：千円)

年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
特定財源	8,378,520	7,139,920	1,908,370	5,372,600	—

(6) 令和元年度の取組と実施状況

- ・令和元年11月に「令和元年台風第19号緊急対策資金」、令和2年3月に「新型コロナウイルス感染症緊急対策資金」をそれぞれ創設。
- ・実施状況は以下のとおり。
  - ① 基盤強化融資 16件
  - ② 為替変動緊急対策資金(令和2年度廃止) 0件
  - ③ 令和元年台風第19号緊急対策資金 72件
  - ④ 新型コロナウイルス感染症緊急対策資金 135件

(7) 栃木県国土強靱化地域計画における重要業績指標又は各事業の目標値

該当なし



(8) 取組の課題

経営環境の変化への対応

(9) 課題に対する対策

制度融資はセーフティネットの役割を果たしており、大規模な経済変動や災害等の経営環境の急激な変化が生じた場合には、中小・小規模企業の資金需要が高まるため、適時適切に対応することが求められる。令和元年度には、「令和元年台風第 19 号緊急対策資金」及び「新型コロナウイルス感染症緊急対策資金」を創設し対応した。

今後とも県制度融資の周知を引き続き行うとともに、中小・小規模企業の資金ニーズに合った制度の構築を図る。

## 2 監査の結果

ア 結論

事業に関する質問及び資料の閲覧を実施した結果、特に指摘すべき事項は発見されなかった。

イ 内容

特に補足すべき事項はない。

### 事業 No21 令和元年台風第 19 号緊急対策資金保証料補給事業

所属名 産業労働観光部経営支援課金融担当

#### 1 事業の概要

(1) 事業の想定する栃木県国土強靱化地域計画におけるリスクシナリオ

該当なし

(2) リスクシナリオを回避するための現状分析・評価（事業の趣旨・目的）

「令和元年台風第 19 号緊急対策資金」を利用する中小企業に対して保証料補給を行うことにより、当該中小企業の負担を軽減し、早期復旧を支援する。

(3) 事業の内容

当事業は、県制度融資の令和元年台風第 19 号緊急対策資金を利用した事業者が負担する保証料の一部を補助する制度で、あらかじめ栃木県信用保証協会が割り引いた保証料の額を事業者から徴収し、年度末に実績に基づき保証協会に同額を補助するもの。

（補助率） S N（セーフティネット）4・5号：0.2%、一般保証：保証料率の 30%

(4) 予算額と事業費実績

(単位：千円)

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
予算額				132,275	
事業費実績				11,623	

(5) 財源

(単位：千円)

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
一般財源				11,623	

(6) 令和元年度の取組と実施状況

72 件

(7) 栃木県国土強靱化地域計画における重要業績指標又は各事業の目標値

該当なし

(8) 取組の課題

各被災地において、商工団体等による事業説明会において、当事業の説明を実施。また、金融機関へ直接出向き、職員向けに制度の周知に努めた。

(9) 課題に対する対策

特になし

## 2 監査の結果

### ア 結論

事業に関する質問及び資料の閲覧を実施した結果、特に指摘すべき事項は発見されなかった。

### イ 内容

特に補足すべき事項はない。

## 事業 No22 中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業

所属名 産業労働観光部 経営支援課 中小企業等復興支援担当

### 1 事業の概要

(1) 事業の想定する栃木県国土強靱化地域計画におけるリスクシナリオ

該当なし

(2) リスクシナリオを回避するための現状分析・評価（事業の趣旨・目的）

令和元年東日本台風（台風第 19 号）による災害のため甚大な被害を受けた地域において、中小企業等グループが、復興事業計画に基づき、産業活力の復活、被災地域の復興、コミュニティの再生、雇用の維持等に重大な役割を果たすと見込まれる場合において、その事業に要する経費の一部を補助することにより、令和元年東日本台風（台風第 19 号）による災害に係る被災地域の復旧及び復興を促進することを目的とする。

(3) 事業の内容

ア 概要

中小企業等で構成するグループの復興事業計画に基づき、事業者が行う施設、設備の復旧支援を行う。

イ 補助対象事業者

中小企業者、中堅企業、みなし中堅企業等

ウ 補助率

中小企業等 3/4（国 1/2、県 1/4）

中堅企業等 1/2（国 1/3、県 1/6）

エ 補助限度額

1 事業者当たり 15 億円

(4) 予算額と事業費実績

（単位：千円）

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
予算額				1,539,229	7,566,277
前年からの繰越額					1,492,606
事業費実績				34,690	
次年度への繰越額				1,492,606	

(5) 財源

（単位：千円）

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
災害復旧費 国庫補助金				4,929	
一般財源				29,761	

(6) 令和元年度の取組と実施状況

令和元年東日本台風（台風第 19 号）により被災した県内中小企業者等の復興を支援

するため、令和元年 11 月に経営支援課内に中小企業等復興支援チームを立ち上げるとともに、宇都宮市と佐野市に補助金等受付センターを開設し、中小企業者等からの相談、申請書類の受付、中小企業等グループの認定、補助金交付決定及び支払を実施

・令和元年度交付決定件数及び金額 13 件 293,728,000 円

・令和元年度補助金支出件数及び金額 2 件 7,394,000 円

※未支出分 11 件 286,334,000 円については、令和 2 年度へ繰越

・補助金等受付センターの開設に伴う事務什器の購入等 27,296 千円

(7) 栃木県国土強靱化地域計画における重要業績指標又は各事業の目標値

該当なし

(8) 取組の課題

令和元年東日本台風（台風第 19 号）により被災した中小企業者等について、補助金が未申請のままとならないよう、補助金の更なる周知と補助金未申請事業者の掘り起こしを行う必要がある。

また、補助金申請のあった事業者については、事業期間内に補助事業が完了するよう進捗管理を行う必要がある。

(9) 課題に対する対策

補助金未申請事業者の掘り起こしには、市町、商工団体との連携が重要であることから、市町、商工団体に対する被災事業者の申請状況の確認及び補助金の周知依頼を行った。

また、補助金申請のあった事業者ごとに担当者を定め、事業期間内に補助事業が完了するように事業の進捗管理を行っている。

## 2 監査の結果

### ア 結論

事業に関する質問及び資料の閲覧を実施した結果、特に指摘すべき事項は発見されなかった。

### イ 内容

特に補足すべき事項はなかった。

## 第5章 情報通信・交通・物流

事業 No23 土木行政情報化推進費（政策）－GIS システム運営費（H28・H29・H30）  
電算積算管理費（政策）（R01・R02）

所属名 県土整備部技術管理課企画情報担当

## 1 事業の概要

### (1) 事業の想定する栃木県国土強靱化地域計画におけるリスクシナリオ

該当なし

### (2) リスクシナリオを回避するための現状分析・評価（事業の趣旨・目的）

「とちぎ地図情報公開システム」は、県が管理する土木に関する地図情報（洪水浸水想定区域等）の一元管理及び情報の共有化を目的としている。

### (3) 事業の内容

「とちぎ地図情報公開システム」は、県が管理する河川の「洪水浸水想定区域」などの土木に関する地図情報を一元管理及び情報の共有化をし、インターネット上で公開しているGIS（地理情報システム）である。

なお、技術管理課は、システムの保守管理等について一元管理をしている。

### (4) 予算額と事業費実績

(単位：千円)

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
予算額	2,316	2,330	2,583	2,298	2,223
前年からの繰越額	0	0	0	0	0
事業費実績	2,307	2,330	2,248	2,209	
次年度への繰越額	0	0	0	0	

### (5) 財源

(単位：千円)

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
一般財源	2,307	2,330	2,248	2,209	

### (6) 令和元年度の取組と実施状況

#### ① 県土整備部公開用 GIS 保守管理業務委託

- ・ 契約方法 随意契約
- ・ 委託先名称 国際航業(株) 宇都宮営業所
- ・ 契約期間 平成 31 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日
- ・ 契約金額 639 千円

#### ② 県土整備部公開用 GIS 利用料

- ・ 契約方法 随意契約

- ・委託先名称 国際航業(株) 宇都宮営業所
- ・契約期間 平成31年4月1日～令和4年3月31日
- ・契約金額 1,570千円

○ 令和元年度は、上記2つの契約により、「とちぎ地図情報公開システム」の安定した稼働を行った。

(7) 栃木県国土強靱化地域計画における重要業績指標又は各事業の目標値

該当なし

(8) 取組の課題

システムの安定した稼働を図るため運用状況の分析を行い、維持管理に必要な経費の確保を図る。

(9) 課題に対する対策

運用状況の分析結果にもとづき、維持管理に必要な経費の要求を引き続き行う。

## 2 監査の結果

ア 結論

事業に関する質問及び資料の閲覧を実施した結果、特に指摘すべき事項は発見されなかった。

イ 内容

特に補足すべき事項はない。

## 事業 No24 災害対策費（広域物資拠点整備事業費）

所属名 県民生活部危機管理課災害対策担当

### 1 事業の概要

(1) 事業の想定する栃木県国土強靱化地域計画におけるリスクシナリオ

該当なし

(2) リスクシナリオを回避するための現状分析・評価（事業の趣旨・目的）

災害時において支援物資が迅速に供給されるよう、県の設置する一次集積所（広域物資拠点）に必要な資機材を整備し、物資物流の円滑化を図るもの。

(3) 事業の内容

災害時の県の物資集積拠点(広域物資拠点)となるカンセキスタジアムとちぎ内に新設された倉庫に、物資の搬出入に必要な資機材を整備する。

(4) 予算額と事業費実績

(単位：千円)

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
予算額	0	0	0	21,784	1,426
事業費実績	0	0	0	11,108	

(5) 財源

(単位：千円)

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
一般財源	0	0	0	11,108	

(6) 令和元年度の取組と実施状況

災害時に県の広域物資拠点となるカンセキスタジアムとちぎ内の倉庫にフォークリフトやパレット、ラックなどの機器を設置した。

(7) 栃木県国土強靱化地域計画における重要業績指標又は各事業の目標値

該当なし

(8) 取組の課題

拠点を運営する（物資の管理・搬出入などを行う）要員を確保する必要がある。

(9) 課題に対する対策

事前に庁内各所属から運営要員を指定し、その要員に対して物流専門家による物資拠点の運営研修を行う（令和 2 年度から指定を制度化し研修を実施予定）。

## 2 監査の結果

### ア 結論

事業に関する質問及び資料の閲覧を実施した結果、特に指摘すべき事項は発見されなかった。

### イ 内容

特に補足すべき事項はない。

## 事業 No25-1 防災行政ネットワーク費－機器の保守修繕

所属名 県民生活部危機管理課 危機・防災情報担当

### 1 事業の概要

(1) 事業の想定する栃木県国土強靱化地域計画におけるリスクシナリオ

電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

(2) リスクシナリオを回避するための現状分析・評価（事業の趣旨・目的）

災害時に一般電話回線や携帯電話が不通あるいは、繋がりにくい状況になった事態に備え、県、市町、消防、防災関係機関に独自の通信網（防災行政ネットワーク）を構築することにより、災害時の情報通信の麻痺、停止を防ぐことを目的とする。

(3) 事業の内容

県、市町、消防、防災関係機関に衛星通信電話等の通信網を構築しており、本事業により 24 時間 365 日通信ができるようにすべく維持管理を実施している。また、災害時の被害情報を通信する目的で県、市町、消防機関に防災情報システムを構築しており、このシステムの維持管理も実施している。

(4) 予算額と事業費実績

（単位：千円）

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
予算額	52,353	53,851	51,498	55,295	99,369
事業費実績	51,131	46,718	25,869	42,041	

(5) 財源

（単位：千円）

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
一般財源	51,331	46,718	25,869	42,041	

(6) 令和元年度の取組と実施状況

各機器について点検、修理を実施し、通信障害等については 24 時間監視、対応し、常に適正な機器状態を維持した。令和元年東日本台風（台風第 19 号）の災害対応を含め、年間を通して災害時においても通信を維持することができた。

(7) 栃木県国土強靱化地域計画における重要業績指標又は各事業の目標値

指標は、『(5)情報通信・交通・物流の①「防災メールの登録者数」』であり、目標値 16,500 人に対し、実績は 18,600 人（R2. 6 月時点）。

(8) 取組の課題

県、市町、消防間で災害時の被害情報を共有するための「防災情報システム」の運用について、令和元年東日本台風（台風第 19 号）（大規模災害）時に、運用が複雑であったことから情報共有が円滑に行えなかった場合があり、運用の改善が課題。

(9) 課題に対する対策

令和元年東日本台風（台風第 19 号）の対応を検証し、運用の改善を図り、市町、消防に周知、新方式での運用を要請し、新方式による運用を開始した。



## 2 監査の結果

### (1) 重要業績指標である「防災メールの登録者数」について（意見）

#### ア 結論

情報チャンネルが多様化している現状を踏まえた情報発信方法と目標の設定の検討が必要である。

#### イ 内容

県は「防災メール」登録をしたメールアドレスに、地震情報や土砂災害警戒情報などを配信するサービスである。県民がすばやく情報を入手するための手段として有効と考えられ、国土強靱化地域計画を策定した5年前から登録者数も事業目標となっている。また、県の防災ポータルサイトでも防災に関する各種情報をリアルタイムで閲覧できる。

現在ではスマートフォンが普及し、専用アプリや SNS を用いた防災情報の提供を行っている自治体も見られる。また民間による防災情報配信アプリも存在する。県でも、令和元年東日本台風（台風第19号）を受けて、SNS による情報発信を拡充する方針である。情報チャンネルが多様化していることを踏まえ、防災ネットワークからへの各種情報チャンネルへのスムーズな伝達を強化し、登録者の目標の設定の際も幅広い情報媒体を対象にする検討が必要である。

### (2) システムの仕様と運用について（意見）

#### ア 結論

システムが様々な災害規模を想定したうえで効率的に機能するかを、十分に確認する必要がある。

#### イ 内容

防災情報システムは、災害が発生した場合、その仔細をフォームに入力して情報伝達をする仕組みとなっているが、令和元年東日本台風（台風第19号）の際には災害発生件数が多数にのぼったことで処理しきれず、情報共有が円滑に行えない事案が見られた。そのため、現在では同時間帯に被害が集中するような大規模災害時には、通常とは異なる情報収集・伝達方法にできるように運用体制が改められている。具体的には、災害情報を記載する様式を新たに用意し、このデータファイルをシステムで添付して送信することで、情報伝達を行う方法である。

大規模災害時の情報処理を効率的に行う改善の取組がなされたことは評価できる。しかしながら、システムはそもそも効率的に情報伝達をするために導入されたものであることを考えると、効果を発揮してほしい大規模災害時に本来的機能が非効率になることは、システムの仕様を決定する際に、災害規模の想定が十分ではなかったのではないかという疑問を生じさせる。システム導入又は更新の際には、様々な災害規模の想定と実際の運用シミュレーションが十分であることを確認する必要がある。

## 事業 No25-2 防災行政ネットワーク費－通信に係る経費

所属名 県民生活部危機管理課 危機・防災情報担当

### 1 事業の概要

(1) 事業の想定する栃木県国土強靱化地域計画におけるリスクシナリオ

電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

(2) リスクシナリオを回避するための現状分析・評価（事業の趣旨・目的）

災害時に一般電話回線や携帯電話が不通あるいは、繋がりにくい状況になった事態に備え、県、市町、消防、防災関係機関に独自の通信網を構築することにより、災害時の情報通信の麻痺、停止を防ぐことを目的とする。

(3) 事業の内容

県、市町、消防、防災関係機関に衛星通信電話、移動系無線の通信網等（防災行政ネットワーク）を維持するための通信費、電気料。

(4) 予算額と事業費実績

（単位：千円）

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
予算額	38,523	36,562	35,800	29,343	28,656
事業費実績	25,261	24,959	23,602	20,671	

(5) 財源

（単位：千円）

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
その他特財					
一般財源	25,261	24,959	23,602	20,671	

(6) 令和元年度の取組と実施状況

防災行政ネットワークの通信を常時確立するため、常に適正な機器状態を維持した。令和元年東日本台風（台風第 19 号）の災害対応を含め、年間を通して災害時においても通信を維持することができた。

(7) 栃木県国土強靱化地域計画における重要業績指標又は各事業の目標値

該当なし

(8) 取組の課題

該当なし

(9) 課題に対する対策

該当なし

## 2 監査の結果

### ア 結論

事業に関する質問及び資料の閲覧を実施した結果、特に指摘すべき事項は発見されなかった。

### イ 内容

特に補足すべき事項はない。

## 事業 No25-3 防災行政ネットワーク費—電波法に基づく経費

所属名 県民生活部危機管理課 危機・防災情報担当

### 1 事業の概要

#### (1) 事業の想定する栃木県国土強靱化地域計画におけるリスクシナリオ

電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

#### (2) リスクシナリオを回避するための現状分析・評価（事業の趣旨・目的）

災害時に一般電話回線や携帯電話が不通あるいは、繋がりにくい状況になった事態に備え、県、市町、消防、防災関係機関に独自の通信網を構築することにより、災害時の情報通信の麻痺、停止を防ぐことを目的とする。

#### (3) 事業の内容

県、市町、消防、防災関係機関に衛星通信電話、移動系無線の通信網（「防災行政ネットワーク」という）を構築しており、24時間365日通信ができるようにすべく維持管理を実施している。このうち本事業費は電波利用料の負担等を実施。

#### (4) 予算額と事業費実績

(単位：千円)

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
予算額	351	318	291	221	217
事業費実績	184	188	267	108	

#### (5) 財源

(単位：千円)

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
一般財源	184	188	267	108	

#### (6) 令和元年度の実績と実施状況

防災行政ネットワークに係る電波法に基づく電波利用料について適正に納付した。

(7) 栃木県国土強靱化地域計画における重要業績指標又は各事業の目標値

該当なし

(8) 取組の課題

該当なし

(9) 課題に対する対策

該当なし

## 2 監査の結果

### ア 結論

事業に関する質問及び資料の閲覧を実施した結果、特に指摘すべき事項は発見されなかった。

### イ 内容

特に補足すべき事項はない。

## 事業 No25-4 防災行政ネットワーク費—その他

所属名 県民生活部危機管理課 危機・防災情報担当

### 1 事業の概要

(1) 事業の想定する栃木県国土強靱化地域計画におけるリスクシナリオ

電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

(2) リスクシナリオを回避するための現状分析・評価（事業の趣旨・目的）

災害時に一般電話回線や携帯電話が不通あるいは、繋がりにくい状況になった事態に備え、県、市町、消防、防災関係機関に独自の通信網を構築することにより、災害時の情報通信の麻痺、停止を防ぐことを目的とする。

(3) 事業の内容

県、市町、消防、防災関係機関に衛星通信電話、移動系無線の通信網（「防災行政ネットワーク」という）の維持管理するための各種会議、打合せに要する旅費。

(4) 予算額と事業費実績

(単位：千円)

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
予算額	928	618	605	705	705
事業費実績	345	427	494	358	

(5) 財源

(単位：千円)

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
一般財源	345	427	494	358	

(6) 令和元年度の取組と実施状況

防災行政ネットワークの維持管理に係る各種会議等に参加し、他県との協議、情報交換、国への意見要望のとりまとめ、管理担当者の技術向上を行った。

(7) 栃木県国土強靱化地域計画における重要業績指標又は各事業の目標値

該当なし

(8) 取組の課題

該当なし

(9) 課題に対する対策

該当なし

## 2 監査の結果

### ア 結論

事業に関する質問及び資料の閲覧を実施した結果、特に指摘すべき事項は発見されなかった。

### イ 内容

特に補足すべき事項はない。

## 事業 N25-5 防災行政ネットワーク費—交換部品購入経費

所属名 県民生活部危機管理課 危機・防災情報担当

### 1 事業の概要

(1) 事業の想定する栃木県国土強靱化地域計画におけるリスクシナリオ

電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

(2) リスクシナリオを回避するための現状分析・評価（事業の趣旨・目的）

災害時に一般電話回線や携帯電話が不通あるいは、繋がりにくい状況になった事態に備え、県、市町、消防、防災関係機関に独自の通信網を構築することにより、災害時の情報通信の麻痺、停止を防ぐことを目的とする。

(3) 事業の内容

県、市町、消防、防災関係機関に衛星通信電話、移動系無線の通信網（「防災行政ネットワーク」という）を構築しており、本事業により 24 時間 365 日通信ができるよう

にすべく維持管理を実施している。本事業は、防災行政ネットワークの故障時に対応する部品の購入をする。

(4) 予算額と事業費実績

(単位：千円)

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
予算額	6,676	5,853	3,750	3,751	2,901
事業費実績	4,445	4,357	1,550	799	

(5) 財源

(単位：千円)

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
一般財源	4,445	4,357	1,550	799	

(6) 令和元年度の取組と実施状況

各機器について点検、修理を実施し、故障時に交換する部品等を購入、対応し、常に適正な機器状態を維持した。令和元年東日本台風（台風第 19 号）の災害対応を含め、年間を通して災害時においても通信を維持することができた。

(7) 栃木県国土強靱化地域計画における重要業績指標又は各事業の目標値

該当なし

(8) 取組の課題

該当なし

(9) 課題に対する対策

該当なし

2 監査の結果

ア 結論

事業に関する質問及び資料の閲覧を実施した結果、特に指摘すべき事項は発見されなかった。

イ 内容

特に補足すべき事項はない。

事業 No25-6 防災行政ネットワーク維持費－管理運営経費

所属名 県民生活部危機管理課 危機・防災情報担当

## 1 事業の概要

### (1) 事業の想定する栃木県国土強靱化地域計画におけるリスクシナリオ

電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

### (2) リスクシナリオを回避するための現状分析・評価（事業の趣旨・目的）

災害時に一般電話回線や携帯電話が不通あるいは、繋がりにくい状況になった事態に備え、県、市町、消防、防災関係機関に独自の通信網を構築することにより、災害時の情報通信の麻痺、停止を防ぐことを目的とする。

### (3) 事業の内容

県、市町、消防、防災関係機関に移動系無線の通信網を構築しており、本事業により防災関係機関の庁舎建て替えや移転時に移動系無線設備の移設工事を実施する。また、中継局の局舎の補修工事を実施する。

### (4) 予算額と事業費実績

(単位：千円)

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
予算額	6,415	8,454	7,159	14,673	15,117
事業費実績	224	7,484	5,238	1,986	

### (5) 財源

(単位：千円)

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
一般財源	224	7,484	5,238	1,986	

### (6) 令和元年度の取組と実施状況

令和元年度は、防災関係機関の庁舎建て替えや移転が生じなかったため、移動系無線設備の移設工事の実施はなかった。中継局の補修等については、1箇所を実施（空調機、避雷器更新）。

### (7) 栃木県国土強靱化地域計画における重要業績指標又は各事業の目標値

該当なし

### (8) 取組の課題

該当なし

### (9) 課題に対する対策

該当なし

## 2 監査の結果

### ア 結論

事業に関する質問及び資料の閲覧を実施した結果、特に指摘すべき事項は発見されな

かった。

#### イ 内容

なお、令和元年度に中継局の補修をする予定だったが、令和元年東日本台風（台風第 19 号）被害の影響で工事業者が施工できなかったため予算未消化となっている。

### 事業 No25-7 危機管理センター運営費—管理運営経費

所属名 県民生活部危機管理課 危機・防災情報担当

#### 1 事業の概要

##### (1) 事業の想定する栃木県国土強靱化地域計画におけるリスクシナリオ

電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

##### (2) リスクシナリオを回避するための現状分析・評価（事業の趣旨・目的）

災害時に一般電話回線や携帯電話が不通あるいは、繋がりにくい状況になった事態に備え、県、市町、消防、防災関係機関に独自の通信網を構築することにより、災害時の情報通信の麻痺、停止を防ぐことを目的とする。

##### (3) 事業の内容

県、市町、消防、防災関係機関に衛星通信電話、移動系無線の通信網を構築しており、本事業により 24 時間 365 日通信ができるようにすべく維持管理を実施している。また、各種機器の回線料を負担している。

##### (4) 予算額と事業費実績

(単位：千円)

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
予算額	99,365	96,100	95,540	92,867	73,468
事業費実績	106,069	95,739	92,300	88,042	

##### (5) 財源

(単位：千円)

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
市町負担金	4,124	4,124	4,100	4,035	
一般財源	101,945	91,615	88,200	84,007	

##### (6) 令和元年度の取組と実施状況

各機器について点検、修理を実施し、通信障害等については 24 時間監視、対応し、常に適正な機器状態を維持した。令和元年東日本台風(台風第 19 号)の災害対応を含め、年間を通して災害時においても通信を維持することができた。



(7) 栃木県国土強靱化地域計画における重要業績指標又は各事業の目標値

該当なし

(8) 取組の課題

該当なし

(9) 課題に対する対策

該当なし

## 2 監査の結果

(1) 事業の管理方法について（意見）

ア 結論

実質的に同じ事業の一部が別の事業として管理されているため、編成を検討する必要がある。

イ 内容

本事業は「危機管理センター運営費」として事業の管理がなされているが、事業 No25-1「防災行政ネットワーク費－機器の保守修繕」における防災行政ネットワークの一部分の維持管理費を目的している。具体的な事業内容を見ても「防災行政ネットワーク費」と事業をまとめることは可能と考えられる。これらの事業をまとめる編成をすることで、事務効率向上などのメリットがあるか検討する必要がある。

(2) 通信費について（意見）

ア 結論

防災行政ネットワークの平時に通信コストが削減できるかの検討が望まれる。

イ 内容

本事業と事業 No25-2「防災行政ネットワーク費－通信に係る経費」では、防災ネットワークに係る通信を維持するための費用を支出していて、令和元年度は本事業において、50,454千円の通信費を計上している。主なものは防災行政ネットワーク端末使用料である（72回線 43,000千円）。当年度中の月次通信費の推移をみると、令和元年東日本台風（台風第19号）により多くの通信量が生じたと考えられる10月と他の月の通信費に特に大きな差は見られない。

防災行政ネットワークは災害時に備えるために継続的にネットワーク回線を維持しなければならず、平時でもある程度の維持費用がかかるのはやむを得ないが、回線維持コストが削減できるかの検討は必要と思われる。

事業 No25-8 防災情報システム整備費－防災端末等リース費

所属名 県民生活部危機管理課 危機・防災情報担当

## 1 事業の概要

### (1) 事業の想定する栃木県国土強靱化地域計画におけるリスクシナリオ

電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

### (2) リスクシナリオを回避するための現状分析・評価（事業の趣旨・目的）

災害時に一般電話回線や携帯電話が不通あるいは、繋がりにくい状況になった事態に備え、県、市町、消防、防災関係機関に独自の通信網を構築することにより、災害時の情報通信の麻痺、停止を防ぐことを目的とする。

### (3) 事業の内容

県、市町、消防、防災関係機関に衛星通信電話の通信網を構築しており、この衛星通信機器の一部の機器（サーバなど）をリースしており、本事業により機器のリースを実施。

### (4) 予算額と事業費実績

（単位：千円）

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
予算額	12,672	12,672	12,360	3,030	
事業費実績	12,672	12,672	11,180	1,133	

### (5) 財源

（単位：千円）

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
一般財源	12,672	12,672	11,180	1,133	

### (6) 令和元年度の取組と実施状況

本事業対象のリース各機器について監視、対応し、常に適正な機器状態を維持した。令和元年東日本台風（台風第 19 号）の災害対応を含め、年間を通して災害時においても通信を維持することができた。

### (7) 栃木県国土強靱化地域計画における重要業績指標又は各事業の目標値

なし

### (8) 取組の課題

なし

### (9) 課題に対する対策

なし

## 2 監査の結果

### ア 結論

事業に関する質問及び資料の閲覧を実施した結果、特に指摘すべき事項は発見されな

かった。

#### イ 内容

特に補足すべき事項はない。

### 事業 No26 県ホームページ閲覧遅延対策

所属名 経営管理部行政改革 I C T 推進課情報基盤担当

#### 1 事業の概要

(1) 事業の想定する栃木県国土強靱化地域計画におけるリスクシナリオ

該当なし

(2) リスクシナリオを回避するための現状分析・評価（事業の趣旨・目的）

台風等の大雨などの自然災害により、河川の水位観測や道路状況をはじめとする災害関連情報を掲載する県のホームページにアクセスが集中すると、閲覧時の遅延発生やホームページサーバダウンの可能性があるため、対策を取る必要がある。

(3) 事業の内容

県ホームページへのアクセス集中による閲覧遅延解消のため、キャッシュサイト提供サービス（CDN）を導入した。

(4) 予算額と事業費実績

該当なし

(5) 財源

該当なし

(6) 令和元年度の取組と実施状況

キャッシュサイト提供サービスの導入テストを実施。

一定程度の閲覧者をキャッシュサイトに誘導することにより、ホームページサーバへの負荷軽減を図り、閲覧遅延の防止を図った。

なお、試験的な運用のため、費用は発生しなかった。

(7) 栃木県国土強靱化地域計画における重要業績指標又は各事業の目標値

該当なし

(8) 取組の課題

該当なし

(9) 課題に対する対策

該当なし

## 2 監査の結果

### (1) 防災を意識した視点（意見）

#### ア 結論

幅広い分野において防災を意識した視点での問題への取組が必要である。

#### イ 内容

県では防災に関する様々な情報をホームページで発信しているが、令和元年東日本台風（台風第19号）の際に、大幅なアクセス集中があったことによりホームページの閲覧が困難な状況が発生した。これを受けて本事業ではCDN（キャッシュサイトなどによりWebコンテンツを効率的に配信するネットワーク）を設けることで、閲覧遅延の解消を図っている。

しかし、アクセス集中によるホームページ閲覧遅延の問題は、以前より認識されており、令和元年度においても、回線増強案はあったものの実現されなかった。災害が発生したことで、閲覧遅延がより大きな問題としてクローズアップされ、対応が見直されたといえる。

平時においては、さほど大きな問題とはいえない事象でも、防災という観点からみれば、あらかじめ対応すべきものもある。なんらかの問題が生じた場合に、防災に関する課題が潜んでいないか、幅広い分野で見通せる仕組みづくりが必要である。

## 第6章 農林水産

### 事業 No27 元年発生林道災害復旧事業

所属名 環境森林部森林整備課技術調整担当

#### 1 事業の概要

##### (1) 事業の想定する栃木県国土強靱化地域計画におけるリスクシナリオ

- ・5-2 基幹的陸上交通ネットワークの機能停止
- ・6-3 地域交通ネットワークが分断する事態

##### (2) リスクシナリオを回避するための現状分析・評価（事業の趣旨・目的）

災害発生時に迂回路として活用しうる林道を早期に復旧する必要がある。

##### (3) 事業の内容

「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」に基づく林道施設の復旧工事を行う。

#### (4) 予算額と事業費実績

(単位：千円)

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
予算額	—	—	—	70,000	—
前年度からの繰越額	—	—	—	—	—
事業費実績	—	—	—	0	
次年度への繰越額	—	—	—	0	

#### (5) 財源

(単位：千円)

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
現年発生林道災害復旧費負担金	—	—	—	0	
現年発生林道災害復旧費補助金	—	—	—	0	
一般財源	—	—	—	0	

#### (6) 令和元年度 of 取組と実施状況

当該予算による災害発生対応の実績なし。

#### (7) 栃木県国土強靱化地域計画における重要業績指標又は各事業の目標値

林道施設災害に対し、迅速な対応を行うことにより、早期に通行を確保する。

#### (8) 取組の課題

特になし

#### (9) 課題に対する対策

特になし

## 2 監査の結果

### ア 結論

事業費実績がない点などについてヒアリングしたが、特に問題はなかった。

### イ 内容

本事業は、県道等につながる林道が被災した場合に、林道を復旧する事業である（迂回路として活用しうる林道のみを対象にしているわけではない。）。当初予算に食い込む事業がなく、実績がないというにとどまり、この点に問題はない。

なお、令和元年東日本台風（台風第 19 号）被害については、当初予算とは別の補正予

算 383,171 千円により実施されているところ、一部未完了の事業であること等から、今回の監査では監査対象外としている。

## 事業 No28 元年発生県単林道災害復旧事業

所属名 環境森林部森林整備課技術調整担当

### 1 事業の概要

(1) 事業の想定する栃木県国土強靱化地域計画におけるリスクシナリオ

- ・ 5-2 基幹的陸上交通ネットワークの機能停止
- ・ 6-3 地域交通ネットワークが分断する事態

(2) リスクシナリオを回避するための現状分析・評価（事業の趣旨・目的）

災害発生時に迂回路として活用しうる林道を早期に復旧する必要がある。

(3) 事業の内容

国庫補助対象外の災害で、緊急に必要と認められる林道施設の復旧工事を行う。

(4) 予算額と事業費実績

(単位：千円)

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
予算額	—	—	—	30,000	—
前年度からの繰越額	—	—	—	—	—
事業費実績	—	—	—	1,320	
次年度への繰越額	—	—	—	0	

(5) 財源

(単位：千円)

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
現年発生林道災害復旧費負担金	—	—	—	0	
一般財源	—	—	—	1,320	

(6) 令和元年度の取組と実施状況

県営事業で 1 路線の復旧を実施した。

(7) 栃木県国土強靱化地域計画における重要業績指標又は各事業の目標値

林道施設災害に対し、迅速な対応を行うことにより、早期に通行を確保する。

(8) 取組の課題

特になし

(9) 課題に対する対策

特になし

## 2 監査の結果

### ア 結論

事業費実績が少なかった点などについてヒアリングしたが、特に問題はなかった。

### イ 内容

本事業は、国庫補助対象事業であるNo.27（元年発生林道災害復旧事業）から外れる、国庫補助対象外の県単林道復旧事業に関するものである。令和元年度は、被災があった1路線（令和元年8月台風10号）の復旧のみを実施したとのことであり、この点に問題はない。

なお、令和元年東日本台風（台風第19号）被害については、当初予算とは別の補正予算131,382千円により実施されているところ、一部未完了の事業であること等から、今回の監査では監査対象外としている。

## 事業 No 29 元年発生農業用施設災害復旧事業費

所属名 農政部農地整備課水利保全担当

### 1 事業の概要

(1) 事業の想定する栃木県国土強靱化地域計画におけるリスクシナリオ

該当なし

(2) リスクシナリオを回避するための現状分析・評価（事業の趣旨・目的）

令和元年東日本台風（台風第19号）で被害を受けた、農業用施設を復旧することにより、農林水産業の維持を図り、併せてその経営の安定に寄与することを目的とする。

(3) 事業の内容

令和元年10月に発生した令和元年東日本台風（台風第19号）により被害を受けた工事費が40万円以上の農業用施設を維持するために行う「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」及び「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」による農業用施設災害復旧事業に対する補助に要する経費。

## (4) 予算額と事業費実績

(単位：千円)

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
予算額	—	—	—	4,328,959	761,855
前年度からの繰越	—	—	—	—	4,211,525
事業費実績	—	—	—	112,782	
次年度への繰越額	—	—	—	4,211,525	

## (5) 財源

(単位：千円)

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
国庫補助金	—	—	—	112,782	

## (6) 令和元年度の取組と実施状況

令和元年 10 月に発生した令和元年東日本台風（台風第 19 号）は県内 24 市町と広域にわたり、農業用施設 1, 405 箇所について甚大な被害をもたらした。

そのため、農業用施設を維持するため、暫定法により 1 箇所の復旧工事費が 40 万円以上の 623 箇所について災害申請した。また、早期の営農再開に向け市町に技術的支援を行った。

## (7) 栃木県国土強靱化地域計画における重要業績指標又は各事業の目標値

なし

## (8) 取組の課題

一部市町では大規模災害の経験が少なく、体制整備までに時間を要した。

また、現在の人員や体制の中では市町への支援に限界がある。

## (9) 課題に対する対策

大規模災害の発生に備え、関係機関がそれぞれの役割分担を明確にし、迅速かつ円滑に対応できるようマニュアルを作成し、研修等を通じて共有することで、県、市町、土地改良区が一体となって、体制整備を促進する。

## 2 監査の結果

## (1) 大規模災害の経験が少ない一部市町への体制整備について（意見）

## ア 結論

大規模災害の経験が少ない一部市町への体制整備や支援を促進する必要があるとのことであるが、それらに向けた準備が不十分である。

## イ 内容

災害復旧事業の実施手続は、災害報告、復旧計画の樹立、災害復旧事業計画概要書の提出（査定設計書）、査定計画の提出、査定、補助金の交付決定、復旧工事着工という流れを辿るところ、県が市町等と協働していく必要がある。ところが、一部市町では大規



模災害の経験が少なく、本事業の体制整備までに一定の時間を要したとのことである。

県としては、今後の大規模災害の発生に備え、マニュアルを作成し、市町等に対する研修等を実施していきたいとしていたところ、ヒアリング時点（令和2年7月28日）では、マニュアル完成に至っていなかった。その後、令和2年8月下旬にマニュアルが完成し、8月31日に市町等にマニュアルを配布し、9月14日に市町等向けの研修会を実施している。しかし、マニュアル交付時期及び研修会実施時期から考えると、台風被害等の対策の時期として、市町等に浸透していくためには一定程度の時間を要するであろうから、対策として遅きに失する感が否めない。

なお、平成27年関東・東北豪雨の際にも同様の問題が発生したのではないかという点をヒアリングしたところ、当該災害は令和元年よりも被害発生地域が限定されていたこと等から、経験が少ない市町に対して県や農業振興事務所からの応援が十分に行きわたり、対応が遅れる等といった問題が浮上せず、マニュアル作成等の発想に至らなかったとのことである。この点に関しては、平成27年豪雨よりも大規模な災害が発生することは十分に想定しうることからして、大規模災害発生の備えとして不十分であったといえる。

今後は、完成したマニュアルを最大限に活用し、大規模災害発生時に迅速かつ的確に対応できる体制を構築し、市町や関係団体への支援を図られたい。

## (2) その他

### ア 結論

予算額に比べ事業費実績が極めて少額である理由等をヒアリングしたが、特に問題はなかった。

### イ 内容

令和元年度予算額 4,328,959 千円に比べ事業費実績が 112,782 千円と極めて少額であるが、令和元年度内において支出された金額を記載したものであり、発注自体が2月から3月頃に多く、補助金交付まで至らなかった件数が多かった点が理由とのことであり、特に問題はない。

事業 No 30 災害復旧事業費（R1 当初分）－30年発生農地・農業用施設災害復旧事業費、元年発生農地・農業用施設災害復旧事業費、災害復旧事務費

所属名 農政部農地整備課水利保全担当

## 1 事業の概要

(1) 事業の想定する栃木県国土強靱化地域計画におけるリスクシナリオ

該当なし

(2) リスクシナリオを回避するための現状分析・評価（事業の趣旨・目的）

豪雨等で被害を受けた、農地、農業用施設を復旧することにより、農林水産業の維持を図り、併せてその経営の安定に寄与することを目的とする。

(3) 事業の内容

暫定法による集中豪雨等により被害を受けた 1 箇所工事費が 40 万円以上の農地・農業用施設の災害復旧の補助に要する経費、及び災害復旧事業の施行に必要な指導監督に要する経費。

(4) 予算額と事業費実績

(単位：千円)

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
予算額	158,789	9,427	43,970	33,881	—
前年度繰越	869,435	—	—	—	
事業費実績	1,004,617	8,902	6,177	5,886	

(5) 財源

(単位：千円)

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
国庫補助金	1,004,071	8,070	5,807	5,405	
特定財源	14	489	—	—	
一般財源	532	343	370	481	

(6) 令和元年度の取組と実施状況

平成 30 年に集中豪雨等により被害を受けた農業用施設 6 箇所、令和元年 7 月豪雨により被害を受けた農地・農業施設災害 3 箇所の復旧に要する経費の補助を行った。

(7) 栃木県国土強靱化地域計画における重要業績指標又は各事業の目標値

該当なし

(8) 取組の課題

該当なし

(9) 課題に対する対策

該当なし

## 2 監査の結果

### ア 結論

事業費実績が少なかった点などについてヒアリングしたが、特に問題はなかった。

### イ 内容

県によれば、災害復旧という事業の性質上、多めの予算を確保しているにすぎず、事

業費実績が少なかったとのことであり、この点に特に問題はない（なお、令和元年度予算額は、過去 15 年間における事業費実績の平均値から算出されたものである。）。

なお、元年発生農業用施設災害復旧事業費（No.29）と同様に、市町等向けのマニュアル作成や研修等が必要であるとも思われるところであるが、県によれば、元年発生農業用施設災害復旧事業費（No.29）のような大規模災害と異なり、本事業が適用されるケースは数として少なく、農林水産省監修の災害復旧事業の手引書等の活用や県の支援により対応可能であることから、マニュアル作成等は格別不要との説明であった。本事業は、大規模災害と異なり、県の人員や体制に不足が生じる場面ではないことから考えると、県の説明は、さほど不合理であるとは思われない。

事業 No31・32-1 農漁業災害対策特別措置費（農漁業災害特別措置費）－病虫害防除用農薬購入費等補助金

所属名 農政部農政課農政戦略推進室

1 事業の概要

(1) 事業の想定する栃木県国土強靱化地域計画におけるリスクシナリオ

該当なし

(2) リスクシナリオを回避するための現状分析・評価（事業の趣旨・目的）

気象災害により被害を受けた農漁業者に対し、農薬購入費等の助成措置を講じ、農漁業生産の維持及び経営の安定を図る。

(3) 事業の内容

気象災害で被害を受けた農漁業者に対し、農作物の生産を維持増進するための助成措置を講じ、農漁業の維持及び経営の安定を図る。

(4) 予算額と事業費実績

(単位：千円)

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
予算額	20,000	20,000	20,000	60,138	20,000
事業費実績	—	—	7	32,326	

(5) 財源

(単位：千円)

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
一般財源	—	—	7	32,326	

(6) 令和元年度の取組と実施状況

令和元年 10 月 12 日から 13 日の令和元年東日本台風（台風第 19 号）による農作物等の被害に伴い、農漁業災害対策特別措置条例を適用し、市町に対し、生産を維持増進するための助成を行った。

(7) 栃木県国土強靱化地域計画における重要業績指標又は各事業の目標値

該当なし

(8) 取組の課題

豪雨等の天災が増加していることから、農業者の意識啓発や未然防止・被害軽減対策が重要となっている。

(9) 課題に対する対策

農業共済制度・収入保険制度への加入促進、施設の補強対策の周知促進、とちぎ農業防災メールや農政部ツイッター等による情報の発信強化など

## 2 監査の結果

### ア 結論

事業費実績が予算額に達していない点などについてヒアリングしたが、特に問題はなかった。

### イ 内容

本事業は、例えば被災により樹木が枯れ害虫が発生しうることから、病虫害防除用の農薬を購入する費用を補助する等の事業である。例年 2,000 万円を予算として計上しているところ、令和元年度は、想定された被害額から補正予算として 4,000 万円を計上したものであり、災害復旧という事業の性質上、事業費実績が予算額に達していない点に特に問題はない。

## 事業 No31・32-2 農漁業災害対策特別措置費（災害経営資金等利子補給費補助金）

所属名 農政部農政課農政戦略推進室

### 1 事業の概要

(1) 事業の想定する栃木県国土強靱化地域計画におけるリスクシナリオ

該当なし

(2) リスクシナリオを回避するための現状分析・評価（事業の趣旨・目的）

気象災害により被害を受けた農漁業者に対し、利子補給等の融通措置を講じ、農漁業生産の維持及び経営の安定を図る。

(3) 事業の内容

気象災害で被害を受けた農漁業者に対し、生産維持及び経営安定のため融通した資

金に対する利子補給を行い、農漁業の維持及び経営の安定を図る。

(4) 予算額と事業費実績

(単位：千円)

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
予算額	212	115	57	1,071	2,830
事業費実績	212	115	47	0	

(5) 財源

(単位：千円)

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
一般財源	212	115	47	0	

(6) 令和元年度の実施状況

該当なし

(7) 栃木県国土強靱化地域計画における重要業績指標又は各事業の目標値

該当なし

(8) 取組の課題

豪雨等の天災が増加していることから、農業者の意識啓発や未然防止・被害軽減対策が重要となっている。

(9) 課題に対する対策

農業共済制度・収入保険制度への加入促進、施設の補強対策の周知促進、とちぎ農業防災メールや農政部ツイッター等による情報の発信強化など

## 2 監査の結果

### ア 結論

事業費実績が無かった点などについてヒアリングしたが、特に問題はなかった。

### イ 内容

令和元年度に補正予算込みで 107 万 1000 円が予算として計上されているところ、事業費実績が無かった。県によれば、国による他の支援等が充実していたことが相俟って、補助金適用の要件である、被害を受けた市町から条例適用の申出（要望）がなかったためであるとのことで、この点に特に問題はない。

事業 No 31・32-3 農漁業災害対策特別措置費（がんばろう“とちぎの農業”緊急支援資金利子補給補助金）

所属名 農政部農政課農政戦略推進室

## 1 事業の概要

### (1) 事業の想定する栃木県国土強靱化地域計画におけるリスクシナリオ

該当なし

### (2) リスクシナリオを回避するための現状分析・評価（事業の趣旨・目的）

平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災に伴う原発事故による出荷停止等により損失を受けた農漁業者に対し、利子補給等の融通措置を講じ、農漁業生産の維持及び経営の安定を図る。

### (3) 事業の内容

東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所事故による出荷停止等により、被害を受けた農漁業者に対し、生産維持及び経営安定のため融通した資金に対する利子補給を行い、農漁業の維持及び経営の安定を図る。

### (4) 予算額と事業費実績

(単位：千円)

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
予算額	365	104	2		
事業費実績	333	94	2		

### (5) 財源

(単位：千円)

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
一般財源	333	94	2		

### (6) 令和元年度の取組と実施状況

該当なし

### (7) 栃木県国土強靱化地域計画における重要業績指標又は各事業の目標値

該当なし

### (8) 取組の課題

該当なし

### (9) 課題に対する対策

該当なし

## 2 監査の結果

### ア 結論

監査対象外であった。

### イ 内容

本事業は、東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所事故による出荷停止等による被害に関する緊急支援資金利子補給であり、平成 30 年度で廃止に至っている。上記「令和元年度」の予算額等が空欄であるのはそのためである。したがって、監査対象外であった。

事業 No 33 水田農業構造改革推進事業－被災農家等営農再開緊急対策事業  
所属名 農政部生産振興課農産担当

1 事業の概要

(1) 事業の想定する栃木県国土強靱化地域計画におけるリスクシナリオ  
該当なし

(2) リスクシナリオを回避するための現状分析・評価（事業の趣旨・目的）

令和元年 10 月の令和元年東日本台風（台風第 19 号）により、令和元年産米を保管していた倉庫等が浸水し、米が出荷できなくなった生産者について、令和 2 年に営農を再開するための経費について助成を行う。

(3) 事業の内容

令和元年 10 月の令和元年東日本台風（台風第 19 号）により、令和元年産米を保管していた倉庫等が浸水し、米が出荷できなくなった生産者について、令和 2 年に営農を再開するための経費について助成を行った。

市町が「営農再開支援計画」を策定し、その計画に基づいた取組を被災農家が行う場合に交付する「営農再開支援金」の経費を支援

○事業実施主体：市町

○助成対象者：令和元年 10 月令和元年東日本台風（台風第 19 号）の影響により倉庫等に保管していた令和元年産米が被災した農家

○支援対象取組：令和 2 年産の営農を再開するために必要な土づくりや土壌診断等

○補助率：3/4 以内（国 1/2，県 1/4，市町 1/4）

○交付要件：被災農家が令和 2 年度に営農を再開すること。被災農家が今後、収入保険や任意共済特約等に加入すること。

(4) 予算額と事業費実績

(単位：千円)

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
予算額	—	—	—	66,313	—
事業費実績	—	—	—	12,099	

## (5) 財源

(単位：千円)

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
被災農家等営農再開緊急対策事業費交付金	—	—	—	8,079	—
一般財源	—	—	—	4,020	—

## (6) 令和元年度の取組と実施状況

8 市町 28 戸で米の被害数量が 141,150kg あり、これらの農業者の営農再開予定面積 22,906a の営農再開に必要な支援の経費として 12,099,034 円を 8 市町に交付した。

## (7) 栃木県国土強靱化地域計画における重要業績指標又は各事業の目標値

該当なし

## (8) 取組の課題

台風等の災害による被害があった場合であっても農業者が円滑に営農再開するため、農業者に対する収入保険又は任意共済の収容農産物補償特約等の補償制度の有効活用の推進

## (9) 課題に対する対策

○農業共済組合等の農業団体を通じた農業者に対する収入保険や新設される「保管中農産物補償共済\*」の周知及び加入促進活動の実施

○令和 2 年度から新たに関係機関・団体（農業共済組合、J A 中央会、J A 等集荷業者、県農業会議、県等）で構成する「収入保険推進協議会」を設置し、県内農業者の収入保険の加入を促進する。

\*: 従来に倉庫に保管された米の被害を補償できる「任意共済の収容農産物補償特約」は、建物共済（農家の倉庫等の建物を対象とする任意共済）の特約であったが、令和 2 年度から農作物共済の加入者であれば「保管中農産物補償共済\*」として倉庫等に保管された農作物に限定した共済制度が新設される。（令和 2 年 9 月から開始予定）

## 2 監査の結果

### (1) 農業者に対する収入保険等に関する目標値設定について（意見）

#### ア 結論

農業者に対する収入保険等に関する目標値設定に、独自の工夫を設けられたい。

#### イ 内容

本事業に関する課題として、農業者に対する収入保険等の有効活用の推進が掲げられている。本事業のような支援金等を創設しなくとも、農業者自身が保険によって収入減少等に備えることは一定程度可能であることからすると、収入保険の有効活用を推進することは重要であると言える。県としてもこの点を課題としているのであるが、県独自



の目標値を 2,860 件に設定している。この数値は、国が令和 4 年度における加入目標を 10 万件として、各都道府県に目標値を割り振った結果のものである。たしかに、国目標ベースの目標値に対応した場合には他県との比較がしやすいなどといった利点もある。しかしながら、本事業は、のちに触れるとおり、要件を充足しない場合には、支援金返還という強い措置を伴うものである。この点を踏まえて考えると、収入保険の事業主体が栃木県農業共済組合（収入保険は全国連合会からの受託）であるとしても、国が割り振った数値を踏襲するだけでなく、これとは別に、県独自の目標値を設定したり、あるいは年度毎の目標値を設定したりするなどの工夫があつて良いと考える。

なお、要件を充足しない場合には支援金返還という強い措置を伴う事業であることから、その要件の 1 つである収入保険等加入に関する周知方法も徹底されるべきであるところ、県としては、農業共済組合等から周知、収入保険推進協議会に県が加わりそこで広報していく、県独自の資料を作成配布するなどをしており、更なる徹底が期待される。

## (2) その他

本事業における交付要件は、被災農家が令和 2 年度に営農を再開することと、今後、収入保険や任意共済特約等に加入することとされていることから、これらの要件充足性の確認方法をヒアリングした。国が定める被災農家等営農再開緊急対策事業実施要綱第 7 の 2 によれば、上記交付要件の充足性を令和 2 年 11 月までに確認することとされており、要件を充足しない場合には支援金を返還させることとなる。ヒアリングを実施した令和 2 年 8 月 5 日時点において、その確認方法が決定されていなかったものの、11 月までの間に、県において保険加入状況を調査する様式を作成済みで、市町に報告を求める手続が整っている。

## 事業 No34 農業近代化資金融通促進費 11 月補正（農業近代化資金利子補給金）

所属名 農政部経済流通課農業金融担当

### 1 事業の概要

#### (1) 事業の想定する栃木県国土強靱化地域計画におけるリスクシナリオ

該当なし

#### (2) リスクシナリオを回避するための現状分析・評価（事業の趣旨・目的）

担い手農業者の経営発展を促進するため、自主性と創意工夫を活かした農業投資を行う認定農業者等が借り受ける資金について、利子補給を行う。

#### (3) 事業の内容

令和元年東日本台風（台風第 19 号）により被災した農業者に対し、農業近代化資金（災害復旧支援資金）を融通するための利子補給

#### (4) 予算額と事業費実績

(単位：千円)

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
予算額	—	—	—	1,347	—
事業費実績	—	—	—	0	

#### (5) 財源

(単位：千円)

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
一般財源	—	—	—	0	—

#### (6) 令和元年度の取組と実施状況

実績なし

#### (7) 栃木県国土強靱化地域計画における重要業績指標又は各事業の目標値

記載なし

#### (8) 取組の課題

特になし

#### (9) 課題に対する対策

特になし

## 2 監査の結果

### ア 結論

事業費実績がなかった点などについてヒアリングしたが、特に問題はなかった。

### イ 内容

農業近代化資金は、農協等の民間金融機関が農業者に対し農業経営の改善を図るために必要な中・長期の資金を融資する際に、県が融資機関に利子補給を行う事業である。本事業は、農業近代化資金に関し、令和元年東日本台風（台風第 19 号）により被災した農業者に対し、特に利子補給をする事業である。本事業における予算額 1,347 千円は、年間の融資枠（12 億円）から利子補給金額を推計して確保したものである。

予算を組んだものの実績がなかった理由について、県によれば、他の補助金（県農漁業災害対策特別措置条例や国庫による補助事業）に需要及び実績があり、融資に関わる事業である本事業については、需要が無かったと捉えているとのことである。

本事業が、利用の有無を想定して実施する事業ではなく、利用があった場合を想定して準備しておく、いわばセーフティネットにとどまるとのことであるから、事業費実績がなかったことについて、大きな問題はない。

## 第7章 国土保全・環境

### 事業 No35 森林整備事業費（造林事業費）

所属名 環境森林部林業木材産業課循環型林業担当

#### 1 事業の概要

(1) 事業の想定する栃木県国土強靱化地域計画におけるリスクシナリオ

- ・大規模な火山噴火・土砂災害等による多数の死傷者の発生
- ・農地・森林等の荒廃における被害の拡大

(2) リスクシナリオを回避するための現状分析・評価（事業の趣旨・目的）

##### 【山地防災対策】

- ・森林の持つ水源涵養、土砂流出防止等の公益的機能を高め、山地に起因する被害発生を防ぐため、森林及び治山施設の整備を推進する必要がある。

##### 【森林の適切な整備・保全】

- ・森林が有する林産物の供給、水資源の涵養、山地災害の防止等の多面的機能の維持・増進を図るため、造林、間伐等の森林整備や治山対策、森林ボランティア等による保全活動や環境教育等を推進する必要がある。

(3) 事業の内容

- ・森林施業の集約化や路網整備を通じて施業の低コスト化を図りつつ森林整備を計画的に推進するとともに、生物多様性の保全等に資する森林整備を推進することにより、森林の有する多面的機能の維持・増進を図り、もって森林環境の保全に資する。

(4) 予算額と事業費実績

(単位：千円)

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
予算額	-	-	21,073	64,947	7,745
前年からの繰越額	-	-	-	21,700	17,207
事業費実績	-	-	-	69,440	
次年度への繰越額	-	-	21,700	17,207	

(5) 財源

(単位：千円)

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
補助金	-	-	-	44,413	
一般財源	-	-	-	25,026	

(6) 令和元年度の取組と実施状況

- ・人工造林 24ha、下刈り 93ha、保育間伐 2ha、間伐 56ha、付帯施設 37ha、森林作業道 10,949m を実施

(7) 栃木県国土強靱化地域計画における重要業績指標又は各事業の目標値

- ・山地災害危険地区における整備着手箇所数 2,000 箇所

(8) 取組の課題

- ・該当なし

(9) 課題に対する対策

- ・該当なし

## 2 監査の結果

(1) 緊急点検と事業化との関連について

ア 結論

山地災害危険地区に対する重要インフラの緊急点検の結果、32 箇所について整備が必要な森林として抽出された。3 か年の緊急対策事業において対策が計画されており、問題となる事項はなかった。

イ 内容

① 緊急対策事業

林業木材産業課の森林整備事業は、県内の森林 35 万 ha のうち国有林（13 万 ha）を除く民有林（22 万 ha）を対象として造林や間伐等の森林整備への支援を行っている。民有林は、地方自治体が保有する森林と個人や法人等の民間が所有する森林がある。森林整備事業の中心は、森林所有者や森林組合等が作成した森林経営計画に基づき、造林、保育、伐採等の実施により森林整備を行うことに対する支援である。

本事業は、森林の有する多面的機能の中で山地災害の防止という観点から実施される事業である。国は、平成 30 年 7 月の西日本豪雨の際の土砂崩れや北海道胆振東部地震の際に発生した山腹崩壊を受け、国において国土強靱化基本計画の見直しを行うに当たり、重要インフラの機能確保について 132 項目の緊急点検を地方自治体へ通知し、点検結果と対応方策を取りまとめた。その対策として平成 30 年 12 月に第 2 次補正予算として「重要インフラの緊急点検等を踏まえた防災・減災、国土強靱化のための緊急対策」の 3 か年緊急対策を組んでいる。

それを受けて、県では、平成 30 年度の補正予算から令和 2 年度までの 3 か年において様々な方面にわたり緊急対策事業として取り込んでいるが、そのうちの森林の緊急対策事業が本事業である。

② 緊急点検箇所

森林の緊急対策では、山地災害危険地区として設定されている県内約 4,000 箇所の中

から重要インフラ施設等の点検要件に該当する緊急点検箇所の対象として 500 箇所ほどを抽出し、山腹崩壊や流木被害等のおそれのある地域について、山地災害の未然防止や林道機能の確保等を図るため、荒廃森林の間伐や森林の緊急造成、法面崩壊等の危険性が高い林道の改良整備等を進めている。

山地災害の未然防止や林道機能の確保等を図るため、荒廃森林の間伐や森林の緊急造成等を令和元年度（前年度繰越を含む）において 30 箇所にわたり実施した。具体的には、森林のもつ山地災害の防止機能を生かし、重要インフラ施設を保全するために周辺の森林における森林整備を行うものである。植栽等の人工造林、下刈り、間伐、鳥獣害防止施設等の設置、森林作業道の敷設等の森林環境保全整備に対して支援を行った。

### ③ 優先度の評価

山地災害危険地区の中で優先度の高い危険地区の選定に当たり、重要インフラ施設との関連について資料の提供を求めたところ、緊急点検を行った 500 箇所について、森林整備に関係する山地災害危険地区が 32 箇所存在しているとのことであった。令和元年度に事業を実施した 30 箇所は、森林整備の単位である林班 30 箇所が山地災害危険地区の中に含まれているかどうかを確認して事業化を図ったものである。山地災害危険箇所の全体の中で危険度の高い A 評価の地区が事業抽出されており、重要インフラの機能確保との関連において事業の優先度が評価されていた。

## 事業 No36 治山事業費

所属名 環境森林部森林整備課技術調整担当

### 1 事業の概要

(1) 事業の想定する栃木県国土強靱化地域計画におけるリスクシナリオ

大規模な火山噴火・土砂災害等による多数の死傷者の発生

(2) リスクシナリオを回避するための現状分析・評価（事業の趣旨・目的）

山地に起因する土砂災害等の災害の発生を防ぐために、国庫補助事業を活用し治山施設の設置や森林整備を実施し、災害に強い森林づくりを進める。

(3) 事業の内容

森林の持つ水源かん養、土砂流出防止機能を高めるための治山施設の設置及び保安林等の整備

#### (4) 予算額と事業費実績

(単位：千円)

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
予算額	722,489	683,525	561,252	1,467,197	1,094,116
前年からの繰越額	88,785	126,490	101,009	140,166	473,447
事業費実績	683,539	709,006	521,179	600,467	
次年度への繰越額	126,490	101,009	140,166	473,447	

#### (5) 財源

(単位：千円)

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
治山事業費補助金	90,574	64,623	21,854	73,139	
農山漁村地域整備交付金	246,671	286,644	235,751	220,667	
一般財源	346,294	357,739	263,574	306,661	

#### (6) 令和元年度の取組と実施状況

45 箇所に対して治山工事及び森林整備等を実施し、うち 20 箇所については令和 2 年度へと繰越となっている。

#### (7) 栃木県国土強靱化地域計画における重要業績指標又は各事業の目標値

山地災害危険地区における整備着手箇所数 (25 箇所/年)

#### (8) 取組の課題

県内において 4,000 箇所超の山地災害危険地区があり、全ての地区に対してハード対策を実施するのは予算や人員の関係から困難である。

#### (9) 課題に対する対策

ハード対策については、優先的に対策を実施すべき山地災害危険地区の抽出及び整理し、計画的な山地災害危険地区整備方針を策定する。

ハード対策とあわせて、各種ソフト対策を実施し県民の防災意識の向上を図る。

## 2 監査の結果

### (1) 緊急点検箇所への対応について

#### ア 結論

国の重要インフラの緊急点検により抽出された山地災害危険地区 23 箇所について、全て対策が取られていることが確認でき、問題はなかった。

#### イ 内容

##### ① 重要インフラの緊急点検

本事業は、山地災害危険地区における治山施設の設置や森林整備を行う事業である。

治山事業は、保安林の機能（土砂災害の防止、水源涵養）を維持し向上させるために行われる事業である。治山事業のなかで、山地荒廃の復旧や、山地の荒廃を未然に防ぐために設置される人工的な施設や構造物が治山施設である。本事業は過去に発生した自然災害における溪流荒廃や被災森林が対象となる。

国は、国土強靱化基本計画の見直しとともに、平成 30 年 7 月に発生した西日本豪雨や台風 21 号被害、北海道胆振東部地震等の大きな自然災害に遭遇し、平成 30 年 11 月に重要インフラの緊急点検を各庁に指示した。

森林整備課では、平成 29 年度において林野庁長官通達による一斉点検調査を実施し、県内 4,000 箇所を超える山地災害危険地区を調査したが、続いて上記の重要インフラの機能確保に関連する緊急点検を行った。

それに基づき、平成 30 年度の第 2 次補正予算によって防災・減災・国土強靱化のための 3 か年緊急対策事業が実施されることになるが、令和元年度から予算が大きく増加しているのはその影響である。

##### ② 山地災害危険地区

国の重要インフラの緊急点検に関して、重要インフラの機能確保に関連する 132 項目について、環境森林部に関係する項目は山地災害危険地区であるが、県内 4,000 箇所を超える山地災害危険地区がある中で、保全対象への影響度が高い被災危険度の水準が高いものから 508 箇所を選定し、出先事務所の職員による現地調査を実施した上で問題箇所として 23 箇所を選定した。国の 3 か年緊急対策事業に選定された山地災害危険地区は 10 箇所であり、他の 3 箇所も工事規模 15,000 千円以上により国庫補助の対象となった。残る 10 箇所については、県単事業として令和元年度及び 2 年度の事業として実施することになり、事業 No37 において実施されている。

監査の結果、平成 30 年度の国の緊急点検に対する被災危険度が高いとされた山地災害危険地区 23 箇所について、全て対策が取られていることが確認できた。

#### (2) 施工方法の選択について（意見）

##### ア 結論

平成 27 年の関東・東北豪雨災害における施設災の中で、複数年の計画で施工中の箇所において完了した施設が被災した事例があり、工事計画の再検討が求められる。

##### イ 内容

## ① 被災状況

治山施設設置の主な内容は、土石流を防ぐ溪間工事と呼ばれるもので、溪流内における谷止工等の治山ダムを設置や山腹荒廃地での山腹基礎工としての土留工等の設置が中心となる。

現在、治山施設として設置した公共施設は、県内約 30,000 箇所あるということだが、過去の自然災害における治山施設の被災状況を確認した。平成 27 年 9 月に発生した関東・東北豪雨災害では、林地崩壊関係の災害箇所は 159 箇所あり、治山施設は 3 箇所が被災した。また、令和元年 10 月の令和元年東日本台風（台風第 19 号）による被災では、203 箇所の林地崩壊関係の災害箇所があり、治山施設は 1 箇所が被災している。この現場は、山腹崩壊が発生し、既設落石防護柵が損壊している。

上記 2 例の豪雨に関して、崩壊土砂流出や大規模な山腹崩壊の事例はなく治山施設の効果が確認できている。県内 30,000 箇所の治山施設がある中で、施設災を受けたのはほんのわずかであり、一定の効果があることが確認された。

平成 27 年の関東・東北豪雨災害における施設災 3 箇所のうち 2 箇所は土留工の上部斜面の崩壊であるが、いずれも設計当初想定できなかった地下水脈の発生が原因でおこった崩壊とのことである。また、令和元年 10 月の令和元年東日本台風（台風第 19 号）による 1 箇所は、既設土留工の落石防止柵が山腹崩壊により被災した事例であるが、設計の段階では予見できなかったとのことである。

## ② 今後の課題

平成 27 年の関東・東北豪雨災害における施設災 3 箇所のうち残りの 1 箇所については、課題が残る事例となった。現場は日光市七里の施工施設であるが、以前に発生した災害復旧工事として仕上げであった土留工が、その上部の拡大崩壊により被災した。この現場は、複数年（5 箇年）の施設工事であり災害のあった土留工は 3 年目に完了したものである。その後その上部の土留工事（ブロック）を実施する予定であった。上部箇所の工事が終わらなければ、大雨の際に上部の拡大崩壊に伴って土留工の施設災が生じることが予期されたが、上部の土留工事が最終年度に組まれており、単年度の一体工事としての設計は行われなかった。5 年の工期が工事技術上の問題なのか予算の制約によるものなのかを明らかにした上で、今後の治山工事の施工方法を検討する必要がある。

なお、この課題事例については、翌年度の平成 28 年度において座学として研修会を開催し事例紹介を行っている。

事業 No37 県単治山事業－県単治山事業

所属名 環境森林部森林整備課技術調整担当



## 1 事業の概要

### (1) 事業の想定する栃木県国土強靱化地域計画におけるリスクシナリオ

大規模な火山噴火・土砂災害等による多数の死傷者の発生

### (2) リスクシナリオを回避するための現状分析・評価（事業の趣旨・目的）

国庫補助の対象とならない、小規模な林地に対して治山施設の設置や森林整備を実施し、災害に強い森林づくりを進める。

### (3) 事業の内容

森林の持つ水源かん養、土砂流出防止機能を高めるための治山施設の設置及び保安林等の整備

### (4) 予算額と事業費実績

(単位：千円)

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
予算額	87,992	90,109	50,114	9,845	17,000
前年度からの繰越額	0	12,258	13,168	0	385
事業費実績	75,734	88,490	62,668	9,460	
次年度への繰越額	12,258	13,168	0	385	

### (5) 財源

(単位：千円)

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
一般財源	75,734	88,490	62,668	9,460	

### (6) 令和元年度の実施状況

「栃木県治山施設長寿命化計画」の策定に向けた業務委託を実施した。

### (7) 栃木県国土強靱化地域計画における重要業績指標又は各事業の目標値

山地災害危険地区における整備着手箇所数（25 箇所／年）

### (8) 取組の課題

県内において 4,000 箇所超の山地災害危険地区があり、全ての地区に対してハード対策を実施するのは予算や人員の関係から困難である。

### (9) 課題に対する対策

ハード対策については、優先的に対策を実施すべき山地災害危険地区を抽出及び整理し、計画的な山地災害危険地区整備方針を策定する。

ハード対策とあわせて、各種ソフト対策を実施し県民の防災意識の向上を図る。

## 2 監査の結果

### (1) 治山施設の経年劣化について（意見）

#### ア 結論

治山施設は、健全な状態の森林を回復・維持することを目的とするが、施設の損傷が森林回復前に発生してしまう事例があり、その原因分析が必要である。

#### イ 内容

##### ① 10年間の修繕計画

No36の治山事業では、治山施設の設置や保安林等の整備を行い、長期的には治山施設や植林が自然と一体化することにより災害に強い森林づくりを目指している。当事業は、過去に治山事業を実施した施設に対して緊急修繕の必要となる施設を調査し、今後10年間の補修計画を立てたものである。治山施設の補修計画によると、10年次計画において総額12億88百万円の補修事業費を予定している。

(単位：件、百万円)

事務所	県北	県西	県東	県南	矢板	合計
補修箇所	29	47	8	2	18	104
補修事業費	372.6	669.5	93	1.8	151	1,287.8

また、令和元年度は、治山施設に対する従来の事後保全的な修繕・更新だけでなく損傷や劣化が進む前の予防保全的な修繕を実施することにより、維持管理費の縮減・平準化を図るために長寿命化計画の策定を進めている。

##### ② 補修対象箇所

治山事業のねらいは、治山施設の整備や植林により保安林機能を回復させることにあり、治山施設は自然の中に納まり一体化することを予定している。しかし、今回の点検により総数31,162か所の治山施設（以下、グループ化により2,547施設と数える）のうち、104施設が施設全体の安定性や強度が低下しているものとして健全度Ⅳ（最低水準）の判定区分となり緊急修繕を要するとされた。

補修対象施設の種別は、土留工41%、溪流の護岸工25%、治山ダム18%、水路工8%、その他8%となっている。また、治山施設に生じた機能低下及び劣化状況は、基礎根入れ部分の洗堀55.8%が過半を超える割合を占め、クラック15.4%、部品破損7.7%、山林崩壊に伴う治山施設の崩壊4.8%、その他16.3%となっている。

##### ③ 原因分析

緊急修繕を必要とする治山施設について、なにが原因で修繕を必要とする状態に至ったのか、その原因を分析することが求められる。一事例として地下水の水脈が変わって

治山施設に損壊を与えるような場合があるとのことであり、自然が相手であるため想定不可能な状況が発生することはやむを得ないところである。

しかし、本来、治山施設の設置後は時の経過とともに自然の中に一体化することが予定されているわけであるから、経年劣化によるコンクリート構造物の亀裂や落石防止柵の金属疲労は健全な森林の回復により補われるべきものである。中には、新たな山林崩壊の発生による治山施設の破損、崩壊、土砂堆積の事象も生じており、治山施設の設置が森林回復のために有効に機能していないと思われるような事例がある。

今後、修繕工事を実施する際に詳細な要因分析を実施し、要因の排除を図ることとする旨の報告を受けている。予防保全措置がなぜ必要になったのかという点について、設計上の問題がなかったか、健全な森林や保安林が回復していない原因を分析して将来の事業の情報として役立てる必要がある。

## 事業 No38 農村集落基盤再編・整備事業一県営中山間地域総合整備事業

所属名 農政部農村振興課農村環境担当

### 1 事業の概要

#### (1) 事業の想定する栃木県国土強靱化地域計画におけるリスクシナリオ

ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

#### (2) リスクシナリオを回避するための現状分析・評価（事業の趣旨・目的）

被災した場合に農業生産等への影響が大きい基幹的農業水利施設（農業用ため池、排水機場等）の損壊等による被害を防止するため、ハザードマップの作成や耐震化等の対策を推進する必要がある。

#### (3) 事業の内容

緊急点検対象施設の機能を維持するため、水利施設や農道を整備し、農業用水を安定的に通水・排水する機能及び農道のアクセス手段としての機能を確保する。

#### (4) 予算額と事業費実績

(単位：千円)

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
予算額	-	-	85,611	58,833	-
前年からの繰越額	-	-	-	85,611	45,000
事業費実績	-	-	-	99,444	
次年度への繰越額	-	-	85,611	45,000	

(5) 財源

(単位：千円)

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
農山漁村地域整備交付金	-	-	-	54,694	
特定財源	-	-	-	14,917	
一般財源	-	-	-	29,833	

(6) 令和元年度の取組と実施状況

平成 30 年度繰越予算と併せ、水路工事 L=1,145m、舗装工事 L=953mを施工。

(7) 栃木県国土強靱化地域計画における重要業績指標又は各事業の目標値

目標値の設定なし

(8) 取組の課題

該当なし

(9) 課題に対する対策

該当なし

2 監査の結果

(1) 緊急対策事業について

ア 結論

令和元年度における事業実施について、問題となる事項はなかった。

イ 内容

平成 30 年 7 月豪雨（西日本豪雨）では多くのため池において決壊等が発生したことから、農政部は豪雨や台風等に備えて農林水産省の指示の下、平成 30 年 8 月末を目途にため池の緊急点検を実施している。

本事業は、緊急点検の結果、ため池等の決壊に係わる重大問題ではないが、重要な水利施設の機能を確保・維持する上で、関連性を有する施設として国の交付金の対象となった末端水利施設及び農道の整備事業である。

芳賀農業振興事務所所管の茂木南部地区にある菅又調整池は、重要インフラとして「緊急点検の対象施設」に該当している。令和元年の事業は、重要施設である菅又調整池に接続している末端水利施設及び非農業水利施設ではあるが緊急対策の対象となる施設として対象施設へのアクセスである農道の整備が対象となっている。

監査において、事業における問題はなかった。

事業 No38-1 農村地域防災減災事業－県営農業用河川工作物応急対策事業

所属名 農政部農地整備課水利保全担当

## 1 事業の概要

### (1) 事業の想定する栃木県国土強靱化地域計画におけるリスクシナリオ

頭首工の損壊・機能不全による二次災害の発生

### (2) リスクシナリオを回避するための現状分析・評価（事業の趣旨・目的）

築造後の自然的・社会的状況の変化で脆弱化したことにより、農地・農業用施設及び公共施設等に被害を与えるおそれのある頭首工について、改修、補修を行う。

### (3) 事業の内容

頭首工の改修、補修工事

### (4) 予算額と事業費実績

（単位：千円）

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
予算額	157,765	462,940	617,660	827,320	341,900
前年度からの繰越	82,258	97,567	431,870	530,800	843,000
事業費実績	140,133	128,637	518,730	515,120	
次年度への繰越額	97,567	431,870	530,800	843,000	

### (5) 財源

（単位：千円）

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
国庫補助金	76,080	70,751	282,222	281,831	
特定財源	13,647	10,390	49,695	64,180	
地方債	48,630	46,000	184,000	167,000	
一般財源	1,776	1,496	2,813	2,109	

### (6) 令和元年度の取組と実施状況

4 箇所 で改修、補修工事を実施。1 箇所 で工事に向けた測量設計業務を実施。

### (7) 栃木県国土強靱化地域計画における重要業績指標又は各事業の目標値

該当なし

### (8) 取組の課題

該当なし

### (9) 課題に対する対策

該当なし

## 2 監査の結果

### (1) 繰越工事高について

#### ア 結論

年度予算の 6 割超が繰越工事となっているが、繰越事由として自然災害の影響によるものや河川工事のため出水期を避けなければならないことが理由となっており、やむを

得ない事由による繰越であったため問題はなかった。

#### イ 内容

当事業は農業水利施設の中の頭首工について、将来にわたってその機能を安定的に発揮させるために、改修・補修工事の保全管理対策を講じる事業である。令和元年度の事業予算は、前年度繰越を合わせて 1,358,120 千円となっているが、6 割以上の 843,000 千円が令和 2 年度へ繰越となっている。繰越事由を聞き取りし、正当な理由によるものか確認した。

	令和元年度予算額	令和元年度実績	令和 2 年度繰越
予算額	827,320	67,320	760,000
当初予算	445,320	67,320	378,000
補正（国経済対策）	382,000	0	382,000
前年度繰越	530,800	447,800	83,000
合計	1,358,120	515,120	843,000

当初予算 445,320 千円のうち、378,000 千円が繰越となっている要因は、頭首工等大規模工事は、出水期を避けて施工することになるため、工期が 12 か月を超える場合が生じる。また、令和元年東日本台風（台風第 19 号）の影響により請負業者の人員確保、資材調達等に不測の日数を要したことが影響している。

補正 382,000 千円は、国経済対策に伴う 2 月補正予算のため 3 月 9 日に議会で議決となり全額が繰越となった。

前年度繰越 530,800 千円のうち、83,000 千円が令和 2 年度へ繰越となったが、令和元年東日本台風（台風第 19 号）の影響により工事遅延が生じたためである。

## 事業 No38-2 農村地域防災減災事業－震災対策農業水利施設整備事業

所属名 農政部農地整備課水利保全担当

### 1 事業の概要

(1) 事業の想定する栃木県国土強靱化地域計画におけるリスクシナリオ

ため池の損壊・機能不全による二次災害の発生

(2) リスクシナリオを回避するための現状分析・評価（事業の趣旨・目的）

万が一ため池が決壊した場合を想定し、地域住民が迅速かつ安全に避難するために役立つハザードマップを作成する。

(3) 事業の内容

市町が行うハザードマップ作成を支援

#### (4) 予算額と事業費実績

(単位：千円)

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
予算額	-	-	-	44,300	350,400
前年度からの繰越	-	-	-	-	6,348
事業費実績	-	-	-	37,952	
次年度への繰越額	-	-	-	6,348	

#### (5) 財源

(単位：千円)

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
国庫補助金	-	-	-	37,952	

#### (6) 令和元年度の取組と実施状況

10 市町 28 箇所作成し、8 市町 24 箇所公表 (7/9 現在)

#### (7) 栃木県国土強靱化地域計画における重要業績指標又は各事業の目標値

防災重点ため池のうちハザードマップを作成し公表した割合 50%(R2)

#### (8) 取組の課題

ため池対策に要する経費の大幅な増加が懸念される。

#### (9) 課題に対する対策

ため池対策に係る国定額補助を積極的に活用していくとともに、国に十分な予算確保を働きかけていく。

## 2 監査の結果

### (1) 選択基準について

#### ア 結論

ため池決壊によるハザードマップ作成に当たり、防災重点ため池 225 箇所の優先順位付けは、選択基準に基づきそれに従った運用がなされており問題はなかった。

#### イ 内容

当事業は、ため池が万が一決壊した場合を想定し、住民避難のためのハザードマップを作成する事業である。令和元年度は、防災重点ため池 225 箇所の中から優先度の高いため池を 28 箇所選定し、市町が行うハザードマップ作成の支援を行っている。対象とした 28 箇所は、次の基準により選定されている。選択基準が明示され、それに従った運用が行われており問題はなかった。

- a 防災重点ため池の旧基準（堤高 10m 以上又は 10 万 t 以上の貯水量）において、ハザードマップの未作成ため池・・・2 箇所（赤田調整池、戸田調整池）

- b 農業用ダムでハザードマップ未作成のもの…2箇所（塩田調整池、菅又調整池）
- c ため池の貯水量や緊急点検結果等から市町の要望のあった決壊時に影響度の大きな防災重点ため池…24箇所

なお、令和2年度は防災重点ため池225箇所のうち185箇所についてハザードマップ作成支援を実施する予定とのことである。

## (2) ため池決壊の要因について（意見）

### ア 結論

当事業において作成したため池決壊によるハザードマップは、単独災害を想定しているが、豪雨による決壊では河川氾濫等による複合災害が予想されるため、最悪事態の設定をより現実化する必要がある。

### イ 内容

#### ① ハザードマップの作成条件

ため池ハザードマップの対象となる災害は、豪雨や地震である。ハザードマップは、ため池が満水状態の時に豪雨や地震等何らかの要因で決壊した場合を想定して作成されている。

過去の災害事例では、平成23年3月の東日本大震災において福島県の藤沼ダム（藤沼貯水池）が決壊し8名の人命が失われている。また、平成30年7月の西日本豪雨の際には、2府4県において32箇所のため池が決壊している。

最大浸水深マップでは、浸水想定区域を色分けし、ため池決壊後の浸水までの時間と最大浸水の深さが図化されている。歩行困難度マップでは、浸水想定区域について歩行が可能か否かを色分けで表示している。

#### ② 最悪事態の設定

ため池ハザードマップの対象として、ため池決壊の要因の1つに豪雨を想定しているが、ため池浸水想定区域の判定には豪雨の影響が反映されていない。実際のため池決壊は豪雨によるものが現実的であり、近年の異常気象からすると災害の発生頻度として地震よりも高い確率が予想される。

ため池が豪雨により決壊するには、ため池の周辺地域においても相当量の降雨があることが想定される。西日本豪雨において発生した実際のため池決壊が、近隣に降った雨量とどのような複合作用を及ぼしたのかを分析し、被害が拡大した状況を確認する必要がある。しかし、今回の事業によるため池決壊のハザードマップでは、このような周辺地域の状況は考慮されていない。



事業 No38-3 農村地域防災減災事業—用排水施設整備事業

所属名 農政部農地整備課水利保全担当

1 事業の概要

(1) 事業の想定する栃木県国土強靱化地域計画におけるリスクシナリオ

農業用排水路の損壊・機能不全による二次災害の発生

(2) リスクシナリオを回避するための現状分析・評価（事業の趣旨・目的）

築造後の自然的・社会的状況や立地条件の変化等により、湛水被害等を生ずるおそれのある地域において、用排水施設の変更、新設又は改修によって被害を防止する。

(3) 事業の内容

用排水施設の老朽化対策工事

(4) 予算額と事業費実績

(単位：千円)

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
予算額	-	-	-	15,058	1,000
前年度からの繰越	-	-	-	-	11,000
事業費実績	-	-	-	4,058	
次年度への繰越額	-	-	-	11,000	

(5) 財源

(単位：千円)

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
国庫補助金	-	-	-	2,029	
特定財源	-	-	-	1,014	
一般財源	-	-	-	1,015	

(6) 令和元年度の実施状況

1 箇所ですべての測量設計を実施。

(7) 栃木県国土強靱化地域計画における重要業績指標又は各事業の目標値

該当なし

(8) 取組の課題

該当なし

(9) 課題に対する対策

該当なし

## 2 監査の結果

### ア 結論

予算未消化の理由を確認したが、問題となる事項はなかった。

### イ 内容

当事業は、農業水利施設の用水路・排水路の施設整備事業である。施設管理者は、土地改良区や水利組合であるが、施設の規模によっては県が事業主体となり施設整備を実施することから、当事業において実施設計業務及び用地測量業務に係る予算を確保している。

令和元年は、令和元年東日本台風（台風第 19 号）や新型コロナウイルス感染症の影響により、技術者の確保が困難になったことや営農期間中は用地測量ができないことが要因となり、予算 11,000 千円が繰越となった。

## 事業 No38-4 農村地域防災減災事業－土地改良施設突発事故復旧事業

所属名 農政部農地整備課水利保全担当

### 1 事業の概要

#### (1) 事業の想定する栃木県国土強靱化地域計画におけるリスクシナリオ

土地改良施設の損壊・機能不全による二次災害の発生

#### (2) リスクシナリオを回避するための現状分析・評価（事業の趣旨・目的）

自然災害によらない事由によって生じた土地改良施設の損壊等（突発事故）を迅速に復旧する。

#### (3) 事業の内容

土地改良施設の損壊等に対する迅速な復旧工事

#### (4) 予算額と事業費実績

（単位：千円）

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
予算額	-	-	-	706	16,206
事業費実績	-	-	-	0	

#### (5) 財源

（単位：千円）

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
一般財源	-	-	-	-	

(6) 令和元年度の取組と実施状況

該当なし

(7) 栃木県国土強靱化地域計画における重要業績指標又は各事業の目標値

該当なし

(8) 取組の課題

該当なし

(9) 課題に対する対策

該当なし

## 2 監査の結果

### ア 結論

事業内容に対する質問の結果、問題となる事項はなかった。

### イ 内容

当事業は、土地改良施設について自然災害以外の突発事故、原因不明の事故に対応するための予算措置である。令和元年度は、土地改良施設の突発事故による損壊はなかったため、実績はなかった。

## 事業 No38-5 農村地域防災減災事業－農業用ため池防災減災対策推進事業

所属名 農政部農地整備課水利保全担当

### 1 事業の概要

(1) 事業の想定する栃木県国土強靱化地域計画におけるリスクシナリオ

ため池の損壊・機能不全による二次災害の発生

(2) リスクシナリオを回避するための現状分析・評価（事業の趣旨・目的）

ため池の状態の把握・評価（機能診断）及び対策工事に向けた計画策定（機能保全計画策定）を行う。

(3) 事業の内容

市町が行うため池の機能診断、機能保全計画策定を支援

(4) 予算額と事業費実績

(単位：千円)

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
予算額	-	-	-	37,400	12,000
前年度からの繰越	-	-	-	0	3,000
事業費実績	-	-	-	34,400	
次年度への繰越額	-	-	-	3,000	

## (5) 財源

(単位：千円)

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
国庫補助金	-	-	-	34,400	

## (6) 令和元年度の取組と実施状況

3 市町 9 箇所について機能診断を実施し、機能保全計画を策定

## (7) 栃木県国土強靱化地域計画における重要業績指標又は各事業の目標値

該当なし

## (8) 取組の課題

ため池対策に要する経費の大幅な増加が懸念される。

## (9) 課題に対する対策

ため池対策に係る国定額補助を積極的に活用していくとともに、国に十分な予算確保を働きかけていく。

## 2 監査の結果

### ア 結論

担当者への質問及び資料の閲覧の結果、特に問題となる事項はなかった。

### イ 内容

国は、豪雨等によりため池の被災が多発したことから、平成 25 年度から平成 27 年度の 3 か年で、全国のため池の一斉点検を実施している。しかし、平成 30 年 7 月の西日本豪雨の際、2 府 4 県において 32 箇所のため池が決壊し、人家等に大きな被害をもたらした。これを受け、国は防災重点ため池選定基準を見直した。その結果、県内の防災重点ため池は従来の 8 箇所（堤高 10m 以上又は 10 万 t 以上の貯水量）から 225 箇所に拡大した。また、農林水産省から家屋や公共施設等に被害を与える可能性のある全てのため池を対象に安全性を確認するための緊急点検の要請があった。

栃木県内には約 500 箇所のため池があるが、その全てを緊急点検の対象とし市町との共同により目視による点検を実施した。当事業は、その中において

- a 堤体や洪水吐に変状が見られたもの
- b その他の変状により早期に対応策を検討した方が望ましいものの中から、事業主体となる市町から実施要望のあったもの

を選定し、目視点検より精度を上げたため池の状態の把握・評価（機能診断）及び機能保全計画の策定を行う事業である。

令和元年度の支出内容について、内訳書の提出を求め、機能診断を実施した 9 箇所のため池について、「農業用ため池の緊急一斉点検チェックリスト」及び成果品である機能保全計画を確認した。

事業 No38-6 農村地域防災減災事業—ため池整備事業（国臨時特別措置分）

所属名 農政部農地整備課水利保全担当

1 事業の概要

(1) 事業の想定する栃木県国土強靱化地域計画におけるリスクシナリオ

ため池の損壊・機能不全による二次災害の発生

(2) リスクシナリオを回避するための現状分析・評価（事業の趣旨・目的）

被災した場合に農業生産等への影響が大きいため池の老朽化対策及び耐震化を推進する。

(3) 事業の内容

ため池の老朽化対策、耐震化工事

(4) 予算額と事業費実績

（単位：千円）

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
予算額	-	-	-	95,700	85,800
前年度からの繰越	-	-	-	-	5,000
事業費実績	-	-	-	90,700	
次年度への繰越額	-	-	-	5,000	

(5) 財源

（単位：千円）

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
国庫補助金	-	-	-	46,500	
特定財源(注)	-	-	-	21,525	
地方債	-	-	-	22,000	
一般財源	-	-	-	675	

(注) 特定財源は、市町及び受益者負担分である。

(6) 令和元年度の実施状況

1 箇所ですら老朽化対策、1 箇所ですら耐震化工事を実施。

(7) 栃木県国土強靱化地域計画における重要業績指標又は各事業の目標値

該当なし

(8) 取組の課題

該当なし

(9) 課題に対する対策

該当なし

## 2 監査の結果

### ア 結論

監査手続を実施した結果、特に問題となる事項はなかった。

### イ 内容

平成 30 年度の緊急点検を実施した県内のため池の中で、今後の豪雨や台風等に備えて何らかの対応措置が必要と判断されたため池は、事業No 38-5において機能診断及び機能保全計画の策定を行っている。当事業は、平成 25 年度において実施したため池一斉点検やその後の機能診断や耐震性点検の結果、問題があると判定されたため池について、老朽化対策と耐震化工事を実施したものである。

老朽化対策は、益子町にある八幡池が対象となっているが、平成 25 年度のため池一斉点検の結果、豪雨対策の必要ありと判定されたものであり、貯水量確保のために土砂を取り除く長寿命化工事を平成 30 年度から 2 年間にわたって行っている。令和元年度は、取水工 2 箇所、護岸工 130m 等の工事に 67,700 千円の事業費が充てられている。

耐震化工事は、江戸川温水ため池（りんどう湖）が対象であり、平成 26 年 12 月の耐震性点検において東日本大震災レベルの地震が発生した場合、悪い条件が重なった際に損壊の危険性がある（許容安全率を下回っている）と診断され、令和元年から 2 年間の工事にかかった。令和元年度は耐震化工事事業計画を策定し 23,000 千円の事業費を支出している。

事業 No39 国営土地改良事業負担金（直轄事業負担金）－国営土地改良事業負担金（直入分）（国臨時特別措置分）

所属名 農政部農地整備課水利保全担当

### 1 事業の概要

(1) 事業の想定する栃木県国土強靱化地域計画におけるリスクシナリオ

該当なし

(2) リスクシナリオを回避するための現状分析・評価（事業の趣旨・目的）

国営土地改良事業において、老朽化した農業水利施設改修等を実施することにより、湛水被害の軽減及び施設機能の回復・長寿命化を目的とする。

(3) 事業の内容

国営土地改良事業により実施する栃木南部地区において老朽化した農業水利施設の改修により、湛水被害の軽減及び施設機能の回復・長寿命化を図る。

(4) 予算額と事業費実績

(単位：千円)

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
予算額	-	-	-	64,600	64,600
事業費実績	-	-	-	64,600	

(5) 財源

(単位：千円)

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
地方債	-	-	-	57,000	
一般財源	-	-	-	7,600	

(6) 令和元年度の実施状況

排水路改修工事 L= 400m、除塵設備制作据付 一式

(7) 栃木県国土強靱化地域計画における重要業績指標又は各事業の目標値

該当なし

(8) 取組の課題

該当なし

(9) 課題に対する対策

該当なし

2 監査の結果

ア 結論

県は事業費負担のみであり、特に問題となる事項はなかった。

イ 内容

本事業は、国営事業であり栃木県は 19%の費用負担を行っている。国営土地改良事業は栃木県内 9 箇所あるが、8 箇所は事業が終了している。当事業は、国営栃木南部地区土地改良事業と称し、国が事業主体となり、総事業費 150 億円、受益面積は 3,619ha である。平成 28 年度から令和 7 年度までの工期となっている。

事業 No40-1 河川調査費（河川改修調査費）－河川調査費（河川改修調査費）

所属名 県土整備部河川課企画治水担当

1 事業の概要

(1) 事業の想定する栃木県国土強靱化地域計画におけるリスクシナリオ

- ・異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

(2) リスクシナリオを回避するための現状分析・評価（事業の趣旨・目的）

豪雨等による浸水被害を軽減するため、計画の対象とする洪水を安全に流下できる堤防・護岸整備など河川改修や防災減災対策を推進する必要がある。

(3) 事業の内容

河川改修計画立案のための基本計画、基本図の作成及びその他諸調査等を行う。

(4) 予算額と事業費実績

（単位：千円）

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
予算額	14,560	12,811	10,249	8,199	8,199
前年からの繰越額	12,316	5,000	7,731	3,277	8,199
事業費実績	21,876	10,080	14,703	3,277	
次年度への繰越額	5,000	7,731	3,277	8,199	

(5) 財源

（単位：千円）

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
一般財源	21,876	10,080	14,703	3,277	—

(6) 令和元年度の取組と実施状況

河川改修事業に新規着手するための基礎資料を作成した。

(7) 栃木県国土強靱化地域計画における重要業績指標又は各事業の目標値

該当なし

(8) 取組の課題

数多くある未整備区間・要対策箇所に対し、限られた予算の中でいかに実施していくかが課題である。

(9) 課題に対する対策

優先度を整理して、適正な対策を行う。

## 2 監査の結果

(1) 調査対象の選定手続について

ア 結論

河川改修調査対象先の選定は、一定の基準を設定して優先順位の高い河川から選定さ



れており問題はなかった。

## イ 内容

### ① 河川整備計画

平成 9 年に河川法が改正され、国は 100 年計画としての河川整備基本方針を定めた。栃木県では、平成 18 年以降県所管の 292 の河川を 13 圏域に区分し、それぞれに河川整備計画を作成した。整備計画は、作成から 20 年間を整備期間として設定している。しかし、近年雨の降り方が変化しており、日本全国で激甚災害が発生している。わが県においては、近年の水害として平成 10 年 8 月の那須水害や平成 27 年 9 月の関東・東北豪雨災害、昨年の令和元年東日本台風（台風第 19 号）による被害が発生している。浸水被害が新たに発生した河川において見直しを迫られており、変更整備計画をいくつかの圏域において行っている。変更の都度、期間が更新され、そこから更に 20 年の整備計画として設定される。

当初の河川整備計画が更新されていくために、終着点が見えない状況にあるが、当初計画のどこまでが完了したのか可視化したものを求めたが作成はしていないということであった。計画の進捗状況が確認できるものが何かあるかという点について、非公表になるが全河川の整備率を国の求めに応じて提出しているとのことである。

### ② 選定手続

河川改修調査は、大きくはこの河川整備計画に沿って進められているが、新規調査及び事業着手箇所の選定について、評価指標により点数評価を行い、80 点以上の箇所から調査箇所を選定する手法を採用している。具体的には、過去に浸水した河川について、その浸水地域を一覧表にまとめ、浸水頻度や浸水戸数等の個別指標の積み上げにより点数化している。

令和元年度は、40-1 及び 40-2 の事業において 8 河川 21 箇所の地域が選定されている。具体的には、次の河川が対象となっている。

大内川（那珂川町大内）、姥川（足利市久保多町）、武子川（鹿沼市仁神堂）、五行川（さくら市氏家）、小藪川（鹿沼市西鹿沼町）、巴波川（栃木市・小山市）、姿川（宇都宮市大谷）、古大谷川（日光市川室）

その選定過程について、「新規調査の必要性等を検討する評価資料」の提出を受け、上記の全ての河川について 80 点以上の評価点を満たしていることが確認でき問題はなかった。

事業 No40-2 河川調査費（河川改修調査費）－河川調査費（公共事業関連調査費）  
所属名 県土整備部河川課企画治水担当

## 1 事業の概要

(1) 事業の想定する栃木県国土強靱化地域計画におけるリスクシナリオ

- ・異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

(2) リスクシナリオを回避するための現状分析・評価（事業の趣旨・目的）

豪雨等による浸水被害を軽減するため、計画の対象とする洪水を安全に流下できる堤防・護岸整備など河川改修や防災減災対策を推進する必要がある。

(3) 事業の内容

河川改修計画立案のための基本計画、基本図の作成及びその他諸調査等を行う。

(4) 予算額と事業費実績

(単位：千円)

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
予算額	135,000	20,000	120,000	90,000	30,000
前年からの繰越額	31,749	36,168	2,801	99,981	73,193
事業費実績	130,581	53,367	22,820	116,788	
次年度への繰越額	36,168	2,801	99,981	73,193	

(5) 財源

(単位：千円)

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
一般財源	130,581	53,367	22,820	116,788	

(6) 令和元年度の取組と実施状況

河川改修事業に新規着手するための基礎資料を作成した。

(7) 栃木県国土強靱化地域計画における重要業績指標又は各事業の目標値

該当なし

(8) 取組の課題

数多くある未整備区間・要対策箇所に対し、限られた予算の中でいかに実施していくかが課題である。

(9) 課題に対する対策

優先度を整理して、適正な対策を行う。

## 2 監査の結果

(1) 調査対象の選定手続について

ア 結論

事業 No40-1 と同様である。

イ 内容

当事業は、事業 No40-1 と同じ事業であり、河川改修計画の立案における基本計画、基本図の作成及びその他諸調査を実施するものである。平成 27 年の関東・東北豪雨や令和元年東日本台風（台風第 19 号）等の被害を受けて、堤防・護岸整備などの河川改修計画の見直しがせまられる中、追加の補正予算として実施される事業である。

事業 No40-3・4 河川調査費（河川改修調査費）－河川調査費（水防災意識社会再構築事業費）

所属名 県土整備部河川課県土防災対策班

1 事業の概要

- (1) 事業の想定する栃木県国土強靱化地域計画におけるリスクシナリオ
  - ・異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
- (2) リスクシナリオを回避するための現状分析・評価（事業の趣旨・目的）
  - ・水防災意識社会の再構築の実現に向け、栃木県減災対策協議会で決定した取組方針に基づき、「洪水からの逃げ遅れゼロ」を目指すための取組を実施する。
- (3) 事業の内容
  - ・取組方針に基づき、「浸水想定区域図作成」、「災害リスク情報の周知」、「水害対応タイムラインの作成支援」、「リアルタイム情報提供の検討」を実施する。
- (4) 予算額と事業費実績

(単位：千円)

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
予算額	-	100,000	185,309	28,055	-
前年からの繰越額	-	-	76,005	134,154	9,531
事業費実績	-	23,995	127,160	152,678	
次年度への繰越額	-	76,005	134,154	9,531	

(5) 財源

(単位：千円)

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
一般財源	-	23,995	127,160	152,678	

(6) 令和元年度の取組と実施状況

- ・浸水想定区域での避難に要する時間等を考慮した河川の基準水位を設定することにより、市町が住民への確かな避難情報を発令するため整理する水害対応タイムライン作成を支援した。

(7) 栃木県国土強靱化地域計画における重要業績指標又は各事業の目標値

- ・該当なし

(8) 取組の課題

- ・災害リスク情報の周知やリアルタイム情報の提供に対し、住民が主体的に避難行動をとれるような防災意識が浸透しきっていない。

(9) 課題に対する対策

- ・引き続き、市町に対し、新たな浸水想定区域図を反映したハザードマップの作成・配布を促し、住民へ周知することにより、防災意識の更なる高揚を図る。

## 2 監査の結果

(1) 浸水想定区域図作成について（意見）

ア 結論

河川氾濫による浸水想定区域図の前提条件に、他部署において実施されているため池の決壊によるハザードマップ作成支援の事業が加味されていない。複合的な災害要因として考慮すべきか否か検討すべき事項と考えられるが、そのような調整過程は確認できなかった。

イ 内容

① 問題提起

事業の内容には、「洪水からの逃げ遅れゼロ」を目指すための取組の第一段階として1,000年超に一度の豪雨が発生した場合を想定し、浸水想定区域図作成を手掛けている。この浸水想定区域図は、いくつかの事業において取り組まれている。例えば、No42-1の県土整備部砂防水資源課において、令和元年度の事業として所管ダム7か所の河川下流における浸水想定図を作成している。また、No38-2の農政部農地整備課において平成30年に発生した西日本豪雨の際のため池損壊による水害を受け、全国的に実施されたため池の損壊による浸水被害調査がある。

当事業における浸水想定区域図は、ダムの緊急放流や決壊及びため池の決壊の事態とどのような関連となっているのかについて質問を行った。

② 洪水浸水想定区域図作成マニュアル（第4版）

当事業は、平成27年7月に公表された「洪水浸水想定区域図作成マニュアル（第4版）」（以下、「マニュアル」と言う。）に基づき洪水浸水想定区域図の作成を行っている。マニュアルは、平成27年の水防法改正により、河川が氾濫した場合に浸水が想定される

浸水想定区域について、指定の前提となる降雨を従来の計画規模の降雨から想定しうる最大規模の降雨（計画規模を上回るもの）に変更した。洪水浸水想定区域図には、洪水浸水想定区域及び想定される水深、並びに浸水継続時間と前提となる降雨を明示している。当事業においてダムからの放水についてはマニュアルに規定されており、ダムや放水路等の河川管理施設は現況とし、洪水調整の方法は現行の操作規則によらし、ダムの異常洪水時防災操作に移行する場合は、別途定めた補足により浸水解析の計算を行うものとする規定されている。

しかし、ダムやため池の決壊のような事態を河川氾濫の中に組み込むことは要求されていないため、前提の条件に入っていない。

### ③ 現実化した被害

事業 No38-2 のため池決壊のハザードマップ作成支援事業において記載したように、平成 30 年 7 月の西日本豪雨の際には、2 府 4 県において 32 箇所のため池が決壊している。マニュアルの対象とする浸水範囲の設定では、想定最大規模降雨によって破堤又は溢水氾濫が想定される地点を相当数選定するとあり、河川における堤防決壊が想定されている。「1,000 年超に一度」の豪雨を想定最大規模降雨と考える以上、ダム決壊とは言わないまでもため池決壊は十分現実的に起きる災害である。

河川氾濫の浸水想定区域図作成とため池決壊のハザードマップ作成が、関連性を持たせずに別々に作成されているが、現実には生じている災害を考えると前提条件が不十分である。マニュアルの目的には、「河川ごとの個別の特性を勘案し、本マニュアルで定めている手法以外の独自の手法を用いることを妨げるものではない。」とある。河川氾濫とため池決壊は、十分起こり得る複合災害であり、「1,000 年超に一度」の豪雨を前提とする以上、当然関連する要因として考慮すべき事態と考えられるが、切り離れた事象として設定されている。

## 事業 No41 河川砂防施設づくり事業費（県単）－河川砂防施設づくり事業費

所属名 県土整備部河川課企画治水担当

### 1 事業の概要

#### (1) 事業の想定する栃木県国土強靱化地域計画におけるリスクシナリオ

- ・異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
- ・大規模な火山噴火・土砂災害等による多数の死傷者の発生

#### (2) リスクシナリオを回避するための現状分析・評価（事業の趣旨・目的）

豪雨等による浸水被害を軽減するため、対象とする洪水を安全に流下できる堤防・護岸整備など河川改修を推進する。

土砂流出による人家等への被害を最小限にするため、土砂災害防止施設の整備を推進する。

(3) 事業の内容

- ・ 交付金等補助事業の対象とならない小規模な河川整備
- ・ 交付金等補助事業と連携して土砂災害防止効果を発現する砂防施設整備

(4) 予算額と事業費実績

(単位：千円)

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
予算額	133,652	134,352	132,352	129,802	132,602
前年からの繰越額	452,973	75,907	53,039	54,766	32,880
事業費実績	509,665	156,237	130,624	151,688	
次年度への繰越額	75,097	53,039	54,766	32,880	

(5) 財源

(単位：千円)

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
その他特財	20,848	3,003	1,860	1,384	
一般財源	488,817	153,234	128,764	150,304	

(6) 令和元年度の取組と実施状況

交付金等補助事業の対象とならない小規模な河川整備や砂防施設整備を実施した。

(7) 栃木県国土強靱化地域計画における重要業績指標又は各事業の目標値

該当なし

(8) 取組の課題

限られた予算の中で、いかにして計画的な河川及び砂防施設の整備を行っていくかが課題である。

(9) 課題に対する対策

優先度を整理して、適正な対策を行う。

## 2 監査の結果

(1) 事業の効果について

ア 結論

河川整備について、整備効果の実証が 2 件あり、浸水被害を防止している状況が確認できた。自然災害に対する効果の検証であるため、発生事例が少ないが事業効果を検証

している管理状況が確認できた。

#### イ 内容

この事業は、事業 No40-1 及び 40-2 による河川改修調査を受けて、改修箇所の詳細設計及び土木工事を行うための事業費である。工事の規模によっては、国の交付金等補助事業となる。

事業の実施に当たっては、事前評価として費用対効果の観点から公共事業評価検討部会が内部組織として設置されている。事前評価に対して事後評価が適切に実施されているのかという点について、管理状況を確認した。

自然が相手のため令和元年度事業の効果を単独で実施することはできないが、河川整備計画に沿ってこれまでに行われた河川整備の中で整備効果が自然災害の中で確認できている事例として 2 か所の報告を受けた。

#### a 五行川遊水地

昭和 61 年 8 月の栃木県東部地域を中心とする「台風 10 号及びその後の低気圧」による集中豪雨により茂木町の中心部を流れる一級河川逆川が溢水氾濫した茂木水害の際、利根川水系小貝川の支流である五行川流域も洪水被害に見舞われた。

一級河川利根川水系の小貝川圏域河川整備計画において、五行川の治水対策の 1 つとして遊水地群の整備を実施している。五行川の真岡市石島地先に面積約 40ha の二宮遊水地を建設し、芳賀町上延生地先に面積約 19ha の芳賀遊水地を建設している。昨年の令和元年東日本台風（台風第 19 号）の際には、増水した五行川の水を芳賀遊水地で 25 m プール約 217 杯分、二宮遊水地で約 1,417 杯分を貯蓄し、下流の水位上昇を抑制することができたと報告されている。

#### b 江川放水路

江川は、宇都宮市の北東部に源を発し、宇都宮市の東部市街地を流下し、上三川町を経て、下野市で鬼怒川に合流する一級河川である。過去には昭和 61 年 8 月の台風 10 号により床上浸水等の水害が発生している。江川は、田川圏域河川整備計画の圏域に含まれている。江川放水路は、平成 3 年度から 12 年度に実施された事業であるが、江川の途中から河川を掘り鬼怒川へ放流する水路を通す事業である。平行して下流の 16km 区間は河川整備が進められ下流流域の氾濫被害は軽減された。平成 27 年の関東・東北豪雨の際に江川放水路の分流付近において河川水位の上昇を計測しているが、放水路への放流が行われたことにより本川の下流水位が安全な水位に抑えられていることが実証された。

事業 No42-1 ダム施設保全事業費（補助）ーダム施設保全事業費（補助）（経済対策分）

所属名 県土整備部砂防水資源課ダム水資源担当

## 1 事業の概要

(1) 事業の想定する栃木県国土強靱化地域計画におけるリスクシナリオ

- ・異常気象時等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
- ・ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊、機能不全による二次災害の発生

(2) リスクシナリオを回避するための現状分析・評価（事業の趣旨・目的）

長寿命化計画に沿った計画的・効果的な維持管理や施設の長寿命化対策の実施

(3) 事業の内容

ダム管理設備の維持修繕及び更新

(4) 予算額と事業費実績

(単位：千円)

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
予算額	86,922	-	264,608	159,132	65,607
前年からの繰越額	-	44,000	-	264,605	159,131
事業費実績	42,921	44,000	-	236,693	
次年度への繰越額	44,000	-	264,605	159,131	

(5) 財源

(単位：千円)

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
国庫支出金	16,119	15,980	-	90,096	
特定財源	2,623	4,048	-	11,453	
一般財源	24,179	23,972	-	135,144	

(6) 令和元年度の実施状況

ダムの貯水池への土砂流入を抑制するために周辺の斜面对策を実施した。  
また、ダムの下流河川における浸水想定図を作成した。

(7) 栃木県国土強靱化地域計画における重要業績指標又は各事業の目標値

該当なし

(8) 取組の課題

該当なし

(9) 課題に対する対策

該当なし



## 2 監査の結果

令和元年度の事業は、平成 30 年度からの国の補正予算である「防災・減災、国土強靱化のための 3 か年緊急対策」に基づく事業である。

令和元年度の事業は、大きく 2 つの事業から構成されている。1 つは、県土整備部所管の 7 つの多目的ダムから発する下流河川における洪水情報について、浸水想定図を作成する事業である。もう 1 つは、洪水調節機能対策として足利市にある松田川ダムのダム湖の法面に関する補修工事である。

### (1) 浸水想定図の作成について

#### ア 結論

ダムの貯水機能の限界と事前放流の関連をダムの下流域の住民や市町長への説明会等を実施して情報周知を図っており、問題となる事項はなかった。

#### イ 内容

##### ① 前提条件

当事業の浸水想定図は、ダムの貯水能力を超える想定最大規模の雨が降った場合を仮定したものである。豪雨の際にダムの事前放流を実施しておけば、ダムの限界水位に達するまで下流河川の洪水を遅らせることは可能であると考えられるが、ダムの容量を超える雨量が降った場合は、緊急放流を行わざるを得ないことになる。当事業は、そのような事態が起きた場合を仮定し、ダムの下流河川における浸水想定図の作成を行う事業である。この浸水想定図は、最終的に市町によるハザードマップに取り込んでもらうことにより県民への周知が行われることになる。

##### ② 基準点の設定

例えば、寺山ダムでは千年に一度の降雨量を仮定し、24 時間の雨量を 664 mm と設定した場合に、下流域の基準点において浸水域がどのように想定されるかを予想している。寺山ダムの下流では、塩田ダムの河川が合流するが、両ダムの放流が同時に行われる場合の設定条件に問題がないか確認したところ、両河川が合流した後の地点を基準点として洪水の危険性を判定しているため、今回の浸水想定図の作成においては問題ないということであった。

また、寺山ダムのある宮川や塩田ダムの築目川は、下流において荒川と合流する。荒川上流にある東荒川ダムと西荒川ダム、及び、寺山ダム、塩田ダムを総合した浸水想定図は作成されているのかという点を確認した。当事業は、水防法の範囲外の河川について浸水想定図を作成しているものであるが、4 つのダムが関係する状況では、さらに下流河川的那珂川との合流点を基準点として設定し水防法による浸水想定区域によって対応しているとのことであり、相互の影響を考慮した想定となっていることが確認できた。

### ③ ダム機能の情報公開

浸水想定図は、想定最大規模の雨量を仮定した洪水情報ということで、ハザードマップにおける情報提供につながっている。

最近の水害によってダムの貯水機能、洪水調節機能に関心が集まっている。県民の避難行動につなげるうえで、ダムの治水機能としてどの程度の雨量であれば、下流域の市街地が耐えられるのかということや、昨今話題となっている計画的な事前放流により、浸水被害が発生するまでの時間的な猶予がどの程度確保できるのか等、住民の的確な避難行動につながる情報の提供がさらに求められる。

担当課では、このような要請に対し令和元年東日本台風（台風第 19 号）の災害検証を実施し、次のような住民の的確な避難行動につながるよりきめ細かな情報周知を図っている。

- ・緊急放流開始約 1 時間前及び開始時の情報周知に、新たに約 3 時間前を追加
- ・市町長が避難勧告等の判断を支援するために、ダムタイムラインを作成
- ・NHK・とちぎテレビとの緊急時のテロップ放送の構築
- ・住民説明会、市町長への情報周知（トップセミナー）を実施
- ・浸水想定図の公表（県 HP 掲載）等

また、令和 2 年度には「台風の接近・上陸に伴う大雨・洪水」を対象としたタイムライン（防災行動計画）～台風の接近からその後の応急復旧完了まで～を部内で作成し、台風接近の 3 日前からの行動を定め、ダムグループでは事前放流の判断基準を明確化した。

## (2) 荒川決壊の分析

### ア 結論

令和元年東日本台風（台風第 19 号）の被災によってダム下流河川の荒川が決壊したが、ダムの放流が河川氾濫にどのような影響を及ぼしたのかという点について説明責任を負う県に分析の資料を求めたところ、適切に検証が行われており問題はなかった。

### イ 内容

#### ① 基礎データの提供

当事業に関連して昨年の令和元年東日本台風（台風第 19 号）によって、県所管のダムの下流域である荒川が決壊（那須烏山市の藤田地区、小倉地区）した。ダムの放流と下流河川の決壊との因果関係について、当時のダムのデータの提供を求め、説明を受けた。荒川に係るダムには、東荒川ダム、西荒川ダム、支流の宮川にある寺山ダムがある。県管轄の東荒川ダム、西荒川ダム、寺山ダムについて、当時のダムの貯水位、流入量、放出量等のデータ及び荒川の水位観測所のグラフを基に説明を求めた。

#### ② 河川氾濫との関連

ダム機能を失う状況（計画規模）の大雨では、ダムの緊急放流は避けられないが、その手順はダムの操作規則によって定められており、洪水対策として操作規則の弾力的運用は不可能である。今回の台風において、緊急放流の事態は避けられたが、緊急放流に至らずとも一定以上の貯水位の状態からは操作規則に基づきダムの放流量を急激に増加させざるを得ない。

操作規則に従ったダムの放流とはいえ、急激な放流量の増大が河川氾濫の要因になったのではないかという疑問について確認した。増水した河川において放流したダム水が下流河川に到達する時間がどの程度掛かるのか、どの程度河川水位に影響を及ぼすのかという点について説明を受けた。

担当課の結論として、今回の荒川決壊は、上流にあるダムからの放流の影響よりも荒川流域全体に降った雨の量が下流河川の流下能力を超えるものであったことが河川氾濫を招いた要因であると分析している。

### ③ 西荒川ダムの洪水調節

荒川流域の森田水位観測所及び荒川橋水位観測所の水位グラフを見ると最高水位を付けた後、急激に水位が下がっている。分析では、河川決壊地点により近い森田水位観測所の最高水位を付けた時刻前後に流域の堤防決壊が発生したのではないかと推測している。

具体的に、西荒川ダムのデータを基に河川氾濫との関係について詳細な説明を受けた。西荒川ダム洪水調節実績図では、ダムの放流が開始された時間及びその放流量が示されている。西荒川ダムの放流量の増量（42 m<sup>3</sup>/s 以上）が開始されるのは、22 時 30 分からである。その後放流量が増大し、最大放流量 92.5 m<sup>3</sup>/s に達するまで約 2 時間である。これに対し、那須烏山市の藤田地区の河川決壊は午前 0 時 00 分と推定される。ダムの放流とその下流河川への到達時間について、「ダム放流による下流水位上昇高と到達時間の推定」表には、放流量 63 m<sup>3</sup>/s の際の各水位観測所の推定値が表示されている。この表の到達時間推定は、豪雨時のような増水した河川にさらに 63 m<sup>3</sup>/s の放流を行った場合の各地点の到達時間を示しているとの説明があった。西荒川ダムから決壊地点までは、約 37 km の距離がある。上記の表に基づいて、増量したダムの放流水が決壊地点に到達するまでの時間を推定すると約 3 時間掛かるとのことである。放流量の増量が開始されたのが 22 時 30 分であるから、その放流量が下流決壊地点に到達するのは午前 1 時 30 分となり、その前に河川決壊が発生していたことが確認できる。

提出された西荒川ダム洪水調節実績図及びその他資料並びに担当者からの説明により、ダムの放流と河川決壊の関連性がないことについて、適切に分析されていることが確認できた。

西荒川ダムの洪水調節作用の及ぶダム計画基準点となる松島橋水位観測所は、西荒川ダムから約 23Km の地点にある。その水位は、21 時 00 分に最高水位を観測した後、

徐々に水位を下げている。ダム洪水調節機能が一定の範囲において効果を上げていることが示されている。ただ、今回の荒川氾濫では、河川が決壊した後にダム水が決壊地点に到達することになる。県管轄の3つのダムの流域面積は57.2k㎡、これに対し荒川全流域は326.6k㎡であり、ダムからの放流水は流域面積から見て17.5%程度であるが、ダムの放流によるダム水が河川氾濫の拡大に影響したのではないかと考えられる。治水ダムの洪水調節機能の限界を改めて認識することとなった。

### (3) 亀裂の原因調査について（意見）

#### ア 結論

修繕工事が必要となった原因究明に関して、今回の修繕工事においては十分な調査・工法選定が行われていたが、建設当時の調査・工法選定について今日的視点による評価がされていないため、明確な実例として引継ぎがされていない。

#### イ 内容

##### ① 問題提起

松田川ダムは、平成7年に竣工しており、修繕工事が必要となるまでに24年が経過している。今回の修繕工事の対象となった箇所は、②に記した建設時に法面が崩壊した箇所ではないもののダム湖周辺の一つであり、どのような原因で法面に亀裂が生じてしまったのか、その物理的な原因分析は、平成23年度のボーリング調査によって推察されている。修繕工事は、岩盤層に鉄筋を打ち込む工法を取り入れたが、松田川ダムの建設時の工事においてなぜこのような工法が採用されなかったのかについては定かでない。

建設から24年が経過しているためその当時の資料に当たることは困難なことであるが、今回の修繕工事費に約1億5千万円が掛かっている。ダム湖周辺の他の法面では、亀裂等の問題箇所は発見されていないため、この箇所が特異な状況であったと考えられる。今回の修繕工事に当たり、松田川ダムの建設時、法面の地質調査や設計段階において、地層の問題に見落としや見逃しがどうして生じたのかその原因の分析が必要であった。

##### ② 回答

監査において上記の問題提起をしたところ、担当課において当時の記録である「松田川ダム工事誌」の確認を行った。その工事誌によると、計画段階において、地質踏査のみによって岩質を判断し、ボーリング調査を実施しなかったことが記録されていた。その理由として、「地質踏査の結果、切土法面には原岩色を呈する比較的良質な頁岩が露出することが予想されたため、岩質は道路土工指針に示される軟岩の程度がいいものと判断し」とある。しかし、他の記録箇所には、「左岸付替林道終点部の延長約100m区間は、工事中崩壊が発生し、・・・法面保護工を見直した。」とある。建設当時の判断の是非を工事誌のみによって行うことはできないとしても、他箇所において法面崩壊に関する少な

くとも予兆が記録されているわけであるから、平成 23 年度のボーリング調査時に建設  
 当時に振り返って調査方法や工法選定等について、今日的視点によってその評価を行う  
 ことは必要であった。

また、ダム工事に関する法面崩壊の事例が「現場の教科書《建設事業のトラブル事例  
 と改善策》」に載っているが、当該事例がその具体的事例として扱えるものかを判定す  
 ることにより、明確な実例として生かされることになる。

## 事業 No42-2 ダム施設保全事業費（補助）－ダム施設保全事業費（補助）

所属名 県土整備部砂防水資源課ダム水資源担当

### 1 事業の概要

(1) 事業の想定する栃木県国土強靱化地域計画におけるリスクシナリオ

- ・ 異常気象時等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
- ・ ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊、機能不全による二次災害の発生

(2) リスクシナリオを回避するための現状分析・評価（事業の趣旨・目的）

長寿命化計画に沿った計画的・効果的な維持管理や施設の長寿命化対策の実施

(3) 事業の内容

ダム管理設備の維持修繕及び更新

(4) 予算額と事業費実績

(単位：千円)

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
予算額	57,000	73,411	88,450	57,500	232,000
前年からの 繰越額	10,652	-	22,000	56,251	2,865
事業費実績	67,652	51,401	54,135	110,886	
次年度への 繰越額	-	22,000	56,251	2,865	

(5) 財源

(単位：千円)

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
国庫支出金	27,061	18,912	19,288	44,354	63,146
特定財源	0	4,121	5,915	0	77,000
一般財源	40,591	28,368	28,932	66,532	94,719

(6) 令和元年度の取組と実施状況

無線設備の規則改正に伴い、機器設備の更新を実施した。

(7) 栃木県国土強靱化地域計画における重要業績指標又は各事業の目標値

該当なし

(8) 取組の課題

限られた予算の中で、ダム施設の適切な維持管理及び長寿命化を図ること。

(9) 課題に対する対策

長寿命化修繕計画に基づき、各設備の修繕・更新を計画的に実施する。

## 2 監査の結果

(1) 栃木県ダム長寿命化計画の実施について

ア 結論

当事業は、無線設備規則の改正に対応する無線機器の改良工事を行っているが、問題となる事項はなかった。

イ 内容

県土整備部では、洪水調整を主目的とする 7 ダムを所管しているが、老朽化への対応として平成 28 年に「栃木県ダム長寿命化計画」を策定している。その計画は、次の 3 つの柱からなっている。

- a 予防保全として計画的な維持管理を実施する。平成 28 年度から 77 年度までの 50 年間の総事業費 40 億円、年間約 2.8 億円を計画する。
- b 平成 28～32 年度の 5 か年で点検により「緊急な対策が必要」と判定された設備のうち、故障が重大な事故につながる設備の対応を図る。事業費は、約 6.1 億円、年間約 1.2 億円の事業費となる。
- c 平成 28～32 年度の 5 か年で、電波法改正に対応した無線機器の改良を図る。  
当事業は、当初予算において長寿命化計画を進めているものであり、同じ事業である補正予算の事業（No42-1）において上乘せが行われている。この細事業では、c の電波法改正に対応した無線機器の改良工事が行われているが、問題となる事項はなかった。

### 事業 No43 ダム施設保全事業費（県単）ーダム施設保全事業費（県単）

所属名 県土整備部砂防水資源課ダム水資源担当

#### 1 事業の概要

(1) 事業の想定する栃木県国土強靱化地域計画におけるリスクシナリオ

- ・異常気象時等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
- ・ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊、機能不全による二次災害の発生

(2) リスクシナリオを回避するための現状分析・評価（事業の趣旨・目的）

長寿命化計画に沿った計画的・効果的な維持管理や施設の長寿命化対策の実施

(3) 事業の内容

設備の維持修繕及び更新

(4) 予算額と事業費実績

(単位：千円)

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
予算額	202,455	196,333	209,581	215,180	169,675
前年からの繰越額	22,777	9,371	21,941	5,870	-
事業費実績	213,200	183,763	225,550	221,031	
次年度への繰越額	9,371	21,941	5,870	-	

(5) 財源

(単位：千円)

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
特定財源	18,983	789	62,760	3,863	3,538
一般財源	194,217	182,974	162,790	217,168	166,137

(6) 令和元年度の実績と実施状況

観測（雨量・水位）設備及び放流警報設備の更新、貯水池内への土砂流入抑制対策を実施

(7) 栃木県国土強靱化地域計画における重要業績指標又は各事業の目標値

該当なし

(8) 取組の課題

限られた予算の中で、ダム施設の適切な維持管理及び長寿命化を図ること。

(9) 課題に対する対策

長寿命化修繕計画に基づき、各設備の修繕・更新を計画的に実施する。

## 2 監査の結果

(1) 無線機器改良事業について

ア 結論

電波法改正に対応した無線機器の改良は、計画通り進捗しており問題となる事項はなかった。

イ 内容

当事業は、栃木県ダム長寿命化計画に沿って進められている県単事業であり、内容は予

防保全、緊急対応、法律改正対応の3つからなっている。

本事業の1つである法律改正対応は、「栃木県ダム長寿命化計画」の電波法改正に対応した無線機器の改良事業であり、事業費は3か年で約4億弱となる。事業の一部は、国庫補助を受けて実施されているが、その事業はNo42-2で扱っている。

当事業で実施した無線機器改良事業は、塩原ダムとその下流域である箒川に設置されている雨量・水位観測所や避難案内施設、ダム放流警報局等の無線機器を更新するものである。改正された無線設備規則は、令和4年12月1日より適用されることから、それまでに新規則に適合する無線機器に更新し変更許可を受ける必要がある。5か年計画に従い無線機器の更新が実施されていることが確認できた。

電波法改正に対応した無線機器の改良計画進捗状況

		H28	H29	H30	R1	R2	合計	備考
中禅寺ダム	計画			1			1	テレメータ無線設備更新
	実施			1			1	
三河沢ダム	計画					1	1	テレメータ無線設備更新
	実施					1	1	
西荒川ダム	計画		1	1			2	テレメータ無線設備、多重無線設備更新
	実施		1	1	→		2	
塩原ダム	計画			1			1	テレメータ無線設備更新
	実施			1	→		1	
寺山ダム	計画		1				1	多重無線設備更新
	実施		1	→			1	
東荒川ダム	計画	1	1				2	テレメータ無線設備、多重無線設備更新
	実施	1	1				2	
矢板土木統括	計画						0	
	実施						0	
松田川ダム	計画						0	
	実施						0	
合計	計画	1	3	3	0	1	8	進捗率：100%
	実施	1	3	3	0	1	8	

(注) → : 債務負担工事

## (2) 緊急対応の修繕事業について

### ア 結論

ダム設備に対して実施する緊急修繕事業は、故障が重大な事故につながるものとして5年計画を立てているが、2箇所が計画内に完了していない。内容を確認したところ、合



理的な理由により修繕工事を延伸したものであり、その判断過程が明確になっており問題はなかった。

#### イ 内容

##### ① 緊急修繕計画

次の表は、点検により緊急対応が必要と判定された設備のうち、ダムコン（ダム管理用制御処理装置）や洪水吐きゲート（必要以上の水をダムから調整しながら出す装置）等の故障が重大な事故につながる設備に関して対応を図るとされた修繕計画に関する進捗状況を表したものである。

緊急修繕計画進捗状況

		H28	H29	H30	R1	R2	合計	備考
中禅寺 ダム	計画			5	1	1	7	ゲート操作盤、受電設備、予備発電機、地震計更新
	実施			4		3	7	
三河沢 ダム	計画			1		3	4	地震計、ダム制御処理装置更新、自家発電設備修繕
	実施	1		2			3	
西荒川 ダム	計画	1	1	1			3	ゲート操作盤更新、ゲート塗替塗装
	実施	1			2		3	
塩原ダ ム	計画	5	9				14	ゲート操作盤更新、ゲート塗替塗装、ゲート水密ゴム交換
	実施		13		1		14	
寺山ダ ム	計画	3	1				4	ゲート開度計取替
	実施	2		1	1		4	
東荒川 ダム	計画	3					3	ゲートワイヤロープ取替
	実施	3					3	
矢板土 木統括	計画						0	
	実施						0	
松田川 ダム	計画		2		1	3	6	ゲートワイヤロープ取替、開度計取替、非常用電源装置取替
	実施		3		1	1	5	
合計	計画	12	13	7	2	7	41	進捗率：95.1%
	実施	7	16	7	5	4	39	

##### ② 計画未達の状況

平成28年から32年度の5年間における緊急修繕計画の進捗状況は、三河沢ダム及び松田川ダムの修繕が完了していないため全体では95.1%の進捗状況である。緊急対応の修繕事業は、当事業No43のダム施設保全事業費（県単）において実施されているが、この事業は緊急対応だけでなく予防保全、法律改正対応の修繕にも利用されている。緊急対応事業費の見込額が当初の想定より膨らんだことにより、5年の計画期間内に完

了しないものが出ている。

三河沢ダムでは、ダム管理用制御処理装置の一部である冷却用 FAN の更新工事が予算上の問題で未着手となった。また、松田川ダムでは、ゲートワイヤーロープ（ダムから水を放流するために設置される洪水吐のゲートの開閉や流量調節をするための装置の一部）取替が未着手となっている。

予防保全や法律改正対応は、No42 の事業費においても予算化されている事業であるが、長寿命化計画における全体の調整の中で緊急対応設備が計画通り実施できなかった。本来であれば、故障等による重大事故を避けるために選定された設備であるから、予防保全や法律対応よりも優先して実行しなければならない修繕工事であると考えられるが、次の理由により延伸が行われた。

### ③ 代替的手続

三河沢ダムの冷却用 FAN は、交換周期（初回推奨 2009 年度）を過ぎているため、緊急修繕の対象として予定された設備である。しかし、本体のダム管理用制御処理装置の更新が近く予定されていることから、その更新と合わせて実施することが経済的であると判断している。現状問題なく稼働していることもあり、専門業者による点検を毎年実施し、処理ランクとしては一番下の C ランクの「経過観察にて処置の決定をする」との報告を受けている。

松田川ダムのゲートワイヤーロープ取替計画は、平成 24 年 12 月に実施したダム維持管理計画策定業務委託の報告書において、他のゲートワイヤーロープ（表面取水ゲート）に多数の素線切れが確認されたため、緊急修繕計画に盛り込んだ保安及び制水ゲートのものも同様の症状が発生する可能性があるとの調査結果を受けてのものである。令和 2 年 3 月に行った取水放流設備等点検整備業務委託の報告書によると保安ゲート扉体及び取水ゲート扉体とも点検結果は良好であり、懸念された症状は起きていないため修繕を見送っているものである。

## 事業 No44 砂防調査費－砂防調査費

所属名 県土整備部砂防水資源課砂防技術担当

### 1 事業の概要

(1) 事業の想定する栃木県国土強靱化地域計画におけるリスクシナリオ

・大規模な火山噴火・土砂災害等による多数の死傷者の発生

(2) リスクシナリオを回避するための現状分析・評価（事業の趣旨・目的）

土砂災害防止施設の整備を推進するための事業導入調査

(3) 事業の内容

交付金事業等、砂防事業導入のための測量調査及び砂防法等指定地編入調査

(4) 予算額と事業費実績

(単位：千円)

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
予算額	82,412	39,369	147,716	136,173	56,173
前年からの 繰越額	70,128	34,840	23,250	96,144	103,763
事業費実績	117,700	50,959	74,822	128,554	
次年度への 繰越額	34,840	23,250	96,144	103,763	

(5) 財源

(単位：千円)

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
一般財源	117,700	50,959	74,822	128,554	

(6) 令和元年度の取組と実施状況

砂防事業導入のための測量調査及び砂防法等指定地編入調査を実施した

(7) 栃木県国土強靱化地域計画における重要業績指標又は各事業の目標値

土砂災害警戒区域における重点整備箇所の対策着手箇所数

(8) 取組の課題

該当なし

(9) 課題に対する対策

該当なし

## 2 監査の結果

(1) 優先順位の評価について

ア 結論

砂防事業導入のための新規調査に当たり、その選定手順を確認したが、問題となる事項はなかった。

イ 内容

① 重点整備箇所

当事業は、砂防事業導入のための測量調査及び砂防法等指定地編入調査を実施するものである。砂防事業は、土砂災害防止対策の 1 つであるが、土石流対策（砂防堰堤工）、がけ崩れ対策（擁壁工）、地滑り対策（排水工）等の砂防施設を整備する事業である。

土砂災害警戒区域の指定状況は、一巡目調査を平成 26 年頃に実施しているが、地図データの精度が向上したことにより二巡目調査を実施した令和 3 年度末には約 10,000 箇所増加する見込みである。平成 25 年度において、特に甚大な被害が生じる可能性が高い施設がある箇所を重点整備箇所に位置付け、203 箇所を選出している。甚大な被害が生じる可能性が高い施設がある箇所とは、

- a 要配慮者利用施設
- b 避難場所
- c 公共的建物
- d 土砂災害特別警戒区域内に保全人家 5 戸以上

が存在する土砂災害警戒区域である。

## ② 優先度評価手続

重点整備箇所 203 箇所について、砂防事業導入のための新規調査着手に当たって順位付けを行うために、さらにその中における優先度を評価する必要がある。この手続について、確認したところ次のような評価項目に対する事前評価により A 判定基準に該当する箇所を優先しているとの回答を得た。

- 適時性…土木事務所単位で流域内の荒廃や斜面の異常（亀裂、浮石、落石等）が確認され早期着手の必要な箇所として砂防事業 5 か年計画を組んでいる重点整備箇所及び土砂流出箇所である。
- 事業熟度…関係機関との協議、合意形成状況が完了、整っていること。
- 要望熟度…地元市町の協力体制を確認しており、市町負担金について協議が整っていることや地元関係者（地権者、自治会等）から要望書等が出され、地元説明会で事業実施のおおむねの同意を得ている。
- 整備効果…費用便益分析対比が 1 以上であることを確認している。重点整備箇所に位置付けがある等施策との整合性がある。

令和 2 年度の新規事業着手箇所は、砂防事業 10 箇所、急傾斜地崩壊対策事業箇所 4 箇所の合計 14 箇所であるが、全て「適時性」、「事業熟度」、「要望熟度」、「整備効果」の 4 項目の評価が A となる箇所であることが報告されている。

なお、令和 2 年度の新規調査着手時の箇所は、評価項目を「事業の必要性」、「緊急性」、「地域の状況」の 3 項目とし、それぞれに評価指標を定めて点数評価を行っている。令和 2 年度は砂防事業 7 箇所、急傾斜地崩壊対策事業箇所 7 箇所の合計 14 箇所が選定されており、全て 80 点以上となる箇所である。

## (2) レッドゾーンの対策について

### ア 結論

レッドゾーン回避のための対策について、要配慮者利用施設の建設に当たり現状の法

制度及び行政手続には限界がある。なお、事業について、特に問題となる事項はなかった。

#### イ 内容

203 箇所の重点整備箇所の中で、土砂災害特別警戒区域いわゆるレッドゾーンに属する箇所が 2 箇所存在する。いずれも急傾斜地の崩壊時に要配慮者利用施設での人命に係わる甚大な被害が危惧される箇所である。1 箇所は、大田原土木事務所管内の A 施設であり、もう 1 箇所は宇都宮土木事務所管内の B 施設である。この内、1 箇所については建て替えが行われたため、レッドゾーンから外れることになったが、建て替え後の施設の一部が土砂災害警戒区域（イエローゾーン）に架かっている状態が生じている。

いずれも民間施設であるため施設がレッドゾーンに位置するからと言って移転を強制することはできないが、施設の建て替えが行われる機会に土砂災害警戒区域を避ける施設配置ができなかったことは残念な結果である。土砂災害警戒区域に架かる部分は、建設場所について法令違反には該当しないが、急傾斜地の崩壊が心配されるため、危険性の度合いにもよるが、県費によってがけ崩れ対策として斜面を崩れにくくする法面保護工や崩れた土砂を受け止める待受擁壁工の対策が必要となる。

建て替え計画の際に、土砂災害警戒区域内に要配慮者利用施設がある場合にも、行政としてがけ崩れ対策が必要となる場合があることを伝えた上で、そのための事業費の問題や、土砂災害警戒区域を避ける建築方法を採用した場合に、事業者と建設費の増額分に対する補助の方法等による交渉の余地があれば県として対策を打てる。しかし、現状の法制度及び行政手続では無理な対応であり、より安全性を追求しかつ経済的な方法を模索する制度改正が望まれる。

### 事業 No45-1 砂防施設づくり事業費（補助）－砂防施設づくり事業費（補助）（経済対策分）

所属名 県土整備部砂防水資源課砂防技術担当

#### 1 事業の概要

##### (1) 事業の想定する栃木県国土強靱化地域計画におけるリスクシナリオ

- ・大規模な火山噴火・土砂災害等による多数の死傷者の発生
- ・ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

##### (2) リスクシナリオを回避するための現状分析・評価（事業の趣旨・目的）

土砂災害に対し、土砂災害防止施設の整備（ハード対策）と土砂災害警戒区域等の指定による警戒避難体制の整備など（ソフト対策）を一体的に推進する。

##### (3) 事業の内容

土砂災害防止施設の整備と土砂災害警戒区域等の指定などの実施

#### (4) 予算額と事業費実績

(単位：千円)

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
予算額	1,024,700	2,409,200	584,500	1,038,500	841,000
前年からの繰越額	520,000	792,712	2,409,200	584,500	888,154
事業費実績	750,706	792,522	2,374,538	734,479	
次年度への繰越額	792,712	2,409,200	584,500	888,154	

#### (5) 財源

(単位：千円)

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
国庫支出金	353,608	365,392	1,150,455	340,827	
特定財源	26,638	8,590	73,628	8,198	
一般財源	370,460	418,540	1,150,455	385,454	

#### (6) 令和元年度の取組と実施状況

土砂災害防止施設の整備と土砂災害警戒区域等の指定などを実施した。

#### (7) 栃木県国土強靱化地域計画における重要業績指標又は各事業の目標値

土砂災害警戒区域における対策工整備率

#### (8) 取組の課題

事業開始後、用地取得の難航などにより事業休止している箇所がある。

#### (9) 課題に対する対策

休止事由の解決に努めるとともに、市町とも連携しハザードマップの再周知やダイレクトメールの送付など警戒避難体制を強化している。

## 2 監査の結果

### (1) 事業休止について（指摘事項）

#### ア 結論

事業休止の砂防施設について工事が 10 年以上再開されていない箇所があり、土砂災害の危険が存在し続けている。解決策を積極的に検討しなければならないが、従前のままである。

#### イ 内容

当事業は、土砂災害に対する防止施設の整備を中心として防災事業を行っている。細事業 No45-2 と共に数多くの砂防施設の設置や急傾斜地崩壊対策を手掛けている。当事

業は、国の3か年緊急対策事業として予算付けされたものを扱っている。

監査の中で、過去に計画した事業において、事業休止となっているものを確認したところ、次の表に示したとおり12箇所存在しているとの回答があった。事業休止時の状況であるが、手掛けた構造物が中途半端なままというわけではないため、工事の完了した部分の土砂災害防止施設はそれなりの効果を発揮しているということであるが、当初設計段階に予定した砂防施設が全て完成している状態ではないため、土砂災害防止の機能は不十分ということである。10年以上も事業が休止している箇所があり進展が見られないが、その間、本県では2度にわたり台風被災があることから、いつどこで起こるか分からない土砂災害を未然に防ぐため、早急な事業再開が望まれる。

休止理由の大半は、用地取得の難航というものである。中でも公図混乱と記載されている事業は土地の所有者が確定できない状態であり、県においては市町に対する公図整理の要請や地籍調査に対する補助金等の助成により公図混乱の解消を図る対応を採っている。しかし、山間部における公図整理の業務を考慮すると市町が積極的に対応できない状況があり、市町に対し土砂災害のおそれのある地域での公図整理の必要性について周知する取組を強化すべきである。砂防事業の開始に当たっては、新規調査着手及び新規事業着手の各段階において着手時評価が実施され、選定された事業は土砂災害等の危険性が高く事業の優先度が高いと判断された箇所である。いつまでも事業休止の状態が許容されるわけではなく、解決策を積極的に模索する必要がある。

(単位：百万円)

休止年度	事務所	事業名	年次	事業費	休止時の状況 (執行済内容)	休止理由
H20	矢板	通常砂防	H16-H20	350	砂防堰堤 N=2 基	用地難航(工事用借地)
H20	矢板	火山砂防	H17-H23	500	構造協議、砂防指定地済	用地難航(公図混乱)
H21	日光	火山砂防	H20-H24	750	構造協議、砂防指定地済	用地難航(公図混乱)
H21	日光	通常砂防	H17-H23	330	砂防堰堤 N=2 基	用地難航(公図混乱)
H28	安足	通常砂防	H21-H29	300	砂防堰堤 N=2 基	用地難航(事業反対)
H28	鹿沼	通常砂防	H18-H29	600	砂防堰堤 N=1 基他	用地難航(公図混乱)
H28	鹿沼	通常砂防	H26-H28	200	構造協議済	用地難航(公図混乱)
H28	矢板	急傾斜	H23-H29	507	待受擁壁 L=330m他	用地難航(抵当権)
H28	宇都宮	急傾斜	H26-H28	150	工法協議、区域指定済	用地難航(無償使用貸借)
H29	安足	通常砂防	H25-H29	320	砂防堰堤 N=1 基他	立木補償処理困難
H30	栃木	通常砂防	H26-H30	208	構造協議、砂防指定地済	用地難航、補償処理困難
H30	安足	通常砂防	H29-R02	132	構造協議済	用地難航(共有地所有者不明)

事業 No45-2 砂防施設づくり事業費（補助）－砂防施設づくり事業費（補助）

所属名 県土整備部砂防水資源課砂防技術担当

1 事業の概要

(1) 事業の想定する栃木県国土強靱化地域計画におけるリスクシナリオ

- ・大規模な火山噴火・土砂災害等による多数の死傷者の発生
- ・ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

(2) リスクシナリオを回避するための現状分析・評価（事業の趣旨・目的）

土砂災害に対し、土砂災害防止施設の整備（ハード対策）と土砂災害警戒区域等の指定による警戒避難体制の整備など（ソフト対策）を一体的に推進する。

(3) 事業の内容

土砂災害防止施設の整備と土砂災害警戒区域等の指定などの実施

(4) 予算額と事業費実績

（単位：千円）

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
予算額	2,015,755	2,012,006	2,004,248	2,021,560	1,806,000
前年からの繰越額	728,804	765,729	1,025,518	1,586,485	1,517,381
事業費実績	1,973,915	1,750,399	1,443,163	2,086,804	
次年度への繰越額	765,729	1,025,518	1,586,485	1,517,381	

(5) 財源

（単位：千円）

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
国庫支出金	921,458	822,013	656,046	961,892	
特定財源	44,987	46,702	37,581	48,769	
一般財源	1,007,470	881,684	749,536	1,076,143	

(6) 令和元年度の取組と実施状況

土砂災害防止施設の整備と土砂災害警戒区域等の指定などを実施した。

(7) 栃木県国土強靱化地域計画における重要業績指標又は各事業の目標値

土砂災害警戒区域における対策工整備率

(8) 取組の課題

事業開始後、用地取得の難航などにより事業休止している箇所がある。



### (9) 課題に対する対策

休止事由の解決に努めるとともに、市町とも連携しハザードマップの再周知やダイレクトメールの送付など警戒避難体制を強化している。

## 2 監査の結果

### ア 結論

当事業は、No45-1 の事業と同様であり、当事業が当初予算としての土砂災害防止施設の整備事業であるが、No45-1 は緊急対策事業として補正予算において組まれている違いがある。

### イ 内容

特に補足すべき事項はない。

## 事業 No46 宅地耐震化促進事業費（補助）－宅地耐震化促進事業費（補助）

所属名 県土整備部住宅課企画支援担当

### 1 事業の概要

#### (1) 事業の想定する栃木県国土強靱化地域計画におけるリスクシナリオ

建物等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

#### (2) リスクシナリオを回避するための現状分析・評価（事業の趣旨・目的）

今後、関係市町と連携して大規模盛土造成地の安全性等を確認していく。

#### (3) 事業の内容

大地震時等における大規模盛土造成地の滑動崩落による宅地地盤の被害を防止するため、造成宅地の変動予測調査を推進する。

#### (4) 予算額と事業費実績

(単位：千円)

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
予算額	5,400	18,000	18,000	18,300	-
前年からの繰越額	-	-	-	-	-
事業費実績	5,400	17,993	17,993	18,271	
次年度への繰越額	-	-	-	-	

## (5) 財源

(単位：千円)

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
社会資本整備 総合交付金	1,800	5,998	5,998	9,135	
一般財源	3,600	11,995	11,995	9,136	

## (6) 令和元年度の取組と実施状況

第一次スクリーニングにより抽出した大規模盛土造成地に対して、優先度評価を実施し、第二次スクリーニングの調査の順位付けをした。

## (7) 栃木県国土強靱化地域計画における重要業績指標又は各事業の目標値

モニタリングの適切な実施と第二次スクリーニングの実施

## (8) 取組の課題

市町が大規模盛土造成地の安全性の確認等について円滑に実施できるよう適切に支援していく必要がある。

## (9) 課題に対する対策

市町において、安全性の確認等が円滑に実施できるよう、講習会等を実施していく。

## 2 監査の結果

### (1) 大規模盛土造成地の安全性確保に対する課題について（意見）

#### ア 結論

大規模盛土造成地の安全性確保について、将来的に対策を検討しなければならない造成地が考えられる。行政には、住民への適切な情報提供が求められる。

#### イ 内容

#### ① 変動予測調査等の流れ

当事業は、大規模盛土造成地の安全性評価を実施するための基礎調査を行うものである。大規模盛土造成地は、平成 18 年に宅地造成等規制法が改正され、崩落等の危険性のある既存の造成宅地を「造成宅地防災区域」として指定し、宅地所有者等に対して必要な勧告及び命令を行うことができるようになった。

事業は、第一次スクリーニングとして大規模盛土造成地の洗い出し作業から始まり、312 箇所の大規模盛土造成地を特定した上で、大規模盛土造成地マップの作成及び公表を行った。次の段階では、令和元年度の事業として現地調査により地盤の滑動や擁壁の沈下等異常性があると判断された箇所に対して、第二次スクリーニングに移行するための優先度評価を実施し調査の順位付けを実施した。

#### ② 事業の課題

現地調査の結果、災害発生のおそれ切迫している大規模盛土造成地は確認されなかった。ただし、今後の問題として、地盤の滑動や擁壁の沈下、崖の崩落等盛土の地滑りの変動（滑動崩落）の兆しが生じた際に、安全対策を講じていかなければならなくなるが、その際の工事費の負担を誰がするのかという問題がある。民間事業者が開発した造成地では、宅地造成に関する工事の許可や開発許可の審査が開始された時期以前に、県知事の許可が不要な宅地分譲が行われているものも存在する。多くの地権者が存在するため、仮に災害発生の危険性が高いとする防災区域の指定が行われても、その保全のための工事費を誰がどのように負担するのかが定まっていない。

全国では、2箇所対策工事が実施された例があるが、そこでは国と地方自治体が折半する形で全額公費により工事費が賄われている。大規模盛土造成地の中の公共的施設の割合等も考慮される事項ではあるが、民間私有地であれば原則その所有者が保全費用を負担することになると考えられる。自己負担となれば分譲マンションのように将来に備えた修繕積立金制度のようなものが必要となるが、そのような認識は一般化していないと考える。

大規模盛土造成地の安全性確保は、行政が主導的な役割を果たす状況であるため、将来的な費用負担の問題も含めて地権者に情報提供していくことが望まれる。

## 事業 No47 総合交通政策事業費（補助）－総合交通政策事業費（補助）

所属名 県土整備部交通政策課道路計画担当

### 1 事業の概要

#### (1) 事業の想定する栃木県国土強靱化地域計画におけるリスクシナリオ

- ・被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
- ・基幹的陸上交通ネットワークの機能停止
- ・地域交通ネットワークが分断する事態
- ・道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

#### (2) リスクシナリオを回避するための現状分析・評価（事業の趣旨・目的）

落石・法面崩落が多数発生していることから、地域集落が孤立の危険にさらされており、防災上の機能強化が必要である。また災害により長期の通行止めも過去に発生しており、また、広域的なりダンダンシー（あらかじめ交通ネットワークやライフライン施設を多重化し、予備の手段が用意されている様な状態）の確保による国土強靱化の観点からも、抜本的な整備が急務となっている。

#### (3) 事業の内容

直轄権限代行によるバイパスの整備

#### (4) 予算額と事業費実績

(単位：千円)

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
予算額	-	1,500	130,000	136,000	36,000
前年からの繰越額	-	-	-	53,900	70,484
事業費実績	-	1,500	76,100	119,416	
次年度への繰越額	-	-	53,900	70,484	

#### (5) 財源

(単位：千円)

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
道路調査費補助金	-	500	10,000	3,123	
一般財源	-	1,000	66,100	116,293	

#### (6) 令和元年度の取組と実施状況

地質調査、橋梁予備設計、路線測量

#### (7) 栃木県国土強靱化地域計画における重要業績指標又は各事業の目標値

該当なし

#### (8) 取組の課題

バイパス整備には、路線の大半が急峻な山地や河川・ダムに囲まれた地形を通過するため、新設トンネルが既設トンネルと交差し、技術的難度が高い施工となる。

#### (9) 課題に対する対策

技術的難度が高い施工については、直轄権限代行により、国と連携して整備を推進する。

## 2 監査の結果

### (1) 事業実現のための取組について（意見）

#### ア 結論

事業実現のための機が熟したとする判断が、現実の大規模な災害発生を受けて決定されている。道路行政における道路整備の優先順位が、利便性、安全性、効率性、費用対効果等のどの要因から決定されるのか明確な指針がない。

#### イ 内容

##### ① 直轄権限代行

当事業は、直轄権限代行による一般国道 121 号（栃木西部・会津南道路、通称会津西街道）のバイパス整備事業である。

直轄権限代行とは、国土交通大臣が都道府県道又は市町村道を構成する一定の施設又は工作物の改築又は修繕に関する工事を行う場合において、当該道路の道路管理者（道路の管理権限ないしは管理行為を行う者）である都道府県や市町村に代わってその権限を行うことをいう。

権限代行の要件は、次の 2 点となっている。

- 全国的な幹線道路網整備の観点から特に重要なもの
- 県による効率的な施工が困難な事業（道路の改築工事が高度の技術を必要とするとき）

現行の権限代行制度は、平成 25 年の改正により制定された道路法等にて、国土交通大臣の直轄権限代行による復旧が可能とされていた。

また、道路法で規定される指定道路以外においては、東日本大震災の経験を踏まえて「大規模災害からの復興に関する法律」を根拠法とし、「特定大規模災害」や「非常災害」の指定を適用の前提にしている。ただし、法律施行後、「特定大規模災害」に相当する災害は発生していない。

## ② 対象路線

事業の対象である栃木西部・会津南道路は、地域高規格道路の候補路線に指定（平成 10 年 6 月）されており、日光～会津を結ぶ広域幹線道路である。しかし、現状の日光市藤原地区から川治地区の区間は次のとおり重要路線でありながらいくつかの問題があがっている。

- ◆ 第 1 次緊急輸送道路に指定されているが、自然災害がたびたび発生し、法面の崩落や落石により、通行止めが生じる。平成 27 年 9 月の関東・東北豪雨時には、全面通行止めが発生し川治温泉等が一時孤立状態となった。
- ◆ 急カーブや狭隘区間が多く、バスや大型車のすれ違い困難箇所があり、歩行者等の安全確保が急務となっている。
- ◆ 日光市北部地域には救急医療施設が無く、日光市街に集中して立地しているため、人命に直結する救急車両の搬送は、本路線に依存している。
- ◆ 東北自動車道や国道 4 号の代替路としての機能を有しており、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災では国道 4 号が被災・寸断された際、多くの支援物資が国道 121 号を通り、東北地方の被災地に届けられた。

従来から栃木西部・会津南道路の重要性や危険性及び脆弱性は認識されていたが、異常気象時通行規制区間の設定等により対処してきた。しかし、平成 27 年 9 月の関東・東北豪雨を切っ掛けとして一部区間が全面通行止めとなった被災状況を受け、第 1 次緊急輸送道路としての整備の必要性が再認識されることになる。平成 30 年 3 月に国道 121

号日光地区防災検討会が設置され、国道 121 号の未整備区間のうち、防災上の課題が集中している藤原地区及び川治地区を優先整備区間として、整備方針が検討されることになった。整備方針の決定に当たり、現道拡幅案よりバイパス案が総合的に優れているとの結論を得た。バイパス案では、新設トンネルの採掘が既設トンネルと交差することから技術的難易度が高い施工となるものと考えられ、平成 31 年度に国による直轄権限代行として新規事業化された。

### ③ 先行事例と取組

直轄権限代行による道路整備を行うには、道路交通上の課題が確認できるとともに、直轄権限代行の要件を充足することが必要となる。同じ国道 121 号の福島県における対応では、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災を受け、国土交通省東北地方整備局道路部において、社会資本整備審議会道路分科会が開催されている。

その分科会の東北地方小委員会では、平成 23 年度の新規事業候補箇所に「一般国道 121 号（会津縦貫南道路）湯野上バイパス」が選定され、平成 24 年 1 月 19 日に検討が行われた。

同じ国道 121 号である栃木県側において、道路の重要性、通行上の危険性や自然災害に対する脆弱性が指摘されている中で、福島県の取組から 7 年後に事業化となっている。東日本大震災当時路線の重要性が再認識された状況において、直轄権限代行による道路整備の可能性は具体化されることがあったのかを確認した。

平成 24 年当時の県土整備部の資料「広域幹線道路ネットワークの構築について」によると、国土交通省道路局への提案・要望の 1 つとして、国道 121 号等について、直轄指定区間に編入し、整備推進を図ることとして、異常気象時通行規制の解消に向け、特に技術的難易度が高い日光市三依から藤原区間（約 14Km）における直轄権限代行による整備（直轄指定区間編入に時間を要する場合）を提案している。また、提案・要望の理由には、大規模災害発生時には防災拠点である道の駅や観光拠点である川治温泉等が孤立するおそれがあることから、早急な整備が必要であるとし、長大なトンネルや橋梁等難度の高い技術的課題を含んでいることから国による整備が不可欠としている。

### ④ 事業化の現状

平成 27 年 9 月の関東・東北豪雨により、このおそれは現実化することになった。この被災を受け、前述したように平成 30 年 3 月に国道 121 号日光地区防災検討会が設置され、本格的な防災対策が検討されることになったわけである。被災が現実化・深刻化するまでは、抜本的な対策が取りづらいという一面がある。

平成 24 年に国土交通省道路局への提案・要望を行った後も、落石事故を防ぐための防護柵設置や法面崩落の予防措置を講じてきている。また、大雨の際には、通行規制区間において通行止めを実施する等、災害による人命事故を回避するための対応を行ってき

た。しかし、要望書を提出しても次の段階に踏み込んで行くことが無く、地元説明会の開催や防災検討会を設置するまでに至らなかった。当時においては、直轄権限代行の導入に向けた具体的な手法が確立されておらず、直轄権限代行事業の導入には至らなかった。防災検討会の設置は、平成 27 年の関東・東北豪雨が契機となり直轄権限代行事業の導入に向け国から提案されたことによる。

災害危険個所としての危険性の水準、道路整備の優先順位がどの位置にあるのかについて、自然災害の危険度、道路の安全性、交通渋滞等の様々な要因が関係するため一概に決めることは難しい問題であるが、大規模な自然災害が発生して申請環境が大きく変わった。予算を確保するための大きな誘因が、現実が発生した大規模な被災であることの事業の一例であり、道路整備の中で防災の評価基準、位置付けが明確になっていない問題がある。

事業 No48 道路保全事業（県単）11 月補正—道路保全事業（県単）11 月補正  
所属名 県土整備部 道路保全課 計画保全担当

## 1 事業の概要

(1) 事業の想定する栃木県国土強靱化地域計画におけるリスクシナリオ

該当なし

(2) リスクシナリオを回避するための現状分析・評価（事業の趣旨・目的）

令和元(2019)年 10 月 11 日から 13 日 令和元年東日本台風（台風第 19 号）による災害に対して、道路維持に必要な事業を実施する経費

(3) 事業の内容

令和元(2019)年 10 月 11 日から 13 日 令和元年東日本台風（台風第 19 号）による通行規制や路面堆積土砂・流出物の撤去、道路施設の清掃・補修等の道路維持に必要な事業を実施する経費

(4) 予算額と事業費実績

(単位：千円)

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
予算額	-	-	-	700,000	-
事業費実績	-	-	-	700,000	

(5) 財源

(単位：千円)

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
一般財源	-	-	-	700,000	

(6) 令和元年度の取組と実施状況

令和元(2019)年 10 月 11 日から 13 日 令和元年東日本台風（台風第 19 号）による被害に対して迅速に対応することができ、2 次被害の防止を図るとともに車両の安全を確保し、早期復旧を図ることができた。

(7) 栃木県国土強靱化地域計画における重要業績指標又は各事業の目標値

該当なし

(8) 取組の課題

該当なし

(9) 課題に対する対策

該当なし

## 2 監査の結果

(1) 令和元年東日本台風（台風第 19 号）の道路被災への対応について

ア 結論

令和元年東日本台風（台風第 19 号）による道路の被災に対して、道路の維持、仮復旧が直ちに実施できる体制が作られており、監査において問題となる事項はなかった。

イ 内容

① 予算執行体制

本事業は、令和元年 10 月に発生した令和元年東日本台風（台風第 19 号）による災害のうち、道路維持に必要な事業を実施するものである。総額 7 億円の予算を確保して道路の維持、仮復旧を被災後直ちに実施している。土木事務所別の予算額は、次のとおりである。

(単位：百万円)

土木事務所	宇都宮	鹿沼	日光	真岡	栃木	矢板	大田原	烏山	安足(佐野)	安足(足利)	合計
配分	58	100	87	30	118	47	61	30	130	39	700

各土木事務所は、平成 22 年度より栃木県建設業協会の各支部と管轄区域の道路河川維持管理業務委託契約を結んでいる。また、災害時対応の協定を交わしており、災害時の緊急対応を各支部へ一括して発注する。被災地の道路維持、仮復旧の工事は、各支部に業者の選定を任せており、各支部において被災地ごとに最寄りの工事業者を選定する方法となっている。路面堆積土砂・流出物の撤去や倒木の撤去等応急処置により通行可能となる道路以外に、仮復旧後本格的な復旧工事が必要となる災害箇所がある。その場合は、国庫補助の災害査定等の手続を経て、指名競争入札により工事業者の選定が行われる。

被災による 11 月の補正予算は、7 億円を見積もっているが、わずかに不足額が生じた。



不足額は、通常予算の道路保全事業によって対応できる範囲のものであった。見積もりが短期間に高い精度でできているが、その要因として平成 27 年に発生した関東・東北豪雨の被災経験があり、その際は応急復旧費用として 5 億円が掛かったことからその被災経験が参考になっている。

## ② 復旧状況

令和元年東日本台風（台風第 19 号）による道路の被災状況は、全面通行止めが 168 箇所発生した。被災後 2 日目では通行止めは 23 箇所となり、さらに 2 週間後には 5 箇所へと復旧作業が進んだ。一刻も早い災害復旧が求められる状況において、工事への対応が素早くできる体制ができていることが確認できた。監査時点において、本復旧が完了していない被災箇所は 2 箇所である。いずれも橋梁であるが、橋脚が被害を受けており、1 つは橋梁の架け替えが必要となっている。もう 1 つは、橋脚の 2 つを取り換える本復旧工事である。

路線名	箇所名	橋梁名	通行状況	法定点検結果
県道 199 号	鹿沼市上永野	久保田橋	仮橋復旧	Ⅱ
県道 126 号	佐野市多田町	安蘇川橋	迂回路	Ⅲ

## (2) 橋梁の耐性評価について（意見）

### ア 結論

橋梁の洪水に対する耐性評価は、現在実施されていない。特に橋脚の脆弱性に対する補強対策が今後の課題である。

### イ 内容

#### ① 法定点検

上記 2 つの橋梁について、道路法に基づく道路構造物の長寿命化計画の一環として平成 26 年度から法定点検が義務化されており、健全性を 4 段階に判定する点検が実施されている。法定点検結果は、久保田橋が予防保全段階のⅡ、安蘇川橋が早期措置段階のⅢと判定されている。安蘇川橋は、下部構造の橋脚部分に鉄筋が露出している損傷箇所があるため、早期措置段階と判定されていたが、計画では令和 2 年度において損傷補修工事を予定していた道路構造物である。残念ながら橋脚の補修工事ができないまま、令和元年東日本台風（台風第 19 号）による水害にあっけしき、大規模な橋脚の取り替え工事が必要となった。しかし、担当課では今回の台風による被害は、長寿命化計画による補修工事とは別次元の災害であると認識しており、仮に長寿命化計画による補修工事が終了していたとしても被害は避けられなかった可能性が高いと判断している。

#### ② 今後の課題

橋梁の洪水に対する評価において、大規模水害に対する耐性評価は現在実施されていない。全面通行止めとなった鹿沼市上永野の久保田橋は、法定点検結果はⅡの段階にあったが、橋脚の川底が侵食され橋脚が沈んだことにより橋がくの字に曲ってしまったことから、全面架け替えとなった橋梁の被害である。道路構造物の長寿命化計画による法定点検においては、範囲外となっている洪水による橋梁の耐性評価が求められることと、その弱点に対する対策を講じることが今後の課題として生じていると考える。

## 事業 No49 元年災害復旧事業費（工事費）－元年災害復旧事業費（工事費）

所属名 県土整備部河川課県土防災対策班

### 1 事業の概要

#### (1) 事業の想定する栃木県国土強靱化地域計画におけるリスクシナリオ

- ・ 栃木県国土強靱化地域計画において、事前に備えるべき目標とその妨げになるリスクシナリオが設定されているが、当事業は、「事前」ではなく、「事後」、つまり災害発生後に必要となる応急復旧及び復旧工事を行う事業となる。

#### (2) リスクシナリオを回避するための現状分析・評価（事業の趣旨・目的）

- ・ 同上であり、事前にリスクシナリオを回避するために行う事業ではない。

#### (3) 事業の内容

- ・ 令和元年災害復旧に要する経費

#### (4) 予算額と事業費実績

(単位：千円)

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
予算額	-	-	-	10,431,905	13,181,913
前年からの繰越額	-	-	-	-	8,182,823
事業費実績	-	-	-	2,247,756	
次年度への繰越額	-	-	-	8,182,823	

#### (5) 財源

(単位：千円)

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
国庫	-	-	-	1,499,253	
一般財源	-	-	-	748,503	

(6) 令和元年度の取組と実施状況

・令和元年は、5月豪雨及び令和元年東日本台風（台風第19号）による被災があり、災害査定において決定された費用について、当事業にて執行していくところであるが、大部分が10月の被災であり、その査定完了が令和2年1月だったため、令和元年度中に本復旧まで完了したのは1箇所のみとなる。

・なお、被災後、被害の拡大を防ぐため、もしくは仮道など暫定的な代替施設設置等の応急仮工事については、令和元年度に完了している。その後災害査定を受け、国庫負担の対象となる分については、当事業による執行となる。

(7) 栃木県国土強靱化地域計画における重要業績指標又は各事業の目標値

・該当なし

(8) 取組の課題

・河川工事が大部分のため、出水期中は復旧が進まない。

(9) 課題に対する対策

・出水の影響を受けにくい工種等、可能な範囲の工事を進め、着実に復旧していく。

## 2 監査の結果

(1) 復旧河川工事について（意見）

ア 結論

河川の復旧工事は、効果が限定的であり、抜本的な氾濫対策が必要となっている。

イ 内容

① 国庫負担工事の原則

本事業及び続く No50 の事業は、令和元年東日本台風（台風第19号）の被害に対し、河川に関する応急復旧及び復旧工事を実施するものである。当事業は、国による災害査定を受けて国庫負担の対象となる復旧工事であり、被災年度を含めて3年間にわたって実施される。これには、仮道など暫定的な代替施設設置等の応急工事も含まれている。No50 の事業は、台風被害による応急工事及び復旧工事のうち、国庫負担の対象とならなかった復旧工事である。

国庫負担は、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に基づき、異常な天然現象による災害の中で一定の基準を超える災害の場合に認められる。国庫負担工事は、原形復旧工事を原則としており、効用回復及び災害原因除去工事分が認められる。一方、河川施設の過度の効用増大工事については国庫負担の対象とならないことになる。令和元年11月22日から令和2年1月31日にかけて災害査定を受検した県の管理施設は次のとおりである。

(金額単位：百万円)

工種	河川	砂防施設	道路	橋梁	公園	合計
箇所数(件)	774	56	71	2	1	904
査定決定額	32,457	967	1,732	215	70	35,441

表から明らかなように台風による被害は、河川や砂防施設がその大部分を占めている。被害箇所では 84.1%、査定決定額では 94.3%が河川及び砂防施設の被害である。県の担当課では、災害査定を受検する前に、必要に応じて本省の査定官と事前打合せを行い、災害査定に臨む。その際には必ず被災原因の究明及び解析を行うことが必須となるが、復旧工事においては被災原因の除去工事に該当することが条件となる。

## ② 改良復旧工事

災害復旧は、原形復旧が原則であるが、県独自に効用増大工事を上乘せして実施することは可能である。また、被災箇所の原形復旧のみでは再度災害の防止が十分でないと判断された場合には、災害を受けていない箇所を含む一連区間において脆弱部や狭窄部の改良として川幅を広げることや、堤防の嵩上げを行う等の施設機能の強化を図る改良復旧事業が認められる。令和元年東日本台風（台風第 19 号）による改良復旧工事は、7 河川 8 区間が予定されている。改良復旧工事の対象となれば、洪水の痕跡による解析等により同程度の容量、流量に耐えられる一連区間の工事が可能となる。

河川名	区間	対策工法	着手年度
思川	鹿沼市久野～口栗野	河道掘削、一部区間の引堤等	R1
荒川	那須烏山市向田～藤田	堤防嵩上げ等	R1
永野川	栃木市大平町～皆川城内町	河道掘削、一部区間の堤防嵩上げ等	R1
黒川	壬生町福和田～上稲葉	河道掘削、一部区間の引堤等	R1
秋山川	佐野市植下町～大橋町	河道掘削、一部区間の引堤等	R1
秋山川	佐野市県道大橋～JR 両毛線	河道掘削、一部区間の引堤等	R1
田川	宇都宮市	検討中	R3
巴波川	栃木市	検討中	R3

## ③ 河川整備計画とその限界

河川砂防工事は、事業 No40,41 で見たように国の河川整備基本方針に基づき河川整備計画に沿って進められている。河川整備基本方針は、100 年計画と言われているが、この制度は平成 9 年の河川法改正の際に導入されたものであり、昨今の台風の襲来頻度や線状降水帯が頻繁に発生するような異常気象下では、雨量は当時想定していた規模を大きく超える状況となっている。

河川改修では、これからの極端な豪雨には耐えられないという現実が明らかになって

いる。改良復旧工事の対象となれば、洪水の痕跡による解析等により同程度の雨量、流量に耐えられる一連区間の工事が可能になるとはいえ、それは堤防の決壊等による洪水被害を抑えることができるに過ぎず、同程度の豪雨が生じた場合に越水による水害まで防止することを保証しているものではない。100年に1度の大雨と言われる特異現象、異常気象の豪雨に対して、復旧工事が完了した箇所は同様の豪雨が発生した場合、その流量に耐えられる構造にはなっている。しかし、河川の一連区間の護岸施設が補強されているわけではないため、復旧していない箇所の護岸施設が新たな弱部になる可能性はある。

例えば、護岸工事を行った箇所が、河床洗堀により沈下・陥没している事例や護岸天端からの侵食により護岸裏が空洞化してしまう護岸の被災が発生している。50年から100年程度の使用が可能なものとして設置される洪水対策としての護岸施設が、数十年に一度と言われる洪水により一瞬にして破壊されてしまう。

また、支流の河川整備が進められても本流の合流時点において水量が限界に達して支流の水が本流へと流れ込めずに逆流氾濫するということが問題とされている。いわゆるバックウォーター現象と呼ばれるものである。足利市では、渡良瀬川の支流となる旗川や、旗川の支流である出流川や尾名川が流れているが、今回の台風では出流川の堤防が約80メートルにわたり決壊した。出流川の堤防決壊は、バックウォーター現象そのものが原因ではないがそれに関連するものであり、本流である旗川からの逆流を防ぐために合流点にある水門を閉じたことにより、支流の出流川が氾濫を起こした現象である。

あるいは、上流、中流の河川整備を進める結果、その河川整備は計画上下流河川の流下能力を超えない範囲で実施されることになっているが、現実には計画上の雨量を超える豪雨が生じており、下流部における一級河川の弱部が水害に見舞われ、人口密集地における甚大な被害につながる危険性が高まる状況が生じている。平成27年の関東・東北豪雨の際に常総市における鬼怒川の堤防決壊や令和元年東日本台風（台風第19号）による那珂川の常陸大宮市における堤防決壊や水戸市における氾濫はその一例である。

#### ④ 「流域治水」と「田んぼダム」対策

河川氾濫における復旧工事等の弥縫策的、場当たりの対応では、異常気象によるこれからの豪雨には対応できないと考えられるため、「流域治水」という考え方が導入されつつある。各一級水系において、国・都道府県・市町村等との協議会を設置し、議論を進め、流域に関わる関係者が、主体的に治水に取り組むことを推進する考え方である。令和元年東日本台風（台風第19号）によって宇都宮市内は田川の越水により床上浸水する箇所が出るなど大きな被害にあった。宇都宮市では、「総合治水・雨水対策基本方針」に基づき先行事業を実施しているが、その対策は「流す」、「貯める」、「防ぐ・備える」の3つを柱としている。特に注目すべき点として護岸かさ上げ等の「流す」治水対策だけに集中するのではなく、「貯める」機能を活用する方向に対策を広げていることである。

この中でも、「田んぼダム」は多くの農業者の方々の協力を得、目標の1.6倍の貯留量約33万m<sup>3</sup>を確保することができている。宇都宮市の先行事業は、大変参考になる治水対策である。

宇都宮市の田んぼダムの活用も流域治水の1つであると考えるが、農家の善意で成り立つものではないため、水害時の農作物の補償の問題について協議をしておく等、ソフト面の対応も重要な要素となる。河川工事の事業費が増大する中、効果が限定されてしまうような昨今の豪雨は、治水対策を根本から見直す必要に迫られている。

## 事業 No50 元年県費単独災害復旧事業費（工事費）－元年県費単独災害復旧事業費（工事費）

所属名 県土整備部河川課県土防災対策班

### 1 事業の概要

#### (1) 事業の想定する栃木県国土強靱化地域計画におけるリスクシナリオ

- ・ 栃木県国土強靱化地域計画において、事前に備えるべき目標とその妨げになるリスクシナリオが設定されているが、当事業は、「事前」ではなく、「事後」、つまり災害発生後に必要となる応急復旧及び復旧工事を行う事業となる。

#### (2) リスクシナリオを回避するための現状分析・評価（事業の趣旨・目的）

- ・ 同上であり、事前にリスクシナリオを回避するために行う事業ではない。

#### (3) 事業の内容

- ・ 令和元年災害復旧に要する経費のうち、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の適用除外箇所の復旧に要する経費

#### (4) 予算額と事業費実績

(単位：千円)

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
予算額	-	-	-	2,607,526	-
前年からの繰越額	-	-	-	-	2,053,157
事業費実績	-	-	-	554,369	
次年度への繰越額	-	-	-	2,053,157	

#### (5) 財源

(単位：千円)

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
国庫	-	-	-	-	
一般財源	-	-	-	554,369	

(6) 令和元年度の取組と実施状況

- ・令和元年は、国庫負担法でいう異常な天然現象に因らない災害及び適用除外の災害で被災した箇所の復旧、及び令和元年東日本台風（台風第 19 号）での応急工事において国庫負担の対象外とされた箇所の執行を行った。

(7) 栃木県国土強靱化地域計画における重要業績指標又は各事業の目標値

- ・該当なし

(8) 取組の課題

- ・河川工事が大部分のため、出水期中は復旧が進まない。

(9) 課題に対する対策

- ・出水の影響を受けにくい工種等、可能な範囲の工事を進め、着実に復旧していく。

## 2 監査の結果

### ア 結論

監査の意見としては、事業 No49 と同様である。

### イ 内容

当事業は、令和元年の災害復旧、主に 10 月の令和元年東日本台風（台風第 19 号）による被害に対する復旧工事のうち、国庫負担法の適用除外箇所に関する復旧事業である。当初 2 億円の予算であるが、令和元年東日本台風（台風第 19 号）の被害が甚大であったことにより、応急工事を含めて予算規模が増大した。

被害箇所が多数に及んでいるため復旧工事に追われることになったが、原因究明、被害原因の解析を行い、河川の弱点とその対策をさらに図っていくことが求められる。

## 事業 No51 自然公園等施設整備事業費（災害）

所属名 環境森林部自然環境課自然公園担当

### 1 事業の概要

(1) 事業の想定する栃木県国土強靱化地域計画におけるリスクシナリオ

該当なし

(2) リスクシナリオを回避するための現状分析・評価（事業の趣旨・目的）

台風等の被害や、突発的な不測の事態により被害を受けた県有自然公園等施設を早期に復旧し、適切かつ安全な施設利用の再開につなげる。

(3) 事業の内容

台風等の被害や、突発的な不測の事態により被害を受けた県有自然公園等施設の早急な機能復旧

#### (4) 予算額と事業費実績

(単位：千円)

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
予算額	25,000	25,000	25,000	73,700	25,000
前年からの繰越額	32,630	-	-	5,610	38,276
事業費実績	37,445	2,214	13,644	40,164	
次年度への繰越額	-	-	5,610	38,276	

#### (5) 財源

(単位：千円)

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
一般財源	37,445	2,214	13,644	40,164	

#### (6) 令和元年度の取組と実施状況

台風等により被災した県有自然公園施設 6 箇所（うち平成 30 年度からの繰越 1 箇所）の機能復旧・安全確保が完了し、8 箇所は令和 2 年度へ繰越

#### (7) 栃木県国土強靱化地域計画における重要業績指標又は各事業の目標値

該当なし

#### (8) 取組の課題

令和 2 年度への繰越 8 箇所の早期復旧

#### (9) 課題に対する対策

計画的な工事の執行

## 2 監査の結果

### (1) 県有自然公園等施設の機能復旧事業について

#### ア 結論

監査の中で特に指摘すべき事項はなかった。

#### イ 内容

環境森林部では、県立自然公園 8 つ及び国立自然公園 2 つの管理を所管している。令和元年度は、10 月に令和元年東日本台風（台風第 19 号）による被害が発生したため、当初予算 25,000 千円のほか補正予算として 48,700 千円が追加となった。所管する自然公園内における令和元年東日本台風（台風第 19 号）による被害は、確認できたもので 31 箇所にのぼる。被災状況は、通常の公園管理業務委託契約における変更契約で対応できた軽微なものが多くを占めるが、新規に修繕工事のための発注手続が必要となった被災



箇所が 12 箇所あった。内訳は日光市を中心とする県西環境森林事務所管内が 6 箇所、那須塩原地区の県北環境森林事務所管内が 2 箇所、洪水被害が大きかった県南環境森林事務所管内が 4 箇所となっている。

被災箇所 12 箇所のうち、年度内完成は 4 箇所であり、8 箇所は令和 2 年度へ繰越となった。内訳は、県西環境森林事務所 2 箇所、県北環境森林事務所 2 箇所、県南環境森林事務所 4 箇所である。監査時点において 4 箇所は既に完了しているが、残り 4 箇所は 9 月末完了の予定である。年度繰越となった要因として、台風被災が 10 月であり、その後の復旧工事であったこと、県西、県北環境森林事務所管轄の被災箇所は冬期が雪のために工事ができないこと、河川・道路被害が甚大であり土木工業者が限られているため復旧が間に合わない状況になったことがあげられる。

## 事業 No52 治山事業－治山事業

所属名 環境森林部森林整備課技術調整担当

### 1 事業の概要

(1) 事業の想定する栃木県国土強靱化地域計画におけるリスクシナリオ

・農地・森林等の荒廃による被害の拡大

(2) リスクシナリオを回避するための現状分析・評価（事業の趣旨・目的）

国庫補助事業を活用し、過年度発生した被災林地の復旧工事を実施し、拡大崩壊等による二次災害を防止する。

(3) 事業の内容

被災した林地の早期復旧を図り、山地災害から県民の生命及び財産を保全するために、被災林地において治山施設を設置する。

(4) 予算額と事業費実績

(単位：千円)

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
予算額	431,932	525,989	594,183	401,323	531,685
前年度からの繰越額	142,953	60,412	121,606	217,955	269,994
事業費実績	514,097	462,460	497,701	504,737	
次年度への繰越額	60,412	121,606	217,955	269,994	

## (5) 財源

(単位：千円)

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
治山事業費 補助金	259,359	231,196	250,337	257,434	
一般財源	254,738	231,264	247,364	247,303	

## (6) 令和元年度の実施状況

19箇所の被災した林地の復旧工事を実施し、うち7箇所については令和2年度へと繰越となっている。

## (7) 栃木県国土強靱化地域計画における重要業績指標又は各事業の目標値

被災した林地の早期復旧を目指す。

## (8) 取組の課題

該当なし

## (9) 課題に対する対策

該当なし

## 2 監査の結果

### (1) 被災林地の復旧工事について

#### ア 結論

監査において、特に指摘すべき事項はなかった。

#### イ 内容

事業は、過年度発生した被災林地の復旧工事であるが、事業計画額が溪流工事では15,000千円以上、山腹工事では8,000千円以上の規模であれば国庫補助事業の対象となる。この規模に達しない復旧工事は、事業No53により実施されることになる。

平成27年の関東・東北豪雨の際の復旧工事が平成30年度まで継続して実施されている。また、令和元年度からは令和元年東日本台風（台風第19号）による被災の復旧工事が始まっている。

## 事業 No53 県単治山事業－県単治山事業

所属名 環境森林部森林整備課技術調整担当

### 1 事業の概要

#### (1) 事業の想定する栃木県国土強靱化地域計画におけるリスクシナリオ

- ・農地・森林等の荒廃による被害の拡大

(2) リスクシナリオを回避するための現状分析・評価（事業の趣旨・目的）

国庫補助事業の対象とならない、小規模な被災林地の復旧工事を実施し、拡大崩壊等による二次災害を防止する。

(3) 事業の内容

被災した林地の早期復旧を図り、山地災害から県民の生命及び財産を保全するために、被災林地において治山施設を設置する。

(4) 予算額と事業費実績

(単位：千円)

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
予算額	307,711	171,435	111,431	101,700	125,300
前年度からの繰越額	13,006	85,093	29,174	43,122	16,865
事業費実績	235,431	226,358	96,840	127,946	
次年度への繰越額	85,093	29,174	43,122	16,865	

(5) 財源

(単位：千円)

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
県単治山事業費負担金	9,850	17,311	3,915	-	
一般財源	225,581	209,047	92,925	127,946	

(6) 令和元年度の取組と実施状況

29 箇所の被災した林地の復旧工事を実施し、うち 5 箇所については令和 2 年度へと繰越となっている。

(7) 栃木県国土強靱化地域計画における重要業績指標又は各事業の目標値

被災した林地の早期復旧を目指す。

(8) 取組の課題

該当なし

(9) 課題に対する対策

該当なし

## 2 監査の結果

(1) 他県職員の災害派遣受入について（意見）

ア 結論

他県職員の災害派遣受入に関して、どのような観点から評価を行うのか、また、問題点を汲み上げる仕組みが必要である。

## イ 内容

### ① 早期復旧に向けた取組

当事業は、前年度以前の災害によって発生した被災林地の復旧事業である。このうち、国庫補助事業の対象とならない事業計画額で溪流工事 15,000 千円未満及び山腹工事 8,000 千円未満の規模の復旧工事について県単事業として行うものである。令和元年東日本台風（台風第 19 号）による復旧工事は、補正予算として 403,700 千円を「元年発生県単治山災害復旧事業費」として別途事業化しており当事業とは別扱いとなっている。また、当事業で扱う小規模な被災林地の復旧工事は、令和 4 年度までの事業としている。

ところで、甚大な災害が発生した場合、その応急工事から本復旧工事へ至る現場の事務作業は膨大になる。災害復旧を迅速に実施するために、次年度への繰越工事を極力減らす対策が求められるが、当事業に関してその対応を確認した。

繰越工事を減らす対策として、部内において採用している取組は次のようなものである。

a 人員の問題・・・他県との連携、OB 職員の活用

b 工事発注時期の工夫・・・債務負担行為の準備

c 作業段取りの効率化・・・計画調査の前倒し

a の人員の問題について、令和元年東日本台風（台風第 19 号）の際は、和歌山県、徳島県から災害派遣として職員 2 名を受け入れている。また、部内応援や出先事務所内の職務応援体制を敷いている。

b の工事発注時期の工夫については、県単事業の場合、標準工期は 3 か月半から 4 か月であるが、冬期山間地では積雪により春先まで工事ができない状況になる。それまで、事務執行が行えないとなると工期がさらに遅れる懸念があるため、公共工事に余裕期間制度と呼ばれる発注方法を取り入れ、受注者に契約後 60 日以内の余裕期間を設け、その期間内に工事を着工すれば問題ないとする方法を採用している。

また、環境森林部では新年度に工事が切れ目なく開始できるように、契約等で発生する債務の負担を設定する行為である債務負担行為の枠を令和元年度から 30,000 千円確保し、年度内発注を可能な限り図って工期の平準化を実施している。

c の作業段取りの効率化であるが、復旧工事の県単事業の一部として No36 や No52 の国庫補助事業の資料作成の準備として、それらの計画調査を当該事業の中に組み込んでいる。計画調査の内容は、概略測量、図化、施設計画等のための外部委託や県職員による積算、事業費算出や国への提出資料の作成、用地交渉等であるが、これらの作業が事業前年の準備として行われる。令和 2 年度の予算においても、令和元年東日本台風（台風第 19 号）に伴う災害復旧工事の計画調査のために予算を前年度より多く確保している。

② 人員の問題について

森林整備課あるいはより大きな単位の環境森林部における人員の遣り繰りによる効果を確認した資料（例えば、残業時間の個人単位及び課別集計、年度内契約発注数、部内における災害対応への人的課題等）の提供を求めた。また、他県からの災害派遣受入や部内応援や出先事務所内の職務応援体制によって、どの程度年度内発注や残業時間の縮小、業務の平準化ができたのか、その結果を評価した資料の提供を求めた。

提出を受けた資料は、他県からの災害派遣受入に関する次の報告書である。

受入職員・期間	受入先	業務内容（実績）	時間外勤務
和歌山県 技師 R2年 1/1～R2年 3/31	県西環境森林事務所 森づくり第二課	調査測量 4箇所	1月 42h
		災害復旧工事の設計・積算・	2月 36h 15m
		工事監督 3箇所	3月 36h 45m
		用地事務 3箇所	計 115h
		治山台帳の整備 3件	
徳島県 係長 R2年 1/1～R2年 3/31	県南環境森林事務所 森づくり課	調査測量 3箇所	1月 9h
		災害復旧工事の設計・積算	2月 17h
		3箇所	3月 11h 30m
		測量設計業務委託 1箇所	計 37h 30m
		用地事務 4箇所	

令和元年10月の令和元年東日本台風（台風第19号）の際、他県からの派遣受入れは被災後3か月近く過ぎた年明けからとなっている。災害復旧事業の手續の中で国庫補助事業事務は申請から国による災害査定まで被災後2か月以内を原則としている。災害発生後の派遣受入れの時期として、被災直後からの早急な対応が求められるのではないかと考える。課内における残業時間の最高値がどの時点において出ているか、あるいはどの業務において人員が不足しているかなど、業務内容と残業時間の分析を進めて、「必要な時に必要な人を」が満たされるよう救援体制の適正度を上げる試みが求められる。また、災害規模が大きければ、救援体制も拡大しなければならなくなるが、他県との災害派遣提携関係を多様化する必要性がある。

今回の台風被害による他県からの災害派遣受入れにより、経験を踏まえた上で問題点や課題が浮かび上がっていると考えられる。それらをまずは課内、部内で整理して、全庁的な検討の上、次の災害に活かしていく必要がある。また、人員体制の問題を汲み上げるような仕組みを庁内で作っていくことが求められる。

事業 No54 災害関連緊急治山事業－災害関連緊急治山事業

所属名 環境森林部森林整備課技術調整担当

## 1 事業の概要

### (1) 事業の想定する栃木県国土強靱化地域計画におけるリスクシナリオ

- ・農地・森林等の荒廃による被害の拡大

### (2) リスクシナリオを回避するための現状分析・評価（事業の趣旨・目的）

当該年度に発生した山地災害箇所において復旧工事を実施し、拡大崩壊等による二次災害を防止する。

### (3) 事業の内容

被災した林地の早期復旧を図り、山地災害から県民の生命及び財産を保全するために、被災林地において治山施設を設置する。

### (4) 予算額と事業費実績

（単位：千円）

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
予算額	60,000	0	60,000	60,000	60,000
前年度からの繰越額	-	-	-	-	-
事業費実績	-	-	-	-	
次年度への繰越額	-	-	-	-	

### (5) 財源

（単位：千円）

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
災害関連緊急治山事業費補助金	-	-	-	-	
一般財源	-	-	-	-	

### (6) 令和元年度の取組と実施状況

該当なし

### (7) 栃木県国土強靱化地域計画における重要業績指標又は各事業の目標値

被災した林地の早期復旧を目指す。

### (8) 取組の課題

該当なし

### (9) 課題に対する対策

該当なし

## 2 監査の結果

### (1) 当該年度の山地災害復旧事業について

#### ア 結論

監査において、特に指摘すべき事項はなかった。

#### イ 内容

国の災害関連予算の要件を満たす当該年度に発生した山地災害について、被災林地において治山施設を設置する事業を実施する。

平成 28 年度から平成 30 年度までは、国の採択要件に合致する災害が無かったために、実績がない。令和元年度は、国の補助事業となる一定規模以上の災害が 4 件発生したため、予算額を超える被災であり、補正予算 146,000 千円を組んで別事業として実施している。

## 第8章 リスクコミュニケーション

### 事業 No55 危機管理費－避難対策等強化事業費

所属名 県民生活部危機管理課総務企画担当

#### 1 事業の概要

##### (1) 事業の想定する栃木県国土強靱化地域計画におけるリスクシナリオ

情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

##### (2) リスクシナリオを回避するための現状分析・評価（事業の趣旨・目的）

県民に対し、令和元年度より運用が開始された「5 段階の警戒レベル」の周知を行い、逃げ遅れを防止する。

##### (3) 事業の内容

リーフレットを作成し、自治会等を通じて県内各家庭に配布した。

##### (4) 予算額と事業費実績

(単位：千円)

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
予算額	—	—	—	4,406	4,000
事業費実績	—	—	—	2,700	

##### (5) 財源

(単位：千円)

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
一般財源	—	—	—	2,700	

(6) 令和元年度の取組と実施状況

リーフレット仕様：A4 両面刷 コート紙

作成部数：65 万部

配布時期：令和元年 7 月

(7) 栃木県国土強靱化地域計画における重要業績指標又は各事業の目標値

該当なし

(8) 取組の課題

今後とも、県民の「自分の命は自分で守る」という意識を醸成するために普及啓発活動を実施していく必要がある。

(9) 課題に対する対策

令和 2 年度においても、5 段階の警戒レベルや自宅の災害リスクを確認するためのフローなどを掲載したリーフレットを作成し、自治会を通じて県内各家庭に配布した。

## 2 監査の結果

(1) 栃木県国土強靱化地域計画における重要業績指標との関連付けについて（意見）

ア 結論

県は、栃木県国土強靱化地域計画で掲げた重要業績指標の目標値を達成する手段の一つとして、本事業で作成したリーフレットの活用を検討する必要がある。

イ 内容

県では、栃木県国土強靱化地域計画において、重要業績指標の 1 つに防災訓練の参加率を掲げ、目標値（令和 2 年度で 50.0%）を定めている。この点、本事業の目標値として防災訓練の参加率を採用すべきではないかと質問したところ、本事業は地域防災計画で掲げられている避難に関する知識の周知徹底を図るための事業であり、その内容としては、新設された水害時の警戒レベルの周知を図り、県民に水害発生時の避難行動の重要性を認識してもらうためのものとの回答であった。また、直接的に防災訓練の参加率を目標値として設定した事業の有無を県に問い合わせたところ、直接的な事業ではなく、普及啓発事業全体で県民の防災意識向上に取り組んでいるとの回答を得た。

しかし、配布されたリーフレットの需要は高く、令和 2 年度においては増版もなされている。災害発生時における安全で確実な避難行動のために、その事前準備としての防災訓練への参加をより多くの県民に促すため、リーフレットの活用を検討する必要がある。

### 事業 No56 危機管理費

所属名 県民生活部危機管理課災害対策担当



## 1 事業の概要

### (1) 事業の想定する栃木県国土強靱化地域計画におけるリスクシナリオ

該当なし

### (2) リスクシナリオを回避するための現状分析・評価（事業の趣旨・目的）

市町がためらい無く避難勧告等を発表できるようにするために、避難に関する情報等の知識を習得することを目的とする。

### (3) 事業の内容

市町が発表することになる避難勧告等について、対象範囲や発表のタイミング、住民への広報・周知の方法を座学及びワーキンググループによって学ぶ。

### (4) 予算額と事業費実績

(単位：千円)

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
予算額	—	—	—	659	671
事業費実績	—	—	—	659	

### (5) 財源

(単位：千円)

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
一般財源	—	—	—	659	

### (6) 令和元年度の取組と実施状況

実施日時：6月27日（木）10:00～16:30

出席者：市町職員約30名出席

### (7) 栃木県国土強靱化地域計画における重要業績指標又は各事業の目標値

該当なし

### (8) 取組の課題

市町がためらい無く避難勧告等を発表できるようにするために、各市町で定量的・定性的な基準を設定する必要がある、今後も継続して市町の知識等の定着を図っていく必要がある。

### (9) 課題に対する対策

継続して研修を実施する（令和2年7月17日実施予定）

## 2 監査の結果

### ア 結論

県担当者への質問、関連資料の閲覧等の手続を実施した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

## イ 内容

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨においては、10 日午前 0 時 20 分に栃木県全域に大雨特別警報が発表されたが、県内の主な市町での避難指示は下記のとおりであった。

市町	日付	時刻
栃木市	9/9	午後 5:30
鹿沼市	9/9	午後 8:00
宇都宮市	9/9	午後 7:30
佐野市	9/10	午前 4:20

しかし、避難指示の発出時刻が夕方以降になると、周囲が暗くなり避難に支障をきたすおそれがある。そのため、本事業による避難対策推進研修会では、雨量や河川の情報を待つだけでなく、安全な避難行動が可能となるように、なるべく日中に避難指示を発出するように意識づけをしたとの県担当者の説明であった。

避難対策推進研修会後に上陸した令和元年東日本台風（台風第 19 号）は、当初は 10 月 12 日の夜中に大雨特別警報が発出される見込みであったが、上記の市町における避難指示は下記のように日中のうちに発出されている。

市町	日付	時刻
栃木市	10/12	午後 2:21
鹿沼市	10/12	午後 3:01
宇都宮市	10/12	午後 1:33
佐野市	10/12	午前 11:00

また、研修会では参加者にアンケートを取って次回以降のテーマ選定に役立てたり、講師を招いての座学だけでなく、昨今の大規模災害の発生頻度を考慮して最新事例や他県事例を研究しているとのことであった。

## 事業 No57 女性活躍応援事業－女性活躍応援連携事業(1)

所属名 県民生活部人権・青少年男女参画課男女共同参画担当

### 1 事業の概要

(1) 事業の想定する栃木県国土強靱化地域計画におけるリスクシナリオ  
該当なし

(2) リスクシナリオを回避するための現状分析・評価（事業の趣旨・目的）

男女共同参画の視点に立った防災の推進や避難所運営に必要な知識等を学ぶ機会の提供

(3) 事業の内容

パーティ防災フォーラム

2019年8月8日 於：パーティとちぎ男女共同参画センター

【午前】 講義とグループワーク

「防災になぜ男女共同参画の視点が不可欠なのか」

県内支援活動事例発表

【午後】 実践！「みんなにやさしい避難所運営」

避難所レイアウト訓練、トイレ・衛生対策訓練等

(4) 予算額と事業費実績

(単位：千円)

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
予算額	668	860	864
事業費実績	676	513	

(5) 財源

(単位：千円)

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
地域女性活躍交付金	338	—	
輝くとちぎの人づくり基金	338	513	

(6) 令和元年度の取組と実施状況

定員40名に対し応募者数52名、受講決定者数46名、受講者数38名

(7) 栃木県国土強靱化地域計画における重要業績指標又は各事業の目標値

該当なし

(8) 取組の課題

多くの県民に対して啓発したいところではあるが、避難所訓練の実践がプログラムにあるため、定員が40名に限定されてしまうという課題がある。

また、平成30年度は県外講師による訓練を行っていたが、令和元年度には県内講師による訓練に変更を行った。県内講師の育成の機会を増やすという視点も今後の事業運営を考える上で重要と考える。

(9) 課題に対する対策

(公財)とちぎ男女共同参画財団が出張セミナーにおいて、県内各地で本講座の規模を縮小した避難所体験を実施することで、より多くの県民に対して男女共同参画の視点からの啓発機会を確保するよう努めていく。

併せて、県内講師の育成の場としての本事業の活用及び他事業との連携強化を検討していきたい。

## 2 監査の結果

### (1) フォーラムの開催回数について（意見）

#### ア 結論

県は、フォーラムの事業規模の拡大を検討する必要がある。

#### イ 内容

本事業は（公財）とちぎ男女共同参画財団に委託して、東日本大震災における避難所運営で女性への配慮が欠けていた点を教訓に、今後の災害発生時の避難所運営に役立つように、参加者に避難所のレイアウト訓練やトイレ・衛生対策訓練等を体験してもらう事業である。

災害発生時の避難所の開設や運営の主体は行政だけではないため、男女共同参画の意識を県民に広く周知する必要がある。しかし、本事業は予算の都合上 1 回のみで開催となっており、更に、令和元年度ではより多くのフォーラム参加者が実体験できるように平成 30 年度より定員数を 40 名に減らしている。その結果、令和元年度のフォーラム参加者は 9 市 38 名となっている。

県民に広く避難所での男女共同参画の意識を持ってもらうためには、県内各地で同様のフォーラムを実施する必要がある。そのため、県は県内各地で複数回実施できるように事業規模の拡大を検討する必要がある。

## 事業 No58 国際化推進事業費－外国人材活用強化・多文化共生事業費（多言語避難カード作成・配布業務）

所属名 産業労働観光部国際課国際戦略推進担当

### 1 事業の概要

#### (1) 事業の想定する栃木県国土強靱化地域計画におけるリスクシナリオ

情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

#### (2) リスクシナリオを回避するための現状分析・評価（事業の趣旨・目的）

言語の違い等により、日本語による防災情報の理解が困難な外国人の安全を確保するため、防災に関する情報の多言語化や、災害時外国人サポーター及び災害時外国人キーパーソンの確保など、市町と連携しながら支援体制を整備する必要がある。

#### (3) 事業の内容

ア 多言語避難カードの作成・配布

イ 市町等職員に対する研修の実施

#### (4) 予算額と事業費実績

(単位：千円)

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
予算額	—	—	—	40,240	—
前年からの繰越額	—	—	—	—	—
事業費実績	—	—	—	37,240	
次年度への繰越額	—	—	—	—	

#### (5) 財源

(単位：千円)

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
地方創生推進交付金	—	—	—	9,433	—
外国人受入環境整備交付金	—	—	—	8,433	—
国際見本市等出展負担金	—	—	—	1,000	—
一般財源	—	—	—	18,374	—

#### (6) 令和元年度の取組と実施状況

##### ア 多言語避難カードの作成・配布

##### (7) 成果品

- ・両面カラー印刷A4版8つ折りA7版仕上げ
- ・日本語及び外国語※併記 24,000 部

※外国語（英語、中国語、ベトナム語、フィリピン語、ポルトガル語、スペイン語、韓国語、ネパール語、タイ語）＋日本語

##### (1) 配布箇所数

285 箇所（配布先 各市町、市町国際交流協会、大学、監理団体 等）

##### イ 市町等職員に対する研修の実施

##### (7) 実施日

令和 2 (2020) 年 2 月 5 日 (水)

##### (1) 内容

参加者に対するカードの使い方の周知等

#### (7) 栃木県国土強靱化地域計画における重要業績指標又は各事業の目標値

外国語で情報提供を行う市町数 25 市町 (R2)

## (8) 取組の課題

カード掲載情報は平時から知っておいて欲しい情報が掲載されているため、災害時に限らず、積極的な周知が必要である。

## (9) 課題に対する対策

各種会議等において、より一層のカードの周知を図る。

## 2 監査の結果

### (1) 災害発生時の情報伝達手段について（意見）

#### ア 結論

在住外国人への災害情報の伝達手段について検討する必要がある。

#### イ 内容

本事業は、(公財) 栃木県国際交流協会に委託し、在住外国人に役立つよう災害時の初期対応や避難時の注意点についてまとめた多言語避難カードを作成して市町等の窓口に配布する事業である。

災害発生時において避難の必要性を自身で判断するためにはリアルタイムでの情報収集が必要となるが、そのような状況下における在住外国人の情報収集の方法は、携帯メールや、災害時外国人キーパーソンによる個人的なアカウントでの SNS 発信を在住外国人がフォローするといった個人的な関係に依拠している。そのため、携帯メールを登録していない在住外国人や、災害時外国人キーパーソンをフォローできていない在住外国人は適時に情報収集できない可能性がある。

県は、在住外国人が適時に情報収集して避難行動をできるように、在住外国人と接する機会の多い市町等との連携を強化するとともに、在住外国人が簡単にアクセスできる SNS の県公式アカウントなどの伝達手段の整備を検討する必要がある。

## 事業 No59 災害救助積立金

所属名 県民生活部危機管理課災害対策担当

当事業は、第 3 章保健医療・福祉の事業 No13 と同じ事業であるため、監査の結果は第 3 章の施策分野に記載している。

## 事業 No60 県民運動推進費－災害時のボランティア活動支援体制強化に要する経費

所属名 県民生活部県民文化課県民協働推進室

## 1 事業の概要

### (1) 事業の想定する栃木県国土強靱化地域計画におけるリスクシナリオ

道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

### (2) リスクシナリオを回避するための現状分析・評価（事業の趣旨・目的）

○栃木県国土強靱化地域計画における評価結果

#### 【災害ボランティアの活動体制の強化】

災害ボランティアの活動を支援するため、ボランティア活動の主体となる社会福祉協議会・NPO等との情報共有やボランティアの資質向上のための各種研修、訓練等を実施する必要がある。

○災害時ボランティア活動支援体制強化事業（令和元年度）の目的

災害時におけるボランティア活動が迅速かつ効果的な活動につながるよう、NPO等や社協、行政との連携を強化し、それぞれの役割や機能、強みを活かした実効性あるボランティア活動の支援体制を構築する。

### (3) 事業の内容

#### ①災害時ボランティア活動支援体制づくり検討会の開催

ネットワーク構築に向けた具体的検討（災害時・平時のネットワークのあり方）

#### ②NPO 向け災害対応セミナーの開催

NPO 間のネットワーク構築及び支援活動の裾野拡大

#### ③県民向け災害ボランティアセミナーの開催

県民の災害ボランティアの活動促進等の普及啓発

### (4) 予算額と事業費実績

(単位：千円)

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
予算額	—	—	—	521	398
事業費実績	—	—	—	141	

### (5) 財源

(単位：千円)

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
一般財源	—	—	—	141	

### (6) 令和元年度の取組と実施状況

#### ①災害時ボランティア活動支援体制づくり検討会の開催

検討会を 5 回開催し、支援体制の在り方の検討、関係機関の活動や役割の共有、意見交換を行い、3 月に「栃木県災害ボランティア活動支援方針」を策定した。

この方針は、検討会での協議結果や令和元年東日本台風（台風第 19 号）での経験も踏まえ、県内での災害ボランティア活動が最大限の効果を発揮できるよう、県・県社協・NPO 等が相互に認識を共有し、平常時及び災害時に連携・協働して取り組む事項を示したもの。

方針に沿って、同月に「栃木県災害ボランティア活動連絡会議」を設置した。

また、10 月に猛威を振るった令和元年東日本台風（台風第 19 号）では、発災後、広く災害ボランティア活動支援関係者を集めた情報共有会議を 6 回開催し、被害状況や参加団体の活動状況等の情報共有、意見交換を行った。

#### ②NPO 向け災害対応セミナーの開催

NPO による被災者支援活動の裾野拡大や、NPO 同士の関係づくりを進めるため、被災者支援に関心のある NPO 等を対象に、活動経験のある団体や関係者による事例発表や NPO 同士の情報共有、意見交換等を内容とするセミナーを開催すべく企画し、開催案内を出したが、令和元年東日本台風（台風第 19 号）の発災により開催を中止した。

#### ③県民向け災害ボランティアセミナーの開催

県民の防災意識の向上や災害ボランティアに参加したことがない人が災害ボランティアに参加するきっかけづくり、平時からの連携した取組や災害時の円滑な支援を実施できる体制づくりを推進するため、県民向けの災害ボランティアセミナーを 1 月に開催した。

### (7) 栃木県国土強靱化地域計画における重要業績指標又は各事業の目標値

重要業績指標、目標値ともに設定はないが、3 月に策定した栃木県災害時ボランティア活動支援方針の下、平常時の取組を進めていく。

### (8) 取組の課題

- ①災害ボランティア活動が迅速かつ効果的な活動につながるよう、平常時から社協、NPO 等の関係機関との連携強化を図る必要がある。
- ②NPO 同士の関係づくりや NPO による被災者支援の裾野拡大を図る必要がある。
- ③県民に対し、防災意識の向上と災害ボランティア活動の普及促進を図る必要がある。

### (9) 課題に対する対策

令和 2 年度の事業概要

#### ①栃木県災害ボランティア活動連絡会議の開催

平常時の連絡会議の開催（4 回）

災害時の連絡会議、情報共有会議の開催

#### ②NPO 向け災害対応セミナーの開催

セミナーの開催（2 回）

#### ③県民向け災害ボランティアセミナーの開催

セミナーの開催（1 回）



## 2 監査の結果

### ア 結論

県担当者への質問、関連資料の閲覧等の手続を実施した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

### イ 内容

特に補足すべき事項はない。

事業 No61 被災高齢者・障害者把握事業－被災高齢者・障害者把握事業  
所属名 保健福祉部障害福祉課企画推進担当

### 1 事業の概要

#### (1) 事業の想定する栃木県国土強靱化地域計画におけるリスクシナリオ

該当なし

#### (2) リスクシナリオを回避ための現状分析・評価（事業の趣旨・目的）

被災生活により状態悪化が懸念される障害者等が、孤立せず、必要に応じ適切な支援が受けられることを目的とする。

#### (3) 事業の内容

障害者職能団体との連携による戸別訪問により、早期の現状把握や必要に応じた支援機関へのつなぎ等を一定期間集中的に実施する。

#### (4) 予算額と事業費実績

(単位：千円)

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
予算額	—	—	—	2,874	
事業費実績	—	—	—	0	

#### (5) 財源

(単位：千円)

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
国庫	—	—	—	0	
一般財源	—	—	—	0	

#### (6) 令和元年度の取組と実施状況

当初実施予定であった市町において、本事業実施前に福祉サービス事業者による把握や市町保健師等による全戸訪問の健康調査の中でおおむね障害者の状況を把握することができたことから、本事業の実施は見送られた。

(7) 栃木県国土強靱化地域計画における重要業績指標又は各事業の目標値

該当なし

(8) 取組の課題

未実施のため、特になし

(9) 課題に対する対策

未実施のため、特になし

## 2 監査の結果

(1) 市町担当者との経験の共有について（意見）

ア 結論

県は、今後の災害発生時における障害者支援に役立たせるため、被災市町の取組状況の共有等により、市町に支援対策策定への働きかけや対策に対する助言を行うことが必要である。

イ 内容

本事業は令和元年東日本台風（台風第 19 号）による災害発生後に国から示された補助事業であり、被災生活により状態の悪化が懸念される障害者に対して、個別訪問等による早期の状態把握、必要な支援の提供へのつなぎ等を被災後おおむね 3 ヶ月以内に集中的に実施し、支援の届かない被災障害者をつくらないことを目的とする取組である。県では、被災市町の負担を軽減するとともに、専門人員を全県で確保するため、本事業をとちぎ障がい者相談支援専門員協会に委託して実施する予定であった。しかし、実施予定であった被災市町では、本事業を実施することなく被災予想地区在住の障害者の状況把握が既になされており、それは福祉サービス事業者や市町の保健師等による全戸訪問等が行われたためであった。

国では、災害救助法が適用される地震、台風及び豪雨等の自然災害に備えて、令和 2 年度以降、当該事業が恒久化されている。

## 事業 No62 賦課徴収費（県税徴収費）－その他

所属名 経営管理部税務課課税・収税担当

### 1 事業の概要

(1) 事業の想定する栃木県国土強靱化地域計画におけるリスクシナリオ

該当なし

(2) リスクシナリオを回避するための現状分析・評価（事業の趣旨・目的）

一般の方の「被災地を支援したい」という寄附需要に応えることを目的として、栃木県におけるふるさと納税のスキームである「ふるさと“とちぎ”応援寄附金」による寄附を募

集した。

### (3) 事業の内容

ふるさと納税とは、総務大臣の指定を受けた地方団体に寄附を行った個人について、寄附金額のうち 2 千円を超える部分が、所得に応じた一定限度額まで所得税及び住民税から軽減される制度である。(所得税の控除については税務署、住民税の控除については市町村が管轄する。)

栃木県では「ふるさと“とちぎ”応援寄附金」として、通常、寄附金の使途を限定した 8 つの基金と、使途を限定しない「知事におまかせ」の計 9 つを寄附メニューとして示して寄附金の受入れを行っている。

令和元年東日本台風(台風第 19 号)に係る災害支援のための寄附受入については、「知事におまかせ」の一部として令和元年 10 月 15 日～令和 2 年 3 月 31 日に受入れを実施した。

なお、通常は栃木県外在住の方からの 1 万円以上の寄附に対し、とちぎの特産品を返礼品として送付しているが、災害支援のための寄附については送付しないこととした。

### (4) 予算額と事業費実績

(単位：千円)

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
予算額	222	741	1,177	1,343	1,312
事業費実績	202	293	358	751	

※事業費は「ふるさと“とちぎ”応援寄附金」全体の実施に係るものであり、災害支援寄附金に係る費用は、令和元年度事業費実績のうち手数料 173 千円の一部のみ

### (5) 財源

(単位：千円)

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
一般財源	202	293	358	751	

### (6) 令和元年度の取組と実施状況

栃木県として令和元年東日本台風(台風第 19 号)に係る災害支援のための寄附金を受入開始するより前に、通常の「ふるさと“とちぎ”応援寄附金」の申込チャネルから“台風支援のために遣ってほしい”というコメントを付した寄附が数件寄せられていたことから、災害支援のための寄附需要に応えることを目的として寄附受入を開始した。

申込及び決済については、通常の「ふるさと“とちぎ”応援寄附金」で利用している民間のふるさと納税ポータルサイトである「ふるさとチョイス」を活用し、クレジットカード決済を可能とした。「ふるさとチョイス」では、災害支援のための特設ページを開設して寄附受付を行った。【寄附受入実績 466 件 8,298,819 円】

受け入れた寄附金については、事業 No63「令和元年台風第 19 号栃木県災害義援金」と併せて、県内の被災者に配分した。

(7) 栃木県国土強靱化地域計画における重要業績指標又は各事業の目標値

該当なし

(8) 取組の課題

特になし

(9) 課題に対する対策

特になし

## 2 監査の結果

(1) 地域防災計画（又は国土強靱化計画）への寄附金受入のメニュー化について（意見）

ア 結論

県は、寄附金受入に関する事項を地域防災計画に盛り込むことが望ましい。

イ 内容

県が策定した地域防災計画では、総論の第 2 節第 1 の 2「自助、互助・共助と公助による支え合い」において、「各主体が互いに連携し、被災者・避難者の支援や被災地の復旧・復興に向けた取組を行っていく」と記されている。また、水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編の第 3 章第 22 節においては義援金のみが記載されている。

また、県の説明によれば、災害支援に用途を特化したふるさと納税による寄附金受入は、災害の状況に応じて、メニューに追加されるとのことであった。

寄附金の受入れによる災害支援は互助・共助による支え合いと考えられるとともに、災害復興の財源としても重要と考えられるため、寄附金受入に関する事項を地域防災計画に盛り込むことを検討する必要がある。

(2) 収納事務の委託について（意見）

ア 結論

県は、ふるさと納税の収納事務等について外部委託を検討する必要がある。

イ 内容

ふるさと“とちぎ”応援寄附金による受入については、ポータルサイト運営事業者から寄附者の情報、収納代行業者より収納状況の報告を受けている。寄附金受領の事務では、寄附者の住所や氏名、寄附金額、収納日などの情報管理と寄附金受領書の発行が必要となるが、現在は県職員が事業者から送られてくる情報を寄附者ごとの財務会計システムへの入力、収納状況の確認、寄附金受領書の発行が手作業で行われている。

昨今の大規模災害の発生頻度を考慮すると、今後は上記のような事務を県の直営のみで実施する場合には業務に支障が生じるおそれもある。栃木県は、民間のノウハウを活用しての事務の効率化や経費削減のために、事業の民間委託を検討する必要がある。

(3) 利用ポータルサイトの拡大について（意見）

ア 結論

県は、ふるさと納税で利用しているポータルサイトについて、その数を増やすことを検討する必要がある。

イ 内容

県の説明によると、現在ふるさと納税で利用しているポータルサイトは1つだけのことであった。

しかし、義援金とは異なり多様な用途に使用できるふるさと納税は、災害復興のための重要な財源であると考えられる。ポータルサイトごとに掲載料や手数料は異なるため費用対効果を考慮する必要はあるが、寄附金を広く募るために利用するポータルサイト数を増やすことを検討する余地はあると考える。

事業 No63 令和元年台風第19号栃木県災害義援金

所属名 県民生活部消防防災課消防救急担当

1 事業の概要

(1) 事業の想定する栃木県国土強靱化地域計画におけるリスクシナリオ

該当なし

(2) リスクシナリオを回避するための現状分析・評価（事業の趣旨・目的）

栃木県地域防災計画に基づき、令和元年東日本台風（台風第19号）における被災者の生活を支援するため、義援金の募集及び配分を実施したものの。

(3) 事業の内容

県が開設した銀行口座への振込による募集を実施し、他制度や他義援金募集機関より引き継がれた義援金を含め、被害程度に応じて市町へ配分する。

(4) 事業費実績

予算措置なし

(5) 財源

予算措置なし

(6) 令和元年度の実績と実施状況

令和元年 10/15 災害義援金募集開始

11/21 配分委員会設置

12/17 第1回配分委員会（配分日 12/18、金額 585,869,724 円）

令和2年 3/24 第2回配分委員会（配分日 3/31・4/16、金額 1,268,249,693 円）

3/31 募集終了

<参考> 6/23 第3回配分委員会（配分日 7/10、金額 177,426,298 円）

県募集総額（口座・募金箱） 613,487,532 円

被災者向け配分総額 2,031,545,715 円

(7) 栃木県国土強靱化地域計画における重要業績指標又は各事業の目標値

該当なし

(8) 取組の課題

該当なし

(9) 課題に対する対策

該当なし

## 2 監査の結果

### ア 結論

県担当者への質問、関連資料の閲覧等の手続を実施した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

### イ 内容

配分原資は下記のとおりであった。

内訳	金額（単位：円）
県受付分	613,487,532
日本赤十字社（本部及び栃木県支部）	1,256,727,661
共同募金会（中央及び栃木県）	153,031,703
ふるさと納税	8,298,819

市町への配分額の決定は配分委員会で決定されており、配分額は下記の被害種別配分割合に県全体の被害件数を乗じた総ポイントを算出し、総ポイントに対する各市町のポイント割合で算出されていた。

被害種別		ポイント
人的被害	死亡・行方不明	10
	重傷	3
	中等症以下	1
住家被害	全壊	10
	大規模半壊	7
	半壊	5
	一部損壊（準半壊）	3
	一部損壊（10%未満）	—

最終的な被害種別配分額（1件あたり）は下記のとおりであった。

(単位：円)

人的被害			住家被害			
死亡	重傷	中等症以下	全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊(準半壊)
660,270	198,080	66,020	660,270	462,190	330,130	198,080

## 事業 No64,69 被災者生活再建支援基金拠出金

所属名 県民生活部危機管理課総務企画担当

### 1 事業の概要

(1) 事業の想定する栃木県国土強靱化地域計画におけるリスクシナリオ

該当なし

(2) リスクシナリオを回避するための現状分析・評価（事業の趣旨・目的）

自然災害により住家に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給する。

(3) 事業の内容

全国知事会の申し合わせに基づき、被災者生活再建支援基金へ拠出を行った。

(4) 予算額と事業費実績

(単位：千円)

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
予算額	—	—	—	627,083	
事業費実績	—	—	—	627,083	

(5) 財源

(単位：千円)

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
県債（被災者生活再建支援基金拠出金）	—	—	—	627,000	
一般財源	—	—	—	83	

(6) 令和元年度の実施状況

全国知事会の申し合わせに基づき、拠出を行った。

拠出額は全国で 400 億円である。

(7) 栃木県国土強靱化地域計画における重要業績指標又は各事業の目標値

該当なし

(8) 取組の課題

該当なし

(9) 課題に対する対策

該当なし

## 2 監査の結果

### ア 結論

県担当者への質問、関連資料の閲覧等の手続を実施した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

### イ 内容

支援金の支給基準額は下記のとおりである。

	基礎支援金	加算支援金		計
	(住宅の被害程度)	(住宅の再建方法)		
①全壊	100 万円	建設・購入	200 万円	300 万円
②解体		補修	100 万円	200 万円
③長期避難		賃借（公営住宅を除く）	50 万円	150 万円
④大規模半壊	50 万円	建設・購入	200 万円	250 万円
		補修	100 万円	150 万円
		賃借（公営住宅を除く）	50 万円	100 万円

(※世帯人数が一人の場合は、各該当欄の金額の 3/4 の額)

栃木県内への支給額は下記のとおりであった。

支援金別	支給区分	件数	金額（千円）
基礎支援金	全壊	68	63,500
	大規模半壊	252	119,375
	解体	214	186,375
	長期避難	6	4,500
	合計	540	373,750
加算支援金	建設・購入	75	146,000
	補修	202	193,250
	賃貸住宅	71	32,750
	合計	348	372,000
支給総額			745,750



事業 No65 事業名 私立学校被災児童生徒授業料等減免事業－私立学校被災児童生徒授業料等減免事業

所属名 経営管理部文書学事課私学・宗教法人担当

1 事業の概要

(1) 事業の想定する栃木県国土強靱化地域計画におけるリスクシナリオ  
該当なし

(2) リスクシナリオを回避するための現状分析・評価（事業の趣旨・目的）

東日本大震災又はその他大規模災害による被災を起因とした経済的理由により就学困難な児童生徒の就学機会を確保することを目的とするもの。

(3) 事業の内容

東日本大震災又はその他大規模災害による被災を起因とした経済的理由により就学困難な児童生徒の授業料等を減免した学校設置者に対し、当該減免額を補助する。

学校種	東日本大震災	大規模災害
小・中・高等・中等教育	減免額の全額 (国庫 10/10)	減免額の全額 (国庫 2/3、県 1/3)
専修・各種	減免額の 2/3 (国庫 10/10)	減免額の全額 (国庫 2/3、県 1/3)

(4) 予算額と事業費実績

(単位：千円)

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
予算額	4,018	3,362	3,165	2,184	31,891
事業費実績	1,041	584	0	609	

(5) 財源

(単位：千円)

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
国庫支出金	1,041	584	0	442	
一般財源	0	0	0	167	

(6) 令和元年度の取組と実施状況

① 取組

東日本大震災及び大規模災害（令和元年東日本台風（台風第 19 号））による被災を起因とした経済的理由により就学困難な生徒の授業料の減免を行った学校設置者に対し、当該減免額の補助を行った。

② 実施状況

③ 補助実施状況は、以下のとおり。 (単位：人、円)

区分	対象者数	補助総額	うち国庫	うち一般
東日本大震災	1	109,000	109,000	0
大規模災害 (令和元年東日本台風)	2	500,000	333,000	167,000

(7) 栃木県国土強靱化地域計画における重要業績指標又は各事業の目標値

該当なし

(8) 取組の課題

学校設置者が減免規定を設けない場合、仮に要件に合致する生徒がいたとしても、本県は補助を行うことができない。

(9) 課題に対する対策

各私立学校に制度の趣旨及び必要性を認識させ、減免規定の整備を支援する。

## 2 監査の結果

(1) 対象者の確認方法について

ア 結論

県担当者への質問、関連資料の閲覧等の手続を実施した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

イ 内容

本事業は、(3) 事業の内容に記されているとおり、4 事業に細分化できる。このうち、大規模災害による私立学校被災児童生徒授業料等減免事業の対象者については、世帯での所得制限が付されている。

令和元年度に対象となった生徒の世帯所得金額の確認については、収入がある家族については確定申告書や所得証明書等により確認が行われ、無職の家族については確定申告書に記載された扶養対象者又は非課税証明書により確認がされていた。

(2) 減免規程の整備について

ア 結論

県担当者への質問、関連資料の閲覧等の手続を実施した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

イ 内容

本事業の対象者となるには、減免規定がある私立学校に通う生徒で実際に授業料の減免を受けていることが必要である。

そのため、県は大規模災害発生時に県内私立学校に本事業の制度を通知するとともに、

制度の該当者が見込まれる学校に対して相談等も受け付けていた。

事業 No66 小・中・高校運営費補助金—小・中・高校運営費補助金  
 所属名 経営管理部文書学事課私学・宗教法人担当

## 1 事業の概要

### (1) 事業の想定する栃木県国土強靱化地域計画におけるリスクシナリオ

該当なし

### (2) リスクシナリオを回避するための現状分析・評価（事業の趣旨・目的）

私立学校振興助成法に基づき、私立学校の教育条件の維持・向上及び児童・生徒に係る修学上の経済的負担の軽減を図るとともに、私立学校の経営の安定性を高め、私学教育の健全な発達に資することを目的として、学校法人に対して補助している。

令和元年度においては、国の補正予算（12月13日閣議決定）にて、令和元年東日本台風（台風第19号）等により被災した私立学校施設の災害復旧について、新たに私立高等学校等学校等経常費助成費補助金が増額されたことから、被災した学校に対して運営費補助金の追加支給を行った。

### (3) 事業の内容

事業の内容は、以下のとおり。

区分	補助の概要
通常	国庫補助単価と交付税積算単価を合算して単価を算出し、それに各校生徒数等を勘案した係数を乗じて補助を行う。
教育活動復旧費 （令和元年東日本台風）	国の私立学校施設災害復旧事業の補助対象校について、当該校の復旧に係る経費の1/6以内の額が私立高等学校等経常費助成費補助金の一般補助に加算される。

### (4) 予算額と事業費実績

（単位：千円）

年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
予算額	6,126,594	6,133,166	6,287,146	6,180,541	5,993,878
事業費実績	5,958,261	6,012,681	6,044,865	5,892,049	

### (5) 財源

（単位：千円）

年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
国庫支出金	886,994	884,091	916,153	911,058	年度末判明
一般財源	5,071,267	5,128,590	5,128,712	4,980,991	年度末判明

(6) 令和元年度の取組と実施状況

① 取組

令和元年東日本台風（台風第19号）により被災し、学校施設に損害が発生した高校を設置する2学校法人に対して、運営費補助金の追加支給を行った。

② 実施状況

補助実施状況は、以下のとおり。

区分	対象法人数	補助総額	うち国庫	うち一般
通常	12	5,882,066,300	911,058,000	4,971,008,300
教育活動復旧費 (令和元年東日本台風)	2※	9,982,000	9,982,000	0

※学校法人白鷗大学（白鷗大学足利高等学校・足利市）及び学校法人國學院大學栃木学園（國學院大學栃木高等学校・栃木市）。

(7) 栃木県国土強靱化地域計画における重要業績指標又は各事業の目標値

該当なし

(8) 取組の課題

災害復旧工事が完了する前に、国の私立学校施設災害復旧事業補助金（国の直接補助）の事業計画段階の額を基に運営費補助金（教育活動復旧費）を交付しており、令和2年度の査定結果によっては返還が生じる可能性がある。

(9) 課題に対する対策

国の私立学校施設災害復旧事業補助金（国の直接補助）の事業計画について、7月末に机上調査を受けて減額査定となり、交付額が減額される見込みである。

国の運営費補助金（教育活動復旧費）については、今後返還の必要性が生じた場合は、適切に処理する。

2 監査の結果

ア 結論

県担当者への質問、関連資料の閲覧等の手続を実施した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

イ 内容

特に補足すべき事項はない。

事業 No67 栃木県被災児童生徒就学支援等事業（東日本大震災対応分）－被災児童生徒就学支援等事業

所属名 教育委員会事務局義務教育課総務担当

(1) 事業の想定する栃木県国土強靱化地域計画におけるリスクシナリオ  
該当なし

(2) リスクシナリオを回避するための現状分析・評価（事業の趣旨・目的）

東日本大震災により被災し、就学が困難となった児童、生徒又は就学予定者の就学機会の確保を図るために必要とする経費を支援し、もって教育機会の確保に資することを目的とする。

(3) 事業の内容

東日本大震災により被災し、就学が困難となった児童、生徒又は就学予定者の就学機会の確保を図るために、必要とする経費を支援した市町への補助

(4) 予算額と事業費実績

(単位：千円)

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
予算額	25,609	21,634	19,465	14,481	12,451
事業費実績	11,366	11,680	9,482	8,284	

(5) 財源

(単位：千円)

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
被災児童生徒就学支援等事業交付金（東日本）	11,366	11,680	9,482	8,284	12,451 (予定)

(6) 令和元年度の実施状況

令和元年度は、宇都宮市をはじめとする県内 10 市町に対して支援を実施した。

(7) 栃木県国土強靱化地域計画における重要業績指標又は各事業の目標値

該当なし

(8) 取組の課題

特になし

(9) 課題に対する対策

特になし

## 2 監査の結果

(1) 検査の実施について（意見）

ア 結論

県は、市町からの実績報告について検査の実施を検討する必要がある。

## イ 内容

国が定めた交付要領は以下のとおりである。

### 被災児童生徒就学支援等事業交付金交付要領（一部抜粋）

#### （通則）

第 1 条 被災児童生徒就学支援等事業交付金（以下「交付金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、同法施行令（昭和 30 年政令第 255 号）その他関係法令によるもののほか、この要綱の定めるところによる。

#### （交付の目的）

第 2 条 この交付金は、東日本大震災（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成 23 年法律第 40 号）第 2 条第 1 項に規定する災害で、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第 2 条第 2 項及び第 3 項の市町村を定める政令（平成 23 年政令第 127 号）第 2 条第 1 項及び第 2 項に規定する区域での災害とする。）又はその他大規模災害による被災を起因とした経済的理由により就学困難な幼児、児童又は生徒に対する就学支援等の事業を都道府県が実施するために必要とする経費を国が支援し、もって教育機会の確保に資することを目的とする。

#### （交付決定の取消）

第 13 条 大臣は、第 7 条の交付対象事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号の一に該当する場合には、第 5 条の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 都道府県が、法令又は本要綱に基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合
  - (2) 都道府県が、交付金を交付対象事業以外の用途に使用した場合
  - (3) 都道府県が、交付対象事業に関して不正、怠慢、虚偽、その他不適当な行為をした場合
  - (4) 交付決定の後生じた事情の変更等により、交付対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 前項の規定により第 5 条の交付決定の取り消しを行った場合において、既に当該取消しに係る部分に対する交付金が交付されているときは、交付した交付金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 大臣は、第 1 項第 1 号から第 3 号までの理由により第 5 条の交付決定の取り消しを行い、前項の返還を命じる場合には、その命令に係る交付金の受領の日から納付までの期間に応じて、年利 10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

県は、国への交付申請のために市町から実績報告を受けているが、報告の正確性についての検査を行っていない。交付決定の取消しを受けた場合には加算金も徴収されることから、県は市町からの実績報告についてサンプルを抽出して申請書類との突合を行うなど検査の実施について検討する必要がある。

事業 No68 栃木県被災児童生徒就学支援等事業（大規模災害対応分）－被災児童生徒就学支援等事業

所属名 教育委員会事務局義務教育課総務担当

1 事業の概要

(1) 事業の想定する栃木県国土強靱化地域計画におけるリスクシナリオ  
該当なし

(2) リスクシナリオを回避するための現状分析・評価（事業の趣旨・目的）

大規模災害（令和元年東日本台風（台風第19号））により被災し、就学が困難となった児童、生徒又は就学予定者の就学機会の確保を図るために必要とする経費を支援し、もって教育機会の確保に資することを目的とする。

(3) 事業の内容

大規模災害（令和元年東日本台風（台風第19号））により被災し、就学が困難となった児童、生徒又は就学予定者の就学機会の確保を図るために、必要とする経費を支援した市町への補助

(4) 予算額と事業費実績

（単位：千円）

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
予算額				3,365	2,644
事業費実績				708	

(5) 財源

（単位：千円）

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
被災児童生徒 就学支援等事 業交付金（大 規模）				708	2,644 （予定）

(6) 令和元年度の取組と実施状況

令和元年度は、宇都宮市をはじめとする県内 4 市に対して支援を実施した。

(7) 栃木県国土強靱化地域計画における重要業績指標又は各事業の目標値

該当なし

(8) 取組の課題

特になし

(9) 課題に対する対策

特になし

## 2 監査の結果

### ア 結論

事業 No67「被災児童生徒就学支援等事業」と同じである。

### イ 内容

特に補足すべき事項はない。

## 事業 No70 納税証明（地方税法に基づく制度への対応）

所属名 経営管理部税務課課税・収税担当

### 1 事業の概要

(1) 事業の想定する栃木県国土強靱化地域計画におけるリスクシナリオ

該当なし

(2) リスクシナリオを回避するための現状分析・評価（事業の趣旨・目的）

台風等災害による被災者の負担軽減

(3) 事業の内容

地方税法第 20 条の 10 に基づき、県税事務所及び自動車税事務所において県税の各税目に係る納付（納入）すべき（した）額及び未納額等を証明する書類を交付した。

(4) 予算額と事業費実績

事業費なし

(5) 財源

事業費なし

(6) 令和元年度の取組と実施状況

令和元年度の交付実績：20, 363 件

(7) 栃木県国土強靱化地域計画における重要業績指標又は各事業の目標値

該当なし



(8) 取組の課題

特になし

(9) 課題に対する対策

特になし

2 監査の結果

ア 結論

県担当者への質問、関連資料の閲覧等の手続を実施した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

イ 内容

特に補足すべき事項はない。

事業 No71 災害救助費－豪雨被害関係経費

所属名 県民生活部危機管理課総務企画担当

1 事業の概要

(1) 事業の想定する栃木県国土強靱化地域計画におけるリスクシナリオ

該当なし

(2) リスクシナリオを回避するための現状分析・評価（事業の趣旨・目的）

・被災者の生活立て直し（被災者支援）のため、貸し付けを行う制度。

(3) 事業の内容

・都道府県内において災害救助法が適用された市町村が 1 以上ある災害を対象に、市町村が実施主体となって被災者に貸し付けた資金の同額を県が当該市町村に貸し付けた。

(4) 予算額と事業費実績

(単位：千円)

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
予算額	—	—	—	53,100	
事業費実績	—	—	—	52,300	

(5) 財源

(単位：千円)

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
県債	—	—	—	51,867	
一般財源	—	—	—	433	

(6) 令和元年度の取組と実施状況

- ・県内 6 市（宇都宮市・足利市・栃木市・小山市・鹿沼市・那須烏山市）に合計 39 件、52,300 千円の貸付けを実施した。

(7) 栃木県国土強靱化地域計画における重要業績指標又は各事業の目標値

該当なし

(8) 取組の課題

- ・貸付には所得要件があるので、被災者から市町への償還が滞る事例が発生している。

(9) 課題に対する対策

- ・償還困難者が多い市町を訪問し、償還困難者への対応を助言するなど、市町の適切な債権管理を支援する。

## 2 監査の結果

### ア 結論

県担当者への質問、関連資料の閲覧等の手続を実施した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

### イ 内容

償還困難者は少数であるため、県は、市町からの報告を通じて償還が困難となった債務者を個別に把握しているとのことであった。

## 事業 No72 申告等期限の延長（地方税法及び県税条例に基づく制度への対応）

所属名 経営管理部税務課課税・収税担当

### 1 事業の概要

(1) 事業の想定する栃木県国土強靱化地域計画におけるリスクシナリオ

該当なし

(2) リスクシナリオを回避するための現状分析・評価（事業の趣旨・目的）

台風等災害による被災者の負担軽減

(3) 事業の内容

地方税法第 20 条の 5 の 2、栃木県県税条例第 13 条の規定により、台風等により被害を受けたことによって、納税者が県税の申告等に関する期限までにこれらの行為ができない場合に、災害等がやんだ日から 2 ヶ月以内の範囲でその期限を延長できる制度に対応した。

(4) 予算額と事業費実績

事業費なし

(5) 財源

事業費なし

(6) 令和元年度の取組と実施状況

令和元年度の申告期限の延長実績：18 件

(単位：件、千円)

税目	区分	
法人県民税	件数	11
	税額	268
法人事業税	件数	6
	税額	177
不動産取得税	件数	1
	税額	36

(7) 栃木県国土強靱化地域計画における重要業績指標又は各事業の目標値

該当なし

(8) 取組の課題

特になし

(9) 課題に対する対策

特になし

## 2 監査の結果

### ア 結論

県担当者への質問、関連資料の閲覧等の手続を実施した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

### イ 内容

特に補足すべき事項はない。

## 事業 No73 徴収猶予（地方税法に基づく制度への対応）

所属名 経営管理部税務課課税・収税担当

### 1 事業の概要

(1) 事業の想定する栃木県国土強靱化地域計画におけるリスクシナリオ

該当なし

(2) リスクシナリオを回避するための現状分析・評価（事業の趣旨・目的）

台風等災害による被災者の負担軽減

(3) 事業の内容

地方税法第 15 条の規定により、台風等により被害を受けたことによって県税を一時に納めることができない場合、原則一年以内に限り納税が猶予される制度に対応した。

(4) 予算額と事業費実績

事業費なし

(5) 財源

事業費なし

(6) 令和元年度 of 取組と実施状況

令和元年度の猶予実績：3 件、 4,191,900 円

(7) 栃木県国土強靱化地域計画における重要業績指標又は各事業の目標値

該当なし

(8) 取組の課題

特になし

(9) 課題に対する対策

特になし

## 2 監査の結果

### ア 結論

県担当者への質問、関連資料の閲覧等の手続を実施した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

### イ 内容

令和元年度においては、自動車税、法人県民税、法人事業税の税目で 1 件ずつ徴収猶予が認められている。このうち、佐野市に事業所を有する A 社は、令和元年東日本台風（台風第 19 号）により事業所が床上浸水し、機械設備の故障や棚卸資産の処分による売上高の減少や復旧費用等の多額の支出が見込まれることから、法人県民税と法人事業税の徴収猶予の申請がなされた。本来であれば、当該申請は猶予を受けようとする金額が百万円を超え、かつ、猶予期間が三月を超えるため、担保を徴取する必要があったところ、県税条例 17 条の 6 で定められた担保を徴することができない特別の事情がある場合と認められ、担保提供不要として徴収猶予の許可がなされた。

## 事業 No74 減免（県税条例に基づく制度への対応）

所属名 経営管理部税務課課税・収税担当

## 1 事業の概要

### (1) 事業の想定する栃木県国土強靱化地域計画におけるリスクシナリオ

該当なし

### (2) リスクシナリオを回避するための現状分析・評価（事業の趣旨・目的）

台風等災害による被災者の負担軽減

### (3) 事業の内容

県税条例の規定により、台風等災害による損害の内容や程度に応じて、一定税額が 減免される制度に対応した。

※個人事業税（条例第 67 条）、不動産取得税（同第 84 条、第 85 条）、自動車税環境性能割（同第 105 条）、自動車税種別割（同第 114 条）に適用される。

### (4) 予算額と事業費実績

事業費なし

### (5) 財源

事業費なし

### (6) 令和元年度の取組と実施状況

減免実績 個人事業税：なし

不動産取得税： 4 件、572,000 円

自動車税種別割：7 件、121,000 円

自動車税環境性能割：なし

### (7) 栃木県国土強靱化地域計画における重要業績指標又は各事業の目標値

該当なし

### (8) 取組の課題

特になし

### (9) 課題に対する対策

特になし

## 2 監査の結果

### (1) 減免申請の周知方法について（意見）

#### ア 結論

県は、減免に係る情報を被災者に広く周知するための方法を検討する必要がある。

#### イ 内容

県の説明によると、県税の減免に関する被災した納税者への周知方法は、各県税事務所の窓口には置かれたパンフレット、県のホームページ、令和元年東日本台風（台風第 19 号）の被災後の期日に納税通知を発する納税者に対する納税通知書への案内同封及び税務署主催による被災者向けの雑損控除等の概要説明会でのパンフレットの配布とのことであった。

減免申請については、運用上の配慮はあるものの、納期限が申請期限になるとのことである。しかし、被災直後の被災者が復旧作業の傍らで自ら減免申請に係る情報を得ることは容易ではない。また、減免の対象となるのは県より賦課される税目であるため、所得税などの申告納税による税目と比して被災者自らが納税に関する情報に接する機会が少ない。さらに、個人事業税の納付書は台風上陸前に発送されているため、現金で納付する被災者に対しては減免申請の案内が届いていない。

そのため、県は減免に係る取扱いについては、媒体を通じた広報だけでなく、税務署主催の説明会に県職員を派遣するなどして被災者に広く丁寧に周知する必要がある。

## 事業 No75 被災高齢者・障害者把握事業

所属名 保健福祉部高齢対策課地域支援担当

### 1 事業の概要

(1) 事業の想定する栃木県国土強靱化地域計画におけるリスクシナリオ

該当なし

(2) リスクシナリオを回避するための現状分析・評価（事業の趣旨・目的）

被災した高齢者の心身の様々な課題を把握し、状態の悪化を防ぐため。

(3) 事業の内容

令和元年東日本台風（台風第19号）により被災した地域の高齢者を対象に、被災後の高齢者の心身の様々な課題を把握し、状態の悪化を予防するために、職能団体（介護支援専門員等）と協力して高齢者に個別訪問し必要な助言や相談等を行い、必要に応じて関係機関へつなぐ等の支援を実施。

(4) 予算額と事業費実績

（単位：千円）

年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
予算額	—	—	—	15,971	—
事業費実績	—	-	—	1,883	

(5) 財源

（単位：千円）

年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
老人福祉費補助金	—	—	—	1,883	
一般財源	—	—	—	0	

(6) 令和元年度の取組と実施状況

活動地域	実施日	派遣 専門職員数 (人)	訪問件数			訪問内容								引継ぎ件数							
			在宅		不在	体 質・ 健康	受診 回数	生活 全般	食事 栄養	認知 行動	心理的 支援	介護 保険	その 他	体 質・ 健康	受診 回数	生活 全般	食事 栄養	認知 行動	心理的 支援	介護 保険	その 他
			自宅	移転先																	
足利市	12/11～ 12/13	31	70	0	49	12	3	13	4	2	7	7	1	0	0	2	0	1	0	2	1
栃木市	12/16～ 12/18	18	61	2	31	15	3	9	1	0	1	10	6	4	1	7	0	0	1	3	5
佐野市	1/14～ 1/17	41	274	5	188	30	11	19	0	2	3	14	5	0	0	5	0	1	0	2	5
小山市	1/21～ 1/23	5	21	0	9	0	0	0	0	1	0	28	4	0	0	0	0	1	0	4	3
合 計		95 人	426 人	7 人	277 人																

(7) 栃木県国土強靱化地域計画における重要業績指標又は各事業の目標値

該当なし

(8) 取組の課題

- ・災害時の支援・受援に関して県、市町、職能団体等が協力できる関係構築

(9) 課題に対する対策

- ・平時から市町と職能団体の連携関係を構築

2 監査の結果

(1) 事業の常設化について（意見）

ア 結論

県は、大規模災害発生に備えて、平時におけるとちぎケアマネジャー協会での研修や、市町担当者を対象とした研修会、関係諸団体との連携を図るための連絡会議の開催等を目的として本事業の常設化を検討する必要がある。

イ 内容

本事業は令和元年東日本台風（台風第 19 号）による災害発生後に国から示された補助事業であり、被災生活により状態の悪化が懸念される在宅高齢者に対して、個別訪問等による早期の状態把握、必要な支援の提供へのつなぎ等を被災後おおむね 3 ヶ月以内に集中的に実施し、支援の届かない被災在宅高齢者をつくらないことを目的とする取組である。県では、被災市町の負担を軽減するとともに、専門人員を全県で確保するため、本事業をとちぎケアマネジャー協会に委託し、支援要請のあった上記の 4 市にて事業を実施した。また、国では、災害救助法が適用される地震、台風及び豪雨等の自然災害に備えて、令和 2 年度以降、当該事業が恒久化されている。

県では、大規模災害が再度発生した場合に個別訪問事業が円滑に実施できるようにパッケージを準備しているとのことであったが、事業の常設化はなされていない。災害が発生しないと事業規模が把握できないことをその理由としている。

しかし、本事業は災害発生後に円滑に対応できるように、知識を有した専門人員の育成や確保、市町における体制の整備などを平時から備える必要がある。そのため、県は、とちぎケアマネジャー協会における研修や、市町担当者を対象とした研修会、関係諸団体との連携を図るための連絡会議の開催等を目的として常設化を検討する必要がある。

## 第9章 老朽化対策

### 事業 No76 森林路網整備事業費－林道施設長寿命化事業費

所属名 環境森林部森林整備課技術調整担当

#### 1 事業の概要

(1) 事業の想定する栃木県国土強靱化地域計画におけるリスクシナリオ

該当なし

(2) リスクシナリオを回避するための現状分析・評価（事業の趣旨・目的）

本県の森林資源は成熟期にあり資源の循環利用を促進しなければならない状況であることから、森林整備を推進するため林道の計画的かつ効率的な整備を進める。

(3) 事業の内容

栃木県林道施設長寿命化計画に基づき、県管理林道の舗装修繕を実施する。

(4) 予算額と事業費実績

(単位：千円)

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
予算額	—	—	—	8,570	7,700
前年度からの繰越額	—	—	—	—	—
事業費実績	—	—	—	8,566	
次年度への繰越額	—	—	—	—	

(5) 財源

(単位：千円)

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
県単林道事業費負担金	—	—	—	4,044	
一般財源	—	—	—	4,522	



(6) 令和元年度の取組と実施状況

前日光線外1路線の舗装修繕を実施した。

(7) 栃木県国土強靱化地域計画における重要業績指標又は各事業の目標値

R2～R11年度までの10年間で、19路線の工事を実施する。

(8) 取組の課題

栃木県林道施設長寿命化計画に基づき予防保全を計画的に進める必要がある。

(9) 課題に対する対策

健全性及び路線優先度を踏まえて対策時期を決定し、費用を平準化している。

## 2 監査の結果

### ア 結論

令和元年度における事業内容につきヒアリングをし、必要に応じて関係資料を閲覧した。その結果、特に指摘すべき事項はなかった。

### イ 内容

当事業は、栃木県林道施設長寿命化計画に基づくものであり、目的・位置付けは以下のとおりである。

林道は、森林資源の循環利用促進や山村地域の活性化等のため重要な施設である。当事業は厳しい状況下において適正な維持管理を実施するため、従来の事後保全的（損傷や劣化がある程度進んでからの対策）な修繕・更新だけでなく予防保全的（損傷や劣化が進む前の対策）な修繕を実施し、施設の維持管理に係るトータルコストの削減・平準化を図ることを目的としている。

## 事業 No77-1 医療施設耐震化臨時特例基金事業費－医療施設耐震化臨時特例基金積立金

所属名 保健福祉部医療政策課医療体制整備担当

### 1 事業の概要

(1) 事業の想定する栃木県国土強靱化地域計画におけるリスクシナリオ

救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶、医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルート途絶による医療機能の麻痺

(2) リスクシナリオを回避するための現状分析・評価（事業の趣旨・目的）

災害拠点病院等の医療機関が行う耐震化整備事業に要する経費を助成することにより、災害拠点病院等の耐震性の向上を促進し、地震災害時において適切な医療を提供する体制の確保を図る。

(3) 事業の内容

未耐震の災害拠点病院等の耐震化を目的とした新築、増改築、耐震補強工事に要する経費

(4) 予算額と事業費実績

(単位：千円)

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
予算額	1,030	840	742	583	—
事業費実績	943	579	517	351	

(5) 財源

(単位：千円)

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
医療施設耐震化臨時特例基金	943	579	517	351	

(6) 令和元年度の実施状況

耐震化工事完了医療機関：獨協医科大学病院

(7) 栃木県国土強靱化地域計画における重要業績指標又は各事業の目標値

災害拠点病院（11 病院）の耐震化数：10 病院

(8) 取組の課題

事業終了

(9) 課題に対する対策

事業終了

## 2 監査の結果

### ア 結論

令和元年度における事業内容につきヒアリングをし、必要に応じて関係資料を閲覧した。その結果、特に指摘すべき事項はなかった。

### イ 内容

事業費実績の金額は基金を預け入れている預金口座の利息である。

事業 No77-2 医療施設耐震化臨時特例基金事業費－医療施設耐震化臨時特例基金事業費

所属名 保健福祉部医療政策課医療体制整備担当

## 1 事業の概要

### (1) 事業の想定する栃木県国土強靱化地域計画におけるリスクシナリオ

救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶、医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルート途絶による医療機能の麻痺

### (2) リスクシナリオを回避するための現状分析・評価（事業の趣旨・目的）

災害拠点病院等の医療機関が行う耐震化整備事業に要する経費を助成することにより、災害拠点病院等の耐震性の向上を促進し、地震災害時において適切な医療を提供する体制の確保を図る。

### (3) 事業の内容

災害拠点病院等の耐震化を目的とした新築、増改築、耐震補強工事に要する経費

### (4) 予算額と事業費実績

(単位：千円)

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
予算額	172,814	165,241	114,829	156,740	—
事業費実績	172,440	165,241	114,829	156,740	

### (5) 財源

(単位：千円)

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
医療施設耐震化臨時特例基金	172,440	165,241	114,829	156,740	

### (6) 令和元年度の取組と実施状況

耐震化工事完了医療機関：獨協医科大学病院

### (7) 栃木県国土強靱化地域計画における重要業績指標又は各事業の目標値

災害拠点病院（11 病院）の耐震化数：10 病院

### (8) 取組の課題

事業終了

### (9) 課題に対する対策

事業終了

## 2 監査の結果

### ア 結論

令和元年度における事業内容につきヒアリングをし、必要に応じて関係資料を閲覧した。その結果、特に指摘すべき事項はなかった。

イ 内容

特に補足すべき事項はない。

事業 No78 障害者福祉施設整備助成費－耐震化等整備

所属名 保健福祉部障害福祉課福祉サービス事業担当

1 事業の概要

(1) 事業の想定する栃木県国土強靱化地域計画におけるリスクシナリオ

建物等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

(2) リスクシナリオを回避するための現状分析・評価（事業の趣旨・目的）

重度の障害者の居住の場である障害者支援施設における安全・安心確保のため、建築基準法改正以前（S56年以前）建築の居住棟の耐震化（建替）に要する費用の一部を助成する。

(3) 事業の内容

障害者支援施設の耐震化（建替）

(4) 予算額と事業費実績

（単位：千円）

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
予算額	—	—	—	350,000	—
前年からの繰越額	—	—	—	—	350,000
事業費実績	—	—	—	—	
次年度への繰越額	—	—	—	350,000	

(5) 財源

（単位：千円）

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
国庫	—	—	—	—	
一般財源	—	—	—	—	

(6) 令和元年度の取組と実施状況

障害者支援施設（桜ふれあいの郷）の耐震化（建替）に要する経費を助成

(7) 栃木県国土強靱化地域計画における重要業績指標又は各事業の目標値

耐震診断義務付け対象建築物における耐震化実施率の向上

(8) 取組の課題

該当なし

(9) 課題に対する対策

該当なし

2 監査の結果

ア 結論

耐震化が未定の施設の耐震化を促進する必要がある（意見）。

イ 内容

ヒアリング時点において、耐震化工事の予定がない施設が 1 ヶ所ある。当事業における助成は費用の一部であり、全額ではない。よって、施設側に一部負担があるため。施設の経営状況により耐震化に資金を充てることが困難な場合があることも理解できる。しかし、国が主導し耐震化を進めている趣旨に鑑み、早期に耐震化を実施できるよう促進する必要がある。

事業 No79 幼稚園耐震化事業

所属名 保健福祉部こども政策課子ども・子育て支援班

1 事業の概要

(1) 事業の想定する栃木県国土強靱化地域計画におけるリスクシナリオ

建物等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

(2) リスクシナリオを回避するための現状分析・評価（事業の趣旨・目的）

幼児教育と保育を一体的に提供する認定こども園への移行を予定する幼稚園（既に認定こども園に移行した場合を含む。）の耐震化を促進することにより、災害時に特に配慮が必要となる子どもを安心して育てることができるよう基盤整備を行うことを目的とする。

(3) 事業の内容

認定こども園への移行を予定する私立幼稚園等の耐震化促進に要する経費の助成

(4) 予算額と事業費実績

（単位：千円）

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
予算額	628,863	404,644	596,640	623,764	316,583
事業費実績	428,145	69,614	289,976	562,960	

## (5) 財源

(単位：千円)

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
認定こども園施設整備交付金	—	—	263,334	414,952	
安心こども基金	428,145	69,614	26,642	148,008	

## (6) 令和元年度を取組と実施状況

引き続き、認定こども園への移行を予定する私立幼稚園等の耐震化の促進に努めた。

私立幼稚園等の耐震化率

平成 29 年 4 月(85.3%) → 平成 30 年 4 月(86.5%) → 平成 31 年 4 月(87.0%) →  
令和 2 年 4 月(88.0%)

## (7) 栃木県国土強靱化地域計画における重要業績指標又は各事業の目標値

該当なし

## (8) 取組の課題

毎年度、複数園の耐震化を進めているが、園にとっても多くの費用を要するため、なかなか耐震化が進まない。

## (9) 課題に対する対策

耐震化が進んでいない園に対して、制度の周知を行っている。

## 2 監査の結果

### ア 結論

耐震化工事又は建替えが未定の施設の耐震化を促進する必要がある（意見）。

### イ 内容

令和 2 年 4 月時点において、私立幼稚園等の耐震化率は 88.0%とのことである。当事業の助成は費用の一部であり、全額ではない。よって、施設側に一部負担があるため、施設の経営状況により耐震化に資金を充てることが困難な場合があり耐震化がなかなか進まないことも理解できる。しかし、国が主導し耐震化を進めている趣旨に鑑み、早期に耐震化を実施できるよう運営主体に耐震化を促進する必要がある。

なお、当事業は認定こども園への移行を予定する私立幼稚園及び認定こども園に限定されており、認定こども園へ移行予定のない私立幼稚園等は補助対象外となっている。認定こども園へ移行予定のない私立幼稚園への補助の有無について県に確認したところ、国の事業である私立幼稚園施設整備費補助金にて助成されると回答があった。

事業 No80-1 農業用ハウス強靱化緊急対策事業－被害防止技術講習会等の開催  
所属名 農政部生産振興課いちご野菜担当

1 事業の概要

(1) 事業の想定する栃木県国土強靱化地域計画におけるリスクシナリオ

該当なし

(2) リスクシナリオを回避するための現状分析・評価（事業の趣旨・目的）

本県は平成 18 年の大雪や、平成 30 年の台風 24 号等の自然災害による農業用ハウスの倒壊や破損等が発生した。今後これらの災害の発生を未然に防ぐための対策として、専門家を招聘した技術講習会を各地域で開催し、保守管理に係る対策の周知及び共済への積極的な加入呼びかけを行うとともに、関係機関と連携し防災マニュアルを策定する。

(3) 事業の内容

- ・ 農業用ハウスの保守管理に係る対策の周知及び共済加入促進（パンフレット等の配布）
- ・ 専門家を招聘した技術講習会の開催（指導者向け、農業者向け）
- ・ 農業用ハウス防災マニュアルの作成・配布

(4) 予算額と事業費実績

（単位：千円）

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
予算額	—	—	—	500	2,687
事業費実績	—	—	—	500	

(5) 財源

（単位：千円）

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
国庫補助金	—	—	—	500	

(6) 令和元年度の取組と実施状況

強風や積雪等の自然災害の軽減に向け、ハウスの自己点検や補強手法等の研修会を開催した。（ハウス補強研修会の開催（4回））

(7) 栃木県国土強靱化地域計画における重要業績指標又は各事業の目標値

要対策面積（保守管理(保守管理のみ、補強、建替)が必要なハウス面積）：249ha

(8) 取組の課題

定期的なハウスの自主点検に基づく補強対策の徹底を図るため、研修会の開催やマニュアル等の策定を行い、地域指導者の育成と農業者の確実な実践に向け周知を図る必要がある。

(9) 課題に対する対策

地域指導者が中心となり、現地指導や農業者が集う各種講習会等を活用し、防災に向けた取組（自己保守点検や共済加入等について）適宜周知を行うとともに、年に 1

回程度防災強化月間を設け、農業者への周知徹底を図る。

## 2 監査の結果

### ア 結論

令和元年度における事業内容につきヒアリングをし、必要に応じて関係資料を閲覧した。その結果、特に指摘すべき事項はなかった。

### イ 内容

特に補足すべき事項はない。

事業 No80-2 農業用ハウス強靱化緊急対策事業－既存横行用ハウスの被害防止対策  
所属名 農政部生産振興課いちご野菜担当

## 1 事業の概要

### (1) 事業の想定する栃木県国土強靱化地域計画におけるリスクシナリオ

該当なし

### (2) リスクシナリオを回避するための現状分析・評価（事業の趣旨・目的）

「防災・減災・国土強靱化のための3カ年緊急対策」に基づき老朽化等により十分な耐候性がなく対策が必要な農業用ハウスについて、災害被害を未然に防止するための取組計画を策定した上で実施するハウスの補強や防風ネットの設置等の対策を支援する。

### (3) 事業の内容

今後10年以上の利用が見込まれるハウスを対象に、台風や大雪等の自然災害によるハウスへの被害を軽減するために実施する緊急対策の費用の助成

### (4) 予算額と事業費実績

(単位：千円)

年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
予算額	—	—	186,750	—	90,000
前年度からの繰越額	—	—	—	186,750	—
事業費実績	—	—	—	37,561	
次年度への繰越額	—	—	186,750	—	

### (5) 財源

(単位：千円)

年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
国庫補助金	—	—	—	37,561	



(6) 令和元年度の取組と実施状況

国の平成 30 年度繰越予算により、今後 10 年間農業生産に使用するハウスについて、補強資材や融雪等の機器導入を支援

・ハウスの補強及び融雪機等の導入：20 市町村 68 経営体、延 12.4ha

(7) 栃木県国土強靱化地域計画における重要業績指標又は各事業の目値

要対策面積（保守管理(保守管理のみ、補強、建替)が必要なハウス面積）：249ha

(8) 取組の課題

定期的なハウスの自主点検に基づく補強対策の徹底を図るため、研修会の開催やマニュアル等の策定を行い、地域指導者の育成と農業者の確実な実践に向け周知を図る必要がある。

(9) 課題に対する対策

補強資材や融雪等の機器導入支援は令和 2 年度事業で終了するが、地域指導者が中心となり、現地指導や農業者が集う各種講習会等を活用し、防災に向けた取組（自己保守点検や共済加入等について）適宜周知を行うとともに、年に 1 回程度防災強化月間を設け、農業者への周知徹底を図る。

## 2 監査の結果

(1) 予算と実績の乖離について（意見）

ア 結論

事業費実績が予算額を大幅に下回っており有効に活用されていない。

イ 内容

令和元年度の予算額はゼロ、前年度からの繰越額は 186,750 千円、事業費実績は 37,561 千円と消化率は約 21.1%である。事業費実績が低いことを担当者に確認したところ、平成 30 年度の補正予算要求時には比較的高額となるビニールの張り替えも補助対象に含まれるとの話があったが、ビニールの張り替えは補助対象外となり、当初想定していた金額を下回ったとの回答を得た。高額となるビニールの張り替えが対象外となり事業費実績が当初予定した額より低くなることは理解できるが、より多くの農業者への補助が可能であったと考えられる。折角確保した予算であるのであるから、より多くの農業者に周知し活用してもらえたのではないか。事業の周知は各農業振興事務所での現地活動や栽培講習会等出随時周知を図るとともに、各市町、農協による周知を合わせて実施したとのことである。また、県主催のハウス補修研修会を計 4 回実施し、農業者等が集う農業試験場や県農大のイベント開催時にチラシを配布し周知を行ったとのことである。農協、市町及びビニールハウス関連事業者に対する周知及び協力の体制、方法を見直し、より多くの農業者に活用してもらえる方法を検討する必要があると考える。

また、助成対象となったビニールハウスについて令和元年東日本台風（台風第 19 号）の被害状況について県に確認したところ、パイプハウス等の主な被害は、河川や用排水

路の氾濫等により、農業用ハウス等施設内への浸水による作物の被害がほとんどで、風雨等による被害についての情報はないと回答があった。なお、浸水被害を防止する対策は当事業の対象ではなく実施した案件はなかったとのことである。

## 事業 No81 快適で安全な道づくり事業費（補助）（経済対策）

所属名 県土整備部道路整備課事業管理担当

### 1 事業の概要

#### (1) 事業の想定する栃木県国土強靱化地域計画におけるリスクシナリオ

- ・多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
- ・基幹的陸上交通ネットワークの機能停止
- ・地域交通ネットワークが分断する事態

#### (2) リスクシナリオを回避するための現状分析・評価（事業の趣旨・目的）

- ・孤立可能性地区に通じる道路防災危険箇所等の対策が必要
- ・災害発生時においても安全で信頼性の高い道路ネットワークを確保

#### (3) 事業の内容

- ・土砂災害等に対応した道路法面対策
- ・路面冠水等に対応した排水施設整備
- ・電柱倒壊に対応した無電柱化

#### (4) 予算額と事業費実績

事業名 快適で安全な道づくり事業費（補助）の3細事業の合計値

【細事業名 快適で安全な道づくり事業費（補助）、快適で安全な道づくり事業費（補助）（経済対策）、快適で安全な道づくり事業費（補助）（総合経済対策分）】

（単位：千円）

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
予算額	26,018,611	24,779,698	24,654,081	30,051,471	23,179,700
うち国土強靱化分	(0)	(0)	(3,280,000)	(1,950,000)	(1,786,900)
前年からの繰越額	5,384,780	10,443,625	13,331,841	13,512,759	18,837,411
事業費実績	20,953,762	21,826,317	24,357,955	24,695,316	
次年度への繰越額	10,443,625	13,331,841	13,512,759	18,837,411	

## (5) 財源

(単位：千円)

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
社会資本整備 総合交付金	3,354,397	3,244,867	3,185,148	4,960,973	
防災・安全社会 資本整備総合 交付金	5,977,499	6,375,196	7,009,306	5,486,419	
道路改築費補 助金	1,861,453	2,229,338	2,980,202	2,829,887	
安全で快適な 道づくり事業 費負担金	400,299	153,148	209,833	43,914	
一般財源	9,360,114	9,823,768	10,973,466	11,374,123	

## (6) 令和元年度の取組と実施状況

県内 16 箇所以下以下の対策工事を実施

- ・法面对策 4 箇所（うち令和元年度完成 3 箇所）
- ・冠水対策 9 箇所（うち令和元年度完成 5 箇所）
- ・無電柱化 3 箇所（うち令和元年度完成 0 箇所）

## (7) 栃木県国土強靱化地域計画における重要業績指標又は各事業の目標値

該当なし

## (8) 取組の課題

- ・国が重点的に進める「国土強靱化のための 3 ヶ年緊急対策」後の継続的な防災対策予算の確保が課題である。（緊急輸送道路の未改良区間：約 60 km、緊急輸送道路の事前通行規制区間：約 87 km、県内の道路防災危険箇所：515 箇所）

## (9) 課題に対する対策

- ・強靱化地域計画に基づく事業が、交付金の重点配分対象となるよう、令和 2 年度に国土強靱化パッケージを新設した。また、国による 3 ヶ年緊急対策の継続や対象事業の拡大を国に要望する。

## 2 監査の結果

### ア 結論

令和元年度における事業内容につきヒアリングをし、必要に応じて関係資料を閲覧した。その結果、特に指摘すべき事項はなかった。

### イ 内容

当事業において対策を行った箇所につき令和元年東日本台風（台風第 19 号）の被害状況を県に確認したところ、当該事業箇所については、平成 30 年度補正予算から対策を開

始しており、令和元年東日本台風（台風第 19 号）発災時点で整備が完了していなかったと回答を得た。

## 事業 No82 道路保全事業（補助）

所属名 県土整備部 道路保全課 計画保全担当

### 1 事業の概要

(1) 事業の想定する栃木県国土強靱化地域計画におけるリスクシナリオ

- 社会資本等の老朽化対策
- 道路の防災・減災対策及び耐震化

(2) リスクシナリオを回避するための現状分析・評価（事業の趣旨・目的）

- 社会資本等の適正な維持管理と計画的な修繕・更新による長寿命化
- 災害発生時においても安全で信頼性の高い道路ネットワークを確保するため、減災防災対策、橋梁の耐震化を実施

(3) 事業の内容

- 橋梁・トンネル等の長寿命化計画及び法定点検の結果に基づく計画的な修繕
- 道路法面の減災・防災対策及び緊急輸送道路等の重要な路線にある橋梁の耐震化

(4) 予算額と事業費実績

（単位：千円）

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
予算額	3,255,588	2,321,717	2,814,334	3,803,562	2,608,000
前年からの繰越額		754,668	669,790	1,020,732	1,708,811
事業費実績	2,500,912	2,409,595	2,463,392	3,115,483	
次年度への繰越額	754,668	666,790	1,020,732	1,708,811	

(5) 財源

（単位：千円）

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
防災安全交付金	1,320,906	1,235,497	1,311,493	1,678,283	
特定財源		38,000.	45,000	50,000	
一般財源	1,198,006	1,136,098	1,106,899	1,387,200	

(6) 令和元年度の取組と実施状況

老朽化対策としては（主）国道 123 号線、鬼怒大橋の補修等、法定点検の結果に基づく各橋梁の補修を実施。また、（一）栗山日光線 六方沢橋の耐震補強を実施。

防災・減災対策としては（主）黒磯棚倉線の法面对策等を実施。

(7) 栃木県国土強靱化地域計画における重要業績指標又は各事業の目標値

○緊急輸送道路上の耐震が必要な橋梁の整備率

令和 2 年度 100% (244 橋/244 橋)

○防災点検における要対策箇所の整備率

令和 2 年度 75.3% (975 箇所/1,294 箇所)

(8) 取組の課題

○老朽化対策については計画及び点検結果に基づき着実に事業を実施する。

○防災・減災対策については緊急輸送道路や沿道環境等の路線の特性を把握した上で、着実に事業を実施する。

(9) 課題に対する対策

○老朽化対策、防災・減災対策ともに必要な時期に必要な事業が着実に実施できるよう、予算を確保するとともに詳細設計、用地確保等を先行することで、対策工事を円滑に推進する。

## 2 監査の結果

### ア 結論

令和元年度における事業内容につきヒアリングをし、必要に応じて関係資料を閲覧した。その結果、特に指摘すべき事項はなかった。

### イ 内容

当事業において対策を行った箇所につき令和元年東日本台風（台風第 19 号）の被害状況を県に確認したところ、対策を実施した箇所につき被害はなかったと回答を得た。

## 事業 No83 県有建築物耐震化推進事業費－県有建築物耐震化推進事業費

所属名 県土整備部建築課耐震推進担当

### 1 事業の概要

(1) 事業の想定する栃木県国土強靱化地域計画におけるリスクシナリオ

建物等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生。

(2) リスクシナリオを回避するための現状分析・評価（事業の趣旨・目的）

東日本大震災の発生時に被害が顕著であった天井、外壁、窓ガラス、エレベーター、エスカレーター、ブロック塀等の非構造部材について、耐震対策の促進を図る必要が

ある。

(3) 事業の内容

栃木県建築物耐震改修促進計画(二期計画：H28～R2 年度)に基づき、県有建築物に存する、現行の建築基準法に適合させる改修工事を実施する。

(4) 予算額と事業費実績

(単位：千円)

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
予算額	82,157	30,228	296,430	763,939	403,449
前年からの繰越額	83,955	59,639	3,910	186,902	196,016
事業費実績	101,617	55,110	111,602	701,007	
次年度への繰越額	59,639	3,910	186,902	196,016	

(5) 財源

(単位：千円)

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
社会資本整備 総合交付金	0	4,576	12,908	59,163	
一般財源	101,617	50,534	98,694	641,844	

(6) 令和元年度の取組と実施状況

設計完了 5 施設 8 カ所

工事着手 2 施設 4 カ所

工事完了 3 施設 4 カ所

No		施設名称	室名	事業内容・完了件数・進捗率								
施設	箇所			H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
1	1	県央産業技術専門校	体育館	設	工							
2	2	県南産業技術専門校	講堂	設	工							
3	3	とちぎ健康づくりセンター	展示室	設	工							
4	4	産業技術センター	エントランスホール		設	工						
	5		多目的ホール		設	工						
5	6	とちぎ福祉プラザ	多目的ホール			設	工					
6	7	県北体育館	サブアリーナ			設	工					
	8		メインアリーナ			設	工	工				
	9		武道場			設	工	工				
7	10	県南体育館	メインアリーナ				設	工	工			
	11		サブアリーナ				設	工	工			
	12		エントランスホール				設	工	工			
8	13	本庁舎	エントランスホール				設	工				
9	14	栃木県総合文化センター	メインホール			設	工	工				
10	15	温水プール館	アリーナ					設	工	工		
11	16	総合教育センター	エントランスホール					設	工			
	17		大講義室					設	工			
12	18	とちぎ男女共同参画センター	ホール					設		工	工	
3	19	とちぎ健康づくりセンター	プール					設	工	工		
	20		講堂					設		工		
13	21	栃木県立宇都宮産業展示館	大展示室					設			工	工
	22		エントランスホール					設			工	工
14	23	子ども総合科学館	1階展示場								設	工
15	24 25	栃木県体育館	プール 道場	R3年度以降に解体予定 実施せず								

(7) 栃木県国土強靱化地域計画における重要業績指標又は各事業の目標値

該当なし

(8) 取組の課題

取組対象となる建築物の所管部局等と、引き続き実施スケジュール等の調整を行う

必要がある。

#### (9) 課題に対する対策

年度始めに、庁内担当者と打合せの機会を持つなどして、適切な連絡体制を構築し、適宜情報共有を行う。

## 2 監査の結果

### ア 結論

令和元年度における事業内容につきヒアリングをし、必要に応じて関係資料を閲覧した。その結果、特に指摘すべき事項はなかった。

### イ 内容

当事業は、特定天井のある施設を対象としている。特定天井とは、①吊り天井、②天井の高さ 6m 超、③面積 200 m<sup>2</sup>、④質量 2kg/m<sup>2</sup>超、⑤人が日常利用する場所に設置されているという要件全てを満たした天井であり、脱落によって重大な危害を生ずる可能性がある天井のことを意味する。

また、当事業は栃木県建築物耐震改修促進計画（二期計画：平成 28 年度～令和 2 年度）に基づき実施されているが、二期計画の最終年度である令和 2 年度に完了しなかった要因を県に確認した。これは、防災拠点等を優先的に耐震化したためであった。現時点で耐震化が完了していない建築物のうち、温水プール館以外は、防災拠点や避難所に指定されていない施設である。最も着手が遅い子ども総合科学館は、特定天井のある展示室につき二期計画策定後に展示フロアや展示物のリニューアルが予定されたため、耐震改修工事をリニューアルと同時設計、同時改修する必要が生じ着手時期が遅くなった。リニューアル工事と耐震改修工事を同時に執行することで、設計、工事の抜け、漏れ、重複等の防止、工事に伴う休館期間の短縮等に効果があり、安全性確保に向け、経済性や利便性を最大限配慮した執行スケジュールとしたとのことである。

## 事業 No84 足尾発電所水圧鉄管等耐震性能照査業務委託

所属名 企業局電気課施設担当

### 1 事業の概要

#### (1) 事業の想定する栃木県国土強靱化地域計画におけるリスクシナリオ

建物等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

【社会資本等の老朽化対策】

#### (2) リスクシナリオを回避するための現状分析・評価（事業の趣旨・目的）

大規模地震により、足尾発電所の調圧水槽及び水圧鉄管が破損した場合、直下にある国道 122 号（第 1 次緊急輸送道路）や人家に大きな被害が及ぶおそれがある。



このため、足尾発電所の調圧水槽及び水圧鉄管の耐震性能照査を行ったものである。

(3) 事業の内容

- ・コンクリート構造物の物性調査 1式
- ・耐震性能照査に用いるレベル2地震動の設定 1式
- ・調圧水槽及び水圧鉄管の耐震性能の照査 1式

(4) 予算額と事業費実績

(単位：千円)

年度	令和元年度	令和2年度
予算額	28,171	—
事業費実績	19,085	

(5) 財源

(単位：千円)

年度	令和元年度
電気事業会計	19,085

(6) 令和元年度の取組と実施状況

足尾発電所調圧水槽及び水圧鉄管のレベル2地震動に対する耐震性能照査を実施

(7) 栃木県国土強靱化地域計画における重要業績指標又は各事業の目標値

該当なし

(8) 取組の課題

調圧水槽及び水圧鉄管はレベル2地震動に対する耐震性能を満足していないことが判明した。

(9) 課題に対する対策

R3年度以降に耐震補強工事を見据えた土質調査及び耐震補強詳細設計を実施する予定である。

2 監査の結果

ア 結論

令和元年度における事業内容につきヒアリングをし、必要に応じて関係資料を閲覧した。その結果、特に指摘すべき事項はなかった。

イ 内容

特に補足すべき事項はない。

事業 No85 鬼怒水道用水供給事業－（鬼水）管路施設耐震（簡易）診断業務委託  
所属名 企業局水道課施設担当

1 事業の概要

- (1) 事業の想定する栃木県国土強靱化地域計画におけるリスクシナリオ  
上水道等の長期間にわたる供給停止
- (2) リスクシナリオを回避するための現状分析・評価（事業の趣旨・目的）  
災害発生時の水道用水の長期停止を回避するため、既存管路の耐震性能の評価・診断を行い、耐震工事等の基本計画策定のための基礎資料とすることを目的に実施。
- (3) 事業の内容  
管路の耐震診断調査
- (4) 予算額と事業費実績

（単位：千円）

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
予算額	－	－	－	18,755	－
事業費実績	－	－	－	8,734	

(5) 財源

（単位：千円）

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
水道事業会計	－	－	－	8,734	

- (6) 令和元年度の取組と実施状況  
（鬼水）管路施設耐震（簡易）診断業務委託の実施
- (7) 栃木県国土強靱化地域計画における重要業績指標又は各事業の目標値  
該当なし
- (8) 取組の課題  
管路の耐震化には多額の費用を要する。
- (9) 課題に対する対策  
優先順位や実施時期の検討及び補助金等の検討

2 監査の結果

ア 結論

令和元年度における事業内容につきヒアリングをし、必要に応じて関係資料を閲覧した。その結果、特に指摘すべき事項はなかった。

イ 内容

特に補足すべき事項はない。

事業 No86-1 警察施設整備費－警察署庁舎建設費（継続費）

所属名 警察本部警務部会計課施設室担当

1 事業の概要

(1) 事業の想定する栃木県国土強靱化地域計画におけるリスクシナリオ

建物等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

(2) リスクシナリオを回避するための現状分析・評価（事業の趣旨・目的）

大規模災害発生時における防災拠点として、今後急速に進行する警察施設等の老朽化に対応するため、計画的に整備する。

(3) 事業の内容

宇都宮東警察署は、施設の老朽化、耐震性の確保、及び庁舎や駐車場の狭隘解消のため移転建替をするものである。

(4) 予算額と事業費実績

(単位：千円)

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
予算額	—	—	—	332,220	2,280,441
前年からの繰越額	—	—	—	—	60,706
事業費実績	—	—	—	271,514	
次年度への繰越額	—	—	—	60,706	

(5) 財源

(単位：千円)

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
一般単独事業債	—	—	—	186,000	
教育・福祉施設等整備事業債	—	—	—	2,000	
県有施設整備基金	—	—	—	53,000	
都道府県警察施設整備費補助金				2,852	
警察施設造成事業受託金				16,555	
一般財源				11,107	

(6) 令和元年度の取組と実施状況

建設工事（事業：平成 29 年度から令和 3 年度まで）

(7) 栃木県国土強靱化地域計画における重要業績指標又は各事業の目標値

防災上重要な県有建築物の耐震化率（栃木県建築物耐震改修促進計画（二次計画）：  
令和 2 年度末 100%）

(8) 取組の課題

県民の安全と安心を支える警察活動基盤を確立することが重要であることから、老朽・狭隘化した警察署の建替え等を計画的に実施していく必要がある。

特に、耐震基準に満たないと診断された宇都宮中央警察署の早期建替を推進する。

(9) 課題に対する対策

移転建替を見据えた用地取得を関係機関と連携を図りながら進めるとともに、現在策定中の公共施設等総合管理計画に沿った施設設計や整備手法について検討する。

## 2 監査の結果

### ア 結論

令和元年度における事業内容につきヒアリングをし、必要に応じて関係資料を閲覧した。その結果、特に指摘すべき事項はなかった。

### イ 内容

特に補足すべき事項はない。

## 事業 No86-2 警察施設整備費－警察署庁舎建設費

所属名 警察本部警務部会計課施設室担当

### 1 事業の概要

(1) 事業の想定する栃木県国土強靱化地域計画におけるリスクシナリオ

建物等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

(2) リスクシナリオを回避するための現状分析・評価（事業の趣旨・目的）

大規模災害発生時における防災拠点として、今後急速に進行する警察施設等の老朽化に対応するため、計画的に整備する。

(3) 事業の内容

宇都宮東警察署は、施設の老朽化、耐震性の確保、及び庁舎や駐車場の狭隘解消のため移転建替をするものである。

(4) 予算額と事業費実績

(単位：千円)

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
予算額	—	91,534	36,813	4,212	5,603
前年からの繰越額	—	—	36,921	—	—
事業費実績	—	50,361	45,973	—	
次年度への繰越額	—	36,921	—	—	

(5) 財源

(単位：千円)

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
一般単独事業債	—	25,000	35,000	—	
県有施設整備基金	—	10,000	—	—	
一般財源	—	15,360	10,973	—	

(6) 令和元年度 of 取組と実施状況

建設工事（事業：平成 29 年度から令和 3 年度まで）

(7) 栃木県国土強靱化地域計画における重要業績指標又は各事業の目標値

防災上重要な県有建築物の耐震化率（栃木県建築物耐震改修促進計画（二次計画）：令和 2 年度末 100%）

(8) 取組の課題

県民の安全と安心を支える警察活動基盤を確立することが重要であることから、老朽・狭隘化した警察署の建替え等を計画的に実施していく必要がある。

特に、耐震基準に満たないと診断された宇都宮中央警察署の早期建替を推進する。

(9) 課題に対する対策

移転建替を見据えた用地を取得をするため、関係機関と連携を図りながら進めるとともに、現在策定中の公共施設等総合管理計画に沿った施設設計及び整備手法について検討する。

## 2 監査の結果

### ア 結論

令和元年度における事業内容につきヒアリングをし、必要に応じて関係資料を閲覧した。その結果、特に指摘すべき事項はなかった。

### イ 内容

宇都宮東警察署につき耐震改修ではなく建て替えとなった理由を確認した。宇都宮東警察署庁舎は、昭和43年3月に建築された経年52年の警察署である。施設の老朽化及び耐震強度不足に加え、犯罪情勢の悪化に伴う業務量の増加により増員が図られてきたことや、業務のOA化、捜査資機材の整備及び被害者相談室等の設置により、施設の狭隘化が著しく業務に支障をきたしているとのことである。また、敷地の狭隘により、自動車を利用する来庁者の増加に対応した駐車スペースの確保ができない等、駐車場不足が慢性化していることから、別地に新築移転することとなった。

警察署は、防災上重要な県有建築物に該当し、栃木県建築物耐震改修促進計画（二期計画：平成28年度～令和2年度）において、令和2年度末で耐震化率100%を目標としていたが、ヒアリング時点において宇都宮東警察署（令和3年度完成予定）及び宇都宮中央警察署（建替え予定だが、建設予定地は未定）の2警察署が耐震化未了であることから、二期計画策定時においてスケジュールに問題がなかったのか担当部署に確認を行った。二期計画策定時は、防災上重要な県有建築物として令和2年度までに耐震化率100%を目標に2警察署とも期間内に工事着手する計画であった。しかしながら、宇都宮東警察署は期間内に予算化され着手することができたが、宇都宮中央警察署については、移転先が決まらないことから未定となっているとのことである。

## 事業 No87 被災警察施設等緊急補修費一政策経費 B・投資

所属名 警察本部警務部会計課施設室担当

### 1 事業の概要

- (1) 事業の想定する栃木県国土強靱化地域計画におけるリスクシナリオ  
県及び市町の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
- (2) リスクシナリオを回避するための現状分析・評価（事業の趣旨・目的）  
警察施設の防災拠点機能の確保（被災した警察施設の迅速な復旧）
- (3) 事業の内容

令和元年東日本台風（台風第19号）により、本部出先庁舎、警察署庁舎、交番・駐在所、職員宿舎等警察施設が被災したことから、早急に復旧するための緊急補修を実施した。

(4) 予算額と事業費実績

(単位：千円)

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
予算額	—	—	—	73,758	—
前年からの繰越額	—	—	—	—	—
事業費実績	—	—	—	72,469	
次年度への繰越額	—	—	—	—	

(5) 財源

(単位：千円)

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
災害復旧事業債	—	—	—	39,000	
都道府県警察施設災害復旧費補助金	—	—	—	15,009	
一般財源	—	—	—	18,460	

(6) 令和元年度の取組と実施状況

被災施設の迅速な復旧

(7) 栃木県国土強靱化地域計画における重要業績指標又は各事業の目標値

該当なし

(8) 取組の課題

大規模災害発生時における迅速かつ的確な災害応急対策を実施するため、救助活動等において重要な役割を担う防災拠点について、関係機関と連携を図りながら、計画的に整備していく必要がある。

(9) 課題に対する対策

現在策定中の公共施設等総合管理計画に沿って適切な維持管理と計画的な修繕・更新による長寿命化の推進を行う。

2 監査の結果

ア 結論

令和元年度における事業内容につきヒアリングをし、必要に応じて関係資料を閲覧した。その結果、特に指摘すべき事項はなかった。

イ 内容

当事業において、計 28 か所の改修工事を行った。主な改修工事は、栃木警察署庁舎監視カメラほか改修工事、栃木警察署皆川城内駐在所庁舎部分解体工事、栃木警察署大平待機宿舎給水ポンプほか改修工事等である。

事業 No88 被災警察施設等緊急補修費－政策経費 B・投資

所属名 警察本部会計課安全施設係担当

1 事業の概要

(1) 事業の想定する栃木県国土強靱化地域計画におけるリスクシナリオ

地域交通ネットワークが分断する事態

(2) リスクシナリオを回避するための現状分析・評価（事業の趣旨・目的）

更新時期が過ぎても更新できない信号機がストックされている。

(3) 事業の内容

令和元年東日本台風（台風第 19 号）により、信号機制御機が浸水し損傷したため復旧を行った。

(4) 予算額と事業費実績

（単位：千円）

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
予算額	—	—	—	4,024	—
事業費実績	—	—	—	4,024	

(5) 財源

（単位：千円）

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
国庫補助金	—	—	—	2,794	
一般財源	—	—	—	1,230	

(6) 令和元年度の実施状況

制御機を浸水水位よりも上に取り付けることで、以後の浸水対策とした。

(7) 栃木県国土強靱化地域計画における重要業績指標又は各事業の目標値

該当なし



## (8) 取組の課題

交通信号機の現状を把握、分析し、中長期的視点に立った維持管理を継続するとともに、維持管理・更新等に必要な予算、事業量の確保を図る。

## (9) 課題に対する対策

真に必要な箇所を選定し、優先順位を付け更新していく。

## 2 監査の結果

### ア 結論

令和元年度における事業内容につきヒアリングをし、必要に応じて関係資料を閲覧した。その結果、特に指摘すべき事項はなかった。

### イ 内容

当事業は県内 7 カ所の浸水、損傷した信号機制御機の復旧工事を令和 2 年 1 月から 3 月にかけて実施している。復旧工事が開始されるまで数ヶ月要していることから、復旧工事が開始されるまでの対応を県に確認したところ、新規の信号機制御機を取り付けるまでの間、修繕工事の一環として業者保有の代替機を取り付け信号機を稼働させていたと回答があった。

また、ハザードマップ上浸水の可能性が高い場所の信号機制御機について今後設置位置を高くする等の対応を行う予定があるのか県に確認を行ったところ、以下の回答があった。今後、河川に近接した信号機を更新する場合、信号機制御機のかさ上げを検討していく。また、ハザードマップを参考に現地にある想定浸水深表示看板を基に個別に高さ調整を行う必要があると考えているとのことである。

## IV その他所見

各事業の監査の結果については、以上のとおりであるが、事業主管課の監査の過程で事業とは直接関連はないが追加して質問した事項を、以下、所見として記載する。

### 1 各種防災情報を踏まえた事前対応

#### ア 所見

県全体として浸水想定区域図やハザードマップ等、各種防災に関する情報を踏まえた対策をする体制がとられているか見直す必要がある。

#### イ 内容

第 1 章事業 No7-1 及び事業 No7-2 においてその災害復旧に係る事業を監査対象としている県南技術支援センターは、令和元年東日本台風（台風第 19 号）により隣接する秋山川が氾濫したことで浸水被害を受けた。当センターでは中小企業のものづくりにおけ

る技術的なサポートを行うため、各種測定や分析などができる機械装置も備えており、非常に高価な機器もあったが、浸水被害により施設の修繕ばかりではなく、これらの機器の更新を余儀なくされた。

浸水被害をうけ、今後の対策として、大雨特別警報発令の可能性が発表された段階で、初期活動を開始することとし、土のうの配置や防水措置などの浸水対策を施すこととしている。また一部の機器も1階から2階に設置場所を変更している。

令和元年東日本台風（台風第19号）が接近するまえの事前対応としては、管財課からの指示により、屋上排水溝の点検、清掃や、強風対策などは実施していたが、浸水を想定した対策までは実施していなかった。「利根川水系秋山川洪水浸水想定区域図（計画規模）」（平成30年6月5日公表）をみると、秋山川流域において24時間総雨量285mmの場合、0.5mから3m未満の浸水をするエリアに当センターが所在していることがわかる。令和元年東日本台風（台風第19号）接近前に気象庁は関東甲信越の13日12時までの24時間雨量は多いところで300mmから500mmと発表していることから、情報の上では浸水の想定は可能であったと思われる。

栃木県の国土強靱化計画における市街地浸水対策として、円滑な避難のためハザードマップの有効活用を支援するとしているが、資産の被害を少なくする対応としても浸水想定区域図やハザードマップなどの情報は有効と考えられる。事前対応の指示のため、浸水想定区域図などの各種情報が県全体として活用されている体制となっているか見直す必要がある。

## 2 利水施設の治水利用について

### ア 所見

事業No38「農村集落基盤再編・整備事業－県営中山間地域総合整備事業」の事業とは直接関係がないが、事業において緊急点検の対象施設となった菅又調整池及び塩田調整池等の利水ダムについて、既存の利水ダムとしての位置付けを超えて、荒川の洪水や水害の観点から治水対策としての利用が可能なものか否か担当課と意見交換を行った。

説明では、菅又調整池及び塩田調整池について施設の所有者が国であって県は管理委託を受けている立場にあるため施設の多目的利用の権限はなく、また、洪水時における泥水の吸引は技術的に困難であるとの主張であった。

しかし、洪水対策が河川整備中心では限界があると認識されつつある中、河川整備に加えて効果的にかつ経済的に河川氾濫を防ぐことができるならば、既存の利水施設の改良工事を含めた様々な観点から可能性を探っていくことが求められる。

### イ 内容

#### ① 水源から圃場までの農業用水の流れ

菅又調整池及び塩田調整池の水源は荒川である。農業用水は、森田頭首工から取水され、森田揚水機場から塩田調整池まで圧送される。更に、塩田調整池から塩田揚水機場

で菅又吐水槽及び大川吐水槽に圧送され、一水路は菅又吐水槽を經由して菅又調整池へ送水される。

## ② 菅又調整池の稼働状況

菅又調整池の実水位、揚水量、電気代の過去5年間の数値を提出してもらい季節的な変動を確認した。

菅又調整池への揚水は、毎年4月から開始し、8月ないし9月頃まで行われている。平成27年の関東・東北豪雨や令和元年東日本台風（台風第19号）の際は、明らかに菅又調整池への揚水は減少しており70万 $\text{m}^3$ の水準になっている。また、塩田揚水機場から菅又吐水槽に圧送するために掛かる電気代は、塩田揚水機場からの圧送が大川吐水槽の分も含まれているため、菅又調整池への揚水量と必ずしも比例しているわけではないが、圧送のための電気代が毎年12百万円から13百万円発生している。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
揚水量( $\text{m}^3$ )	722,304	1,193,184	1,034,208	1,134,948	768,960
電気代(千円)	12,021	9,350	12,606	13,661	13,562

## ③ 治水対策としての機能の可能性

昨今、想定を超える豪雨に襲われる状況の中、治水ダムの事前放流の議論とともに菅又調整池のような利水ダムやため池に対しても、本来の農業用水としての機能のほか治水対策としての利用が注目されている。菅又調整池の実水位は、過去5年間(H22～H26)の平均によると常時満水位127.5mに対して、10月から翌年3月頃までは125.00mでほぼ一定の水位を維持している。農業用水としての利用が始まる4月から9月にかけて、水位は配水と揚水、及び梅雨時の天水貯水により乱高下するが、それでも最低水位は8月下旬の121.7mほどである。菅又調整池の利用水深は18.5mであるが、常時満水位127.5mを基準にすると108.0mまで水位を下げる事が理論的に可能である。総貯水量490千 $\text{m}^3$ を治水対策として有効活用できれば、取水をしている荒川の氾濫を防ぐ1つの手段となる。しかし、菅又調整池や塩田調整池は、河川より標高が高い位置にあるため豪雨時に事前放流を行ったとしても、調整池の周辺の雨水の受け皿的な機能に多くは期待できない。

これまで4月から8月にかけて行ってきた揚水の時期を、水害の危険性が高い台風シーズンや秋雨前線の活動が活発な時期に、豪雨の最中に荒川の水位を下げる効果を兼ねて揚水を実施すること等が考えられないか確認した。しかし、現状の施設において洪水時の泥水をポンプで汲み上げることが、施設の故障の原因となり兼ねず不可能ではないかとの回答であった。また、施設の所有者は国であるため、県の立場として農業用水の確保という目的とは別の目的に施設を使用する権限はないということである。

以上のように、調整池の多目的利用は現状ではほぼ不可能という結論であるが、事業No49において触れたように大規模な水害が頻発する昨今、国において「流域治水」という考え方が導入されている。洪水を「流す」ための河川整備では限界があることが認識されつつある中、利水ダムや調整池を「貯める」ための治水目的に活用できないかということが真剣に検討される時期に来ている。